

中小企業に関する法律マニュアル

2014年03月

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

目次

I. 中小企業基本法.....	2
第1章 目的.....	2
第2章 中小企業の範囲	2
第3章 政府などの責務	9
第4章 中小企業者などの責務.....	14
II. 中小企業創業支援法.....	15
第1章 目的および適用範囲	16
第2章 創業者などに対する支援	18
第3章 創業教育センターの事業者.....	20
第4章 中小企業創業投資会社.....	23
第5章 中小企業創業投資組合.....	33
第6章 中小企業相談会社.....	42
第7章 創業手続	45
第8章 付 則.....	51
III. 中小企業振興に関する法律.....	55
第1章 目的と定義.....	55
第2章 中小企業の構造高度化.....	56
第3章 中小企業の経営基盤の拡充.....	57
第4条 中小企業の社会的責任経営	64
第5条 中小企業創業および振興基金.....	65
第6条 中小企業振興公団.....	68
第7条 補 則	71
第8条 罰 則	72
IV. 中小企業事業転換の促進に関する特別法	72
第1章 総 則.....	72

第2章	事業転換促進体系の構築	73
第3章	事業転換計画の承認	74
第4章	事業転換手続の円滑化	75
第5章	事業転換促進のための支援事業	81
第6章	補則	84
V.	中小企業技術革新促進法	87
第1章	総則	87
第2章	中小企業技術革新促進計画の樹立および推進	88
第3章	中小企業技術革新の促進のための支援事業	91
第4章	中小企業技術革新の促進基盤の拡充および優待措置	99
第5章	補則	101
VI.	障害人企業活動の促進法	106
第1章	目的と定義	106
第2章	国などの責任および差別的慣行の是正	107
第3章	障害人企業活動の促進	107
第4章	管理および指導・監督	111
VII.	中小企業人材支援特別法	114
第1章	目的と定義	114
第2章	適用範囲と国などの責務	115
第3章	中小企業人材支援基本計画書の樹立および施行	115
第4章	中小企業の人材需給の円滑化	117
第5章	中小企業の人材構造の高度化および在職者の訓練強化	121
第6章	中小企業の人材流入のための環境造成	123
第7章	補則	128
VIII.	ベンチャー企業育成に関する特別措置法	130
第1章	総則	130
第2章	ベンチャー企業を育成するための基盤の構築	133

第3章 補則.....	157
IX.下請取引の公正化に関する法律.....	160
付録:中小企業の法人税申告に関する主要内容.....	182

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が税務法人三友SNTAに作成を委託し、2014年3月現在入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail: OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ソウル事務所

E-mail: KOS@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font, enclosed in a thin black rectangular border.

I. 中小企業基本法

第1章 目的

第2章 中小企業の範囲

第3章 政府などの責務

第4章 中小企業者などの責務

I. 中小企業基本法

[法律第 12007 号、2013.8.6、一部改正]

第 1 章 目 的

「中小企業基本法」は、中小企業の指向すべき方向と中小企業の育成のための施策の基本的な事項を規定することによって、創造的かつ自主的な中小企業の成長を助長し、産業構造の高度化と国民経済の均衡のある発展を図ることを目的とする。(法第 1 条)

第 2 章 中小企業の範囲

1. 中小企業者の範囲(法第 2 条)

(1) 適用対象

「中小企業基本法」および同法施行令では、中小企業範囲の適用対象となる企業は、営利を目的として事業を営む株式会社、合名会社、合弁会社、有限会社、個人事業者、営利特別法人などに限定している。それゆえ、事業者登録をした法人や特別法によって設立された法人であっても、設立根拠法令で非営利事業者として規定した事業者、法人、および団体は、「中小企業基本法」の適用対象とならないため、中小企業者になれない。

また、非営利法人が固有目的を遂行するために収益事業を行うケースもあるが、この場合、収益事業を非営利法人の名義とする場合には中小企業になれず、別途の法人や事業体を設立して収益事業を営む場合にはその別途法人は中小企業に該当することができる。

「社会的企業育成法」第 2 条第 1 号による社会的企業のうち、大統領令で定める社会的企業とは、中小企業を育成するための施策対象となる中小企業である。

(2) 中小企業の要件(営利企業)

中小企業施策の対象となる中小企業は、中小企業範囲基準、中小企業の除外基準、所有および経営の実質的な独立性基準などの次の要件のすべてに適合した企業とする。

1) 中小企業の範囲基準

■中小企業の範囲(別表 1)

※該当業種の分類および分類番号は、統計法第 22 条の規定によって統計庁長が告示した韓国標準産業分類による。

該当業種	標準産業分類番号	範囲基準
製造業	C	通常勤労者数 300 人未満

該当業種	標準産業分類番号	範囲基準
		または資本金 80 億万円以下
鉱業 建設業 運輸業	B F H	常時勤労者数 300 人未満 または資本金 30 億万円以下
出版、映像、放送通信および情報サービス業 事業施設管理および事業支援サービス業 専門、科学および技術サービス業 保健業および社会福祉サービス業	J N M Q	常時勤労者数 300 人未満 または売上高 300 億万円以下
農業、林業および漁業 電気、ガス、蒸気および水道事業 卸売および小売業 宿泊および飲食店業 金融および保険業 芸術、スポーツおよび余暇関連サービス業	A D G I K R	常時勤労者数 200 人未満 または売上高 200 億万円以下
下水、廃棄物処理、原料再生および環境復元業 教育サービス業 修理、その他個人サービス業	E P S	常時勤労者数 100 人未満 または売上高 100 億万円以下
不動産業および賃貸業	L	常時勤労者数 50 人未満 または売上高 50 億万円以下

2) 中小企業除外基準に該当しない企業

中小企業除外基準に該当しない企業でなければならない。

中小企業除外基準(令第 3 条第 1 号)

- ① 常時勤労者の数が 1 千人以上の企業
- ② 直前事業年度末日現在の貸借対照表に表示された資産総額が 5 千億万円以上の法人
- ③ 自己資本が 1 千億万円以上の企業
- ④ 直前 3 ヶ事業年度の平均 売上高が 1 千 5 百億万円以上の企業

3) 中小企業の所有および経営の実質的な独立性 基準

所有および経営の実質的な独立性が次の基準に適合した企業でなければならない。

中小企業の所有および経営の実質的な独立性 基準(令第 3 条第 2 号関連)

1. 直前事業年度末日現在の貸借対照表に表示された資産総額が 5 千億万円以上の法人が発行株式(「商法」第 370 条の規定による議決権のない株式は除外する)総数の 100 分の 30 以上を直接または間接的に所有した最大株主である企業でないこと
2. 「独占規制および公正取引に関する法律」第 14 条第 1 項の規定による相互出資制限企業集団に属しない会社であること
3. 関係会社に属する企業の場合には、第 7 条の 2 によって算定した常時勤労者数、資本金、

売上高、自己資本、および資産総額(以下、「常時勤労者数など」という)が第1号による基準を超過する企業ではないこと

(3) 社会的企業における中小企業法の適用要件

中小企業施策の対象となる社会的企業は、営利を目的としない社会的企業で次の基準を全て整えた企業でなければならない。

1) 社会的企業の範囲基準に該当する企業

常時勤労者の数 300 人未満または売上高が 300 億円以下であること。

2) 中小企業の除外基準のうち、次に該当しない企業

- ① 常時勤労者の数が 1 千人以上である企業
- ② 直前 3 ヶ事業年度の平均売上高が 1 千 5 百億円以上である企業

3) 中小企業の所有および経営の実質的な独立性の基準のうち、次に該当しない企業

- ① 独占規制および公正取引に関する法律」第 14 条第 1 項の規定による相互出資制限の企業集団に属する会社
- ② 直前事業年度の末日現在の財務状態表に表示された資産総額が 5 千億円以上の法人が発行株式(「商法」第 370 条の規定による議決権のない株式は除く)総数の 100 分の 30 以上を直接または間接的に所有した最大株主である企業

(4) 中小企業の猶予

1) 猶予期間適用の意義

中小企業に該当していた企業が、規模の拡大や中小企業基準の変更などで、中小企業に該当しなくなった場合、直ちに支援を中断すると、当該企業の経営安定の連続性を維持するのが難しくなるため、中小企業基準に該当しなくなっても一定期間を中小企業と見なして支援する期間をいう。

2) 企業規模の拡大などによる猶予期間

中小企業がその規模の拡大などによって中小企業に該当しなくなった場合には、その事由が発生した翌年から 3 年間はこれを中小企業とみなす。ただし、次のような事由で中小企業に該当しなくなった場合には、この限りでない。(法第 2 条第 3 項)

- ① 中小企業以外の企業との合併
- ② 中小企業の猶予基準によって中小企業と見なす企業との合併この場合には、残余猶予期間を喪失することになる。
- ③ 創業した中小企業が創業日が属する月から 12 ヶ月になる月の末日以前に常時勤労者数、資本金、および売上高の規模が中小企業の範囲の基準を超過することになる場合：12 ヶ

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

月以内のある時点であれ、中小企業基準を超過しても猶予期間なしに直ちに中小企業に該当しなくなる。

- ④ 中小企業が中小企業除外基準のいずれかに該当する場合
- ⑤ 中小企業が所有および経営の実質的な独立性基準に適合しなくなる場合

(5) 中小企業者の擬制

中小企業の施策別特性により、特に必要であると認められるときは、中小企業協同組合法その他の法律で定めるところにより、中小企業協同組その他の法人または団体などを中小企業とみなすことができる。(法第2条第4項)

(6) 兼業者に対する中小企業の判定

一つの企業が二つ以上の異種の事業を営む場合には、売上高の割合が最も大きい事業を主な事業と見なす。このとき、主な事業が定められると兼営する業種に関係なく、当該企業全体の常時勤労者数、資本金、および売上高を算定して主な事業の中小企業基準によって中小企業に該当するかどうかを判定する。

2. 中小企業範囲に関する基準の適用方法

中小企業の範囲に関する基準が適用される常時勤労者、資本金、売上高の基準は、次のように適用する。

(1) 常時勤労者

1) 常時勤労者の範囲

常時勤労者は「勤労基準法」第2条第1項第1号による勤労者のうち、次のいずれかに該当する者を除外した者をいう。(令第5条)

① 日雇勤労者

勤労を提供した日または時間によって勤労代価を計算したり、勤労を提供した日または時間の勤労成果によって給与を計算したりして受け取る者であって、所得税法施行令第20条で規定している者をいう。

所得税法施行令第20条(日雇勤労者の範囲)

1. 建設工事に従事する者であって、次の各目の者を除外する。
 - イ. 同一の雇用主に継続して1年以上雇用された者
 - ロ. 次の業務に従事するため、通常同一の雇用主に継続して雇用される者
 - イ) 作業準備をし、労務に従事する者を直接指揮し、監督する業務
 - ロ) 作業現場に必要な技術的な業務、事務、タイピング、炊事、警備などの業務
 - ハ) 建設機械の運転または整備業務
2. 荷役作業に従事する者(港湾勤労者を含む)であって、次の各目の者を除外した者

- イ. 通常勤労を提供した日に勤労代価を受取らず、定期的に勤労代価を受取る者
 - ロ. 次の業務に従事するため、通常同一の雇用主に継続して雇用される者
 - イ) 作業準備をし、労務に従事する者を直接指揮、監督する業務
 - ロ) 主な機械の運転または整備業務
3. 第1号または第2号以外の業務に従事する者であって、勤労契約によって同一の雇用主に3ヶ月以上継続して雇用されていない者

② 3ヶ月以内の期間を定めて勤労する者

3ヶ月以内の期間を定めて勤労する者とは、3ヶ月以内の期間を定めて雇用契約を締結した者や、雇用契約なしに3ヶ月以内の期間中に勤労する者をいい、同一人が3ヶ月を反復して続けて勤務する場合には、事実上3ヶ月以上の勤労者と見なされ常時勤労者とする。

③ 企業付設研究所の研究専門人材

「基礎研究振興および技術開発支援に関する法律」第14条第1項第2号の規定による企業付設研究所の研究専担人材をいう。

④ 短時間勤労者

「勤労基準法」第2条第1項第8号による短時間勤労者として、1ヶ月間の所定勤労時間が60時間未満である者。

2) 常時勤労者数の算定方法

常時勤労者数は次の規定による方法によって算定する。この場合、短時間勤労者として1ヶ月間の所定勤労時間が60時間以上である勤労者は1人を0.5人として算定する(令第5条第2項)

① 直前事業年度までの事業期間が12月以上である企業

直前事業年度の毎月末日現在の常時勤労者を合算して12で割った人数(途中退社や入社、再入社の区分なしに毎月末日現在の人員を基準にして算定する)

② 前年度または該当年度に創業した企業や、合併した企業であって、上記の①の場合に該当しない企業

イ) 創業または合併して12カ月以上になる企業

算定日が属する月から遡及して12月になる月までの期間の毎月末日現在の常時勤労者数を合算して12で割った人数

ロ) 創業または合併して12カ月未満である企業

創業日または合併日が属する月から算定日までの期間の毎月末日現在の常時勤労者数を合算して該当月数で割った人数

3) 関係会社の常時勤労者数の算定(令第7条の2、別表2参照)

- ① 支配企業が従属企業に対して直接支配として形式的な支配をする場合
 - イ) 支配企業の全体の常時勤労者数などは、その支配企業の常時勤労者数などに支配企業の従属企業に対する議決権のある株式などの所有比率と従属企業の常時勤労者数などをかけて算出した常時勤労者数などを合算する
 - ロ) 従属企業の全体の常時勤労者数などは、その従属企業の常時勤労者数などに支配企業の従属企業に対する議決権のある株式などの所有比率と支配企業の常時勤労者数などをかけて算出した常時勤労者数などを合算する
- ② 支配企業の従属企業に対して直接支配として実質的に支配をする場合
 - イ) 支配企業の全体の常時勤労者数などは、その支配企業の常時勤労者数などに従属企業の常時勤労者数などを合算する
 - ロ) 従属企業の全体の常時勤労者数などは、その従属企業の常時勤労者数などに支配企業の常時勤労者数などを合算する
- ③ 支配企業の孫会社に対して間接支配をする場合
 - イ) 支配企業の全体の常時勤労者数などは、その支配企業の常時勤労者数などに支配企業の孫会社に対する議決権のある株式などの間接所有比率と孫会社の常時勤労者数などをかけて算出した常時勤労者数などを合算する
 - ロ) 孫会社の全体の常時勤労者数などは、その間接所有比率と支配企業の常時勤労者数などをかけて算出した常時勤労者数などを合算する
- ④ 常時勤労者数などは、関係会社に属するようになった事業年度の直前事業年度の支配企業と従属企業の常時勤労者数などによる

(2) 資本金

1) 資本金の適用基準

一般的に公正、妥当であると認められる会計慣行に基づいて作成した直前事業年度の末日現在の財務状態表上の資本金と資本剰余金を合算した金額とする(令第6条第1項)

2) 該当事業年度に創業したり合併または分割した企業の資本金

創業日または合併日、分割日現在の資本金とする(令第6条第2項)

(3) 売上高

1) 売上高の適用基準

売上高は、会計慣行によって作成した損益計算書上の売上高をいう。ただし、業種の特性によって売上高に準じる営業収益などを使用する場合には、営業収益などをいう。(令第7条第1項)

2) 売上高の算定方法

売上高は次で定めた方法によって算定する。

- ① 直前事業年度までの事業期間が 12 月以上である企業: 直前事業年度の売上高
- ② 前年度または当該年度に創業または合併した企業であって、上記の①に該当しない企業
 - イ) 創業または合併して 12 月以上になる企業
算定日が属する日の前月から遡及して 12 月になる月までの期間の毎月の売上高を合算した金額
 - ロ) 創業または合併して 12 月未満になる企業
創業日または合併日が属する翌月から算定日が属する月の直前月までの期間の毎月の売上高を合算して該当月数で割った金額に 12 を乗じた金額
 - ハ) 算定日が創業日または合併日が属する月に含まれ、もしくは創業日または合併日が属する月の翌月初日から算定日までの期間が 1 月未満である企業
創業日または合併日から算定日までの期間の売上高を合算した金額を該当日数で割った金額に 365 を乗じた金額とする。

(4) 資産総額

1) 資産総額の適用基準

資産総額は、会計慣行によって作成した直前事業年度末日現在の財務状態表上の資産総計とする。(令第 7 条の 2 第 1 項)

2) 該当事業年度に創業、合併または分割した企業の資産総額

創業日または合併日、分割日現在の資産総額とする。(令第 7 条の 2 第 2 項)

3) 外国法人の資産総額

外国法人が資産総額をウォン貨として換算する場合には、直前事業年度末日現在の終価為替または直前事業年度の平均為替を適用して換算した金額のうち、少ないものとする。(令第 7 条の 2 第 3 項)

(5) 自己資本

1) 自己資本の適用基準

自己資本は、会計慣行によって作成した直前事業年度末日現在の財務状態表上の資産総計から負債総計を引いた金額とする。(令第 7 条の 3 第 1 項)

2) 該当事業年度に創業、合併または分割した企業の自己資本

創業日または合併日、分割日現在の自己資本とする。(令第 7 条の 3 第 2 項)

(6) 合併企業に対する中小企業範囲の適用

二つ以上の異なる企業が合併する場合には、その企業規模が合併前と著しい差異があるため、合併した後は新たな企業と見なして中小企業に該当するかどうかを判断しなければならない。

(7) 創業企業に対する中小企業範囲の適用

中小企業の範囲は、事業活動を営む企業の主な事業によって適用しなければならないため、法人設立登記をしたとしても事業活動が全然なく、事業のための準備活動も全然なく、書類上でのみ企業が存在する場合には、主な事業を判断することができないため、中小企業範囲を適用しがたい。従って、主な事業を営むため、設備の発注、機械・装備の注文と設置、原材料購入、事業場賃借などの事業を遂行するための準備活動を行っていたり、完了したりして主な事業を判断することができなければならない。

このような場合、「中小企業創業支援法」を適用することによる実益があれば、同法による創業中小企業該当如何によって必要な支援を受けることができるだろう。

3. 中企業と小企業の区分

中小企業は小企業と中企業に区分し、業種別に常時勤労者数が次の基準に該当する企業は小企業とする。

(1) 小企業の範囲

- 1) 鉱業、建設業、運輸業、出版・映像・放送通信および情報サービス業、事業施設管理および事業支援サービス業、保健業および社会福祉サービス業、専門化学および技術サービス業を主な事業とする場合：常時勤労者数が 50 人未満の企業
- 2) 上記の①以外の業種を主な事業とする場合：常時勤労者数が 10 人未満の企業

(2) 中企業の範囲

中小企業のうち、小企業を除外した企業は中企業とする。

第 3 章 政府などの責務

1. 政府が実施しなければならない施策

政府は、中小企業基本法の目的を達成するため、基本的かつ総合的な中小企業施策を樹立して実施しなければならない。また、地方公共団体は、中小企業施策によって管轄地域の特性を考慮してその地域の中小企業施策を樹立して実施しなければならない。(法第 3 条)

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

(1) 創業促進

政府は、中小企業の設立を促進し、中小企業を設立した者がその企業を成長・発展させることができるよう、必要な施策を実施しなければならない。また、政府は、中小企業者または創業を準備する者が健全な企業家精神と誇りを持つことができるよう、必要な施策を実施しなければならない。(法第5条)

(2) 経営合理化と技術向上

1) 経営管理の合理化と技術および品質向上のための施策実施

政府は、中小企業の経営管理の合理化と技術および品質の向上のため、経営および技術の指導・研修や、技術開発の促進および標準化など必要な施策を実施しなければならない。(法第6条第1項)

2) 生産性の向上のための施策実施

政府は、中小企業の実産性を向上させるため、生産施設の近代化や情報化の促進など必要な施策を実施しなければならない。(法第6条第2項)

(3) 販路確保

1) 受注機会の増大施策の実施

政府は、政府、地方公共団体、公共団体、および政府投資機関などの物品または役務を調達するとき、中小企業者の受注機会を増大させるために必要な施策を実施しなければならない。(法第7条第1項)

2) 販路拡大施策の実施

政府は、中小企業製品の販路を拡大するため、流通構造の近代化や流通事業の共同化など効率的な流通のために必要な施策を実施しなければならない。(法第7条第2項)

(4) 中小企業間の協力

政府は、中小企業の集団化や協同化など中小企業間の協力に必要な施策を実施しなければならない。(法第8条)

(5) 企業構造の転換

政府は、中小企業の構造高度化のため、中小企業の法人転換、事業転換、および中小企業間の合併などが円滑に行われるように必要な施策を実施しなければならない。(法第9条)

(6) 公正競争および同伴成長の促進

政府は、中小企業が中小企業でない企業など他企業との公正競争と協力および同伴成長を促進できるよう、必要な施策を実施しなければならない。(法第 10 条)

(7) 事業領域の保護

政府は、中小企業者の事業領域において、中小企業の規模による経営が適正な分野で円滑に確保されるように必要な施策を実施しなければならない。(法第 11 条)

(8) 共済制度の確立

政府は、中小企業者が相互扶助して倒産を防止し、共同購買や販売事業等の基盤を造成できるようにする為の共済制度の確立に必要な施策を実施しなければならない。(法第 12 条)

(9) 中小企業者の組織化

政府は、中小企業者が相互扶助してその事業の成長発展と経済的地位の向上をはかることができるように、中小企業協同組合など団体の組織化の促進と、その経営の合理化に必要な施策を実施しなければならない。(法第 13 条)

(10) 国際化の促進

1) 外国との協力増進

政府は、中小企業の国際化を促進するため、中小企業の輸出入の振興や外国企業との協力増進など、必要な施策を実施しなければならない。(法第 14 条第 1 項)

2) 情報提供など

政府は、中小企業が国内外の経済環境の変化に能動的に対応することができるように、中小企業への情報提供など必要な施策を実施しなければならない。(法第 14 条第 2 項)

(11) 人材確保の支援

政府は、中小企業が必要とする人材を円滑に確保することができるよう、人材養成と供給、勤労環境の改善と福祉水準の向上、中小企業に対する認識の改善などの必要な施策を実施しなければならない。(法第 15 条)

(12) 小企業対策

政府は、小企業についてその経営の改善と発展のために必要な施策を実施しなければならない。(法第 16 条)

(13) 地方所在中小企業の育成

政府は、地域中小企業を育成し女性と障害者の中小企業活動を促進するため、必要な施策を実施しなければならない。(法第 17 条)

(14) 法制および財政措置

政府は、中小企業施策を実施するために必要な法制上、財政上の措置を取らなければならない。(法第 18 条)

(15) 金融および税制措置

1) 資金供給の円滑化

政府は、中小企業者に対する資金供給を円滑にするため、財政および金融資金供給の適正化や信用保証制度の確立など、必要な施策を実施しなければならない。(法第 19 条第 1 項)

2) 税制上の支援

政府は、中小企業施策を効率的に実施するため、租税に関する法律が定めるところによって税制上の支援をすることができる。(法第 19 条第 2 項)

2. 中小企業育成計画の樹立および年次報告

(1) 中小企業育成計画の樹立

政府は、毎年、政府と地方自治団体が中小企業を育成するため推進する中小企業施策に関する計画を樹立し、関連予算と共に 3 月まで国会に提出しなければならない。(法第 20 条第 1 項)

(2) 年次報告書の提出

中小企業庁長は、前年度育成計画の実績と成果を評価しその評価結果を反映して、中小企業政策に関する年次報告書を定期国会の開会前まで国会に提出しなければならない。(法第 20 条第 2 項)

(3) 関係機関に対する協調要請

育成計画を樹立する中央行政機関の長と評価を実施する中小企業庁長は、必要であれば関係中央行政機関と地方自治団体の長に協調を要請することができる。この場合、協調を要請された者は特別な事由がなければ、その養成に積極的に協調しなければならない。(法第 20 条第 3 項)

3. 中小企業者の実態に関する調査

(1) 中小企業者の実態に関する調査

政府は、中小企業の活動現況、資金、人材、および経営などの実態を把握するため、毎年、定期的な実態調査を実施し、その結果を公表しなければならない。実態調査と類似する事案や関連のある事案は、必要であれば、他の実態調査と統合実態調査を実施することができる。(法第 21 条第 1 項)

(2) 中小企業の実態に関する調査の委託

政府は第 1 項の実態調査を中小企業中央会、中小企業関連団体または中小企業関連機関に委託することができる。(法第 21 条第 2 項)

(3) 資料の提出や意見陳述などの要求に対する協調

政府は、第 1 項による実態調査のために必要なときは、中小企業者や関連機関などに対して、資料の提出や意見の陳述など協調を要請することができる。この場合、協調の要請を受けた者または機関は特別な事由がない限り、これに従わなければならない。(法第 21 条第 3 項)

(4) 実態調査の方法および手続

1) 実態調査に含まれる事項(令第 12 条第 1 項)

- ① 中小企業の地域別、業種別、および規模別の経営一般に関する事項
- ② 中小企業の工場保有有無、資材購買、設備投資、財務構造に関する事項
- ③ 中小企業の製品販売、受託取引および委託取引、雇用および情報化に関する事項
- ④ その他、中小企業の実態を把握するために必要な事項

2) 統合実施計画の樹立(令第 12 条第 2 項)

政府は、法第 21 条第 1 項後段によって中小企業実態調査を統合して実施するときは、中小企業者、中小企業関連団体および機関、関係中央行政機関、統計関連専門家などの意見をまとめて毎年中小企業実態調査に関する統合実施計画を樹立し、これに従って実態調査をしなければならない。

3) 統合実施計画を樹立するときの考慮事項(令第 12 条第 3 項)

- ① 調査の目的、性格、内容、方式、および調査周期などに関する事項
- ② 調査対象の共同活用、調査項目の単純化、調査時期の単一化、調査結果の代表性と信頼性の確保、調査結果の公表などに関する事項
- ③ 調査企画、標本設計、結果分析などに必要な人材および費用に関する事項
- ④ 調査機関の指定に関する事項
- ⑤ その他、調査対象となる中小企業の負担を減らすための事項

4. 中小企業オンブズマン制度

(1) 中小企業オンブズマンの設置

中小企業に影響を及ぼす既存規制の整備および中小企業の隘路事項を解決するため、中小企業庁長所属の中小企業オンブズマンを置く。(法第 22 条第 1 項)

(2) 遂行業務

中小企業オムブズマンは、次の各号の業務を独立して遂行する。(法第 22 条第 2 項)

- ① 中小企業に影響を及ぼす規制の発掘および改善
- ② 政府および地方自治団体、「公共機関の運営に関する法律」第 4 条による公共機関、中小企業政策資金運用機関(以下、「業務機関」という)に関連して提議される隘路事項の解決
- ③ その他、規制の整備および中小企業の隘路事項を解決するため必要な業務として、大統領令で定める業務

第 4 章 中小企業者などの責務

1. 中小企業者 などの責務

中小企業者は、技術開発と経営革新を通して競争力を確保し透明な経営と技術の社会的責任を果たして、国家経営の発展や国民の厚生増大に貢献することができるように努力しなければならない。中小企業者とその事業に関して中小企業と関連する者は、政府および地方自治団体が実施する中小企業施策に協力しなければならない。(法第 4 条)

Ⅱ．中小企業創業支援法

- 第 1 章 目的および適用範囲
- 第 2 章 創業者などに対する支援
- 第 3 章 創業教育センターの事業者
- 第 4 章 中小企業創業投資会社
- 第 5 章 中小企業創業投資組合
- 第 6 章 中小企業相談会社
- 第 7 章 創業手続
- 第 8 章 付 則

Ⅱ．中小企業創業支援法

[法律第 12009 号、2013.8.6、一部改正]

第 1 章 目的および適用範囲

1. 目的

中小企業創業支援法は、中小企業の設立を促進し、成長基盤を造成して、中小企業の健全な発展を通じて堅実な産業構造の構築に寄与することを目的とする。(法第 1 条)

2. 創業および創業者の定義

(1) 創業の定義

創業とは、中小企業を新たに設立して事業を開始することをいう。事業の承継、企業形態の変更、および廃業後の事業再開に該当する場合には、創業に該当しない。(令第 2 条第 1 項 1 号)

1) 事業の承継

他人から事業を承継して、承継前の事業と同種の事業を継続する場合

① 事業承継の例

- イ) 相続や贈与によって事業体を取得して同種事業を継続する場合
- ロ) 廃業した他人の工場を買収して同一の事業を継続する場合
- ハ) 事業の一部または全部の譲渡・譲受によって事業を開始する場合
- ニ) 既存の工場を賃借して既存の法人の事業と同種の事業を営む場合

② 事業承継に該当しない場合

事業の一部を分離して該当企業の全社員や、その以外の者が事業を開始する場合であって、次の要件を具えた場合とする。(則第 2 条)

- イ) 事業を営んでいた者と事業を開始する者の間で、事業分離に関する契約を締結すること
- ロ) 事業を開始する者が、新たに設立される企業の代表者としてその企業の最大株主または最大出資者になること

2) 企業形態の変更

個人事業者である中小企業者が法人に転換した場合や、法人の組織変更など企業形態を変更して変更前の事業と同種の事業を継続する場合(令第 2 条第 1 項 2 号)

- ① 個人事業者が法人に転換した場合や、合名会社と合弁会社、有限会社と株式会社 の相互間に法人形態を変更して同種の事業を継続する場合
- ② 企業を合併して同種の事業を営む場合

3) 廃業後の事業再開

廃業後に事業を開始して廃業前の事業と同種の事業を継続する場合

- ① 事業の一時的な休業や停止後に再び事業を再開する場合
- ② 工場を移転するために既存の場所の事業を廃業し、新たな場所で事業を再開する場合

(2) 創業者

創業者とは、中小企業を創業する者と、中小企業を創業して事業を開始した日から 7 年が経過していない者をいう。この場合、事業を開始した日は次のとおりである。

- 1) 創業者が法人である場合: 法人設立登記日
- 2) 創業者が個人である場合: 「付加価値税法」第 5 条第 1 項による事業開始日。ただし、「中小企業創業支援法」第 33 条による事業計画の承認を受けて開始する場合には、「付加価値税法」第 5 条第 1 項による事業者登録日

3. 適用範囲

「中小企業創業支援法」は中小企業の創業に関して適用する。ただし、次に挙げる業種の中小企業に対してはこれを適用せず、業種の分類は韓国標準産業分類を基準とする。(法第 3 条、令第 4 条)

- ① 宿泊および飲食店業(ホテル業、休養コンドミニアム運営業および常時勤労者 20 人以上の法人飲食店は除く)
- ② 金融および保険業
- ③ 不動産業
- ④ 舞踏場運営業
- ⑤ ゴルフ場およびスキー場運営業
- ⑥ 賭博場運営業
- ⑦ その他個人サービス業(産業用洗濯業を除く)
- ⑧ その他の製造業でない業種であって、知識経済部令で定める業種

第2章 創業者などに対する支援

1. 創業支援計画の樹立および告示

中小企業庁長は、創業を促進し、創業者の成長・発展のために中小企業創業支援計画を樹立して告示しなければならず、中小企業創業支援計画には次の各号の事項が含まれなければならない。(法第4条、令第5条)

- ① 創業者の支援に関する事項
- ② 創業支援に関連する機関・団体の育成に関する事項
- ③ 「中小企業振興に関する法律」第66条第2項第1号による中小企業創業支援資金の運用に関する事項
- ④ その他創業支援のために必要な事項

2. 創業資金の支援

政府は、創業者および次のいずれかに該当する創業支援に関する事業を営む者に対して、必要な資金を投資・出捐・補助・融資したり、その他の必要な支援をしたりすることができる。(法第4条第2項、令第5条)

- ① 創業教育センター 事業者
- ② 創業大学院
- ③ 中小企業創業投資会社
- ④ 中小企業創業投資組合
- ⑤ 中小企業相談会社
- ⑥ 法第39条による創業を促進するための業務を担当する組織
- ⑦ その他、創業講座の開催や創業情報の提供など創業支援事業を営む者であって、中小企業庁長が告示する基準を具えた事業者

3. 創業促進のための事業

(1) 事業内容

中小企業庁長は、中小企業の創業を促進し、創業者の創業成功率を向上させるため、次の事業を推進したり、必要な施策を樹立・施行することができる。(法第4条の2第1項)

- ① 有望な予備創業者の発掘、育成、およびそれに関する支援
- ② 創業者の優秀なアイデアの事業化に関する支援
- ③ 企業、創業関連団体などを通じた予備創業者または創業者の発掘・育成
- ④ その他、創業教育および創業基盤施設の拡充など大統領令で定める事業

(2) 事業支援

中小企業庁長は、上記の事業を推進するために必要であると認める場合には、予算の範囲で、大学、研究機関、公共機関、創業関連団体、中小企業、および予備創業者に、該当事業を遂行するために必要な費用の全部または一部を出捐したり、補助したりすることができる。(法第4条の2第2項)

4. 再創業の支援

中小企業庁長は、創業後の廃業または破産などによって再創業をしようとする者に対して再創業支援に必要な次の各号の事業を推進することができる。(法第4条の3)

- ① 優秀な技術と経験を保有した再創業を希望している中小企業人の発掘および再創業の教育
- ② 再創業に障害となる各種負担および規制などの制度改善
- ③ 租税・法律相談など再創業のための相談支援
- ④ 教育センターの指定・運営など再創業支援施設の拡充
- ⑤ その他、最創業支援に関連して中小企業庁長が必要であると認める事業

5. 創業情報の提供

政府は、創業者に対して創業および中小企業の成長・発展に必要な資金、人材、技術、販売、および立地などに関する情報を提供するために必要な施策を講じなければならない。(法第5条)

6. 創業教育

中小企業庁長は創業底辺を拡充するため、青少年、大学生、および創業者などに対する創業教育を実施することができる。(法第7条)

7. 大学内の創業支援専担組織の設立・運営など

大学は、大学内に創業促進事業を遂行するため、学校規則の定めによって創業支援業務を専担する組織(以下、「創業支援専担組織」という)を置くことができる。また、中小企業庁長は創業支援専担組織の運営に必要な経費を出捐したり、その他の必要な支援をすることができる。創業支援専担組織がこの法による支援を受けるためには、その会計を収入と支出の内訳を明らかにするよう大学内の他の会計と区分して処理しなければならない。(法第7条の2第1項・第2項・第3項)

8. 創業大学院の指定など

中小企業庁長は、「高等教育法」第 29 条第 1 項の規定による大学院のうち、創業分野の専門人材養成を目的とする「創業大学院」を指定して、予算の範囲内でその運営などに必要な経費を出捐したり、その他の必要な支援をしたりすることができる。中小企業庁長は創業大学院の指定や支援などに関して必要な事項を告示しなければならない。(法第 8 条第 1 項・第 2 項)

9. 基金の優先支援

中小企業創業および振興基金を管理する者は、中小企業創業投資会社または中小企業創業投資組合に中小企業創業および振興基金を支援するとき、投資実績が払込資本金の 100 分の 50 以上であり、もしくは負債比率が中小企業庁長が定めて告示する基準以下である創業投資会社およびその創業投資会社が結成する創業投資組合に対して、優先的に支援することができる。(法第 9 条、令第 8 条)

第 3 章 創業教育センターの事業者

1. 創業教育センターの意義

創業教育センターとは、創業の成功可能性を高めるため、創業者に施設および場所を提供し、経営および技術分野に関して支援することを主な目的とする事業場をいう。(法第 2 条)

2. 創業教育センター事業者の指定

(1) 要件

創業教育センター事業者であって「中小企業創業支援法」による支援を受けようとする者は、次の要件を具備して中小企業庁長の指定を受けなければならない。(法第 6 条、令第 6 条第 1 項)

1) 創業保育に必要な次の施設を具備すること

- ① 創業者が利用できる試験機器または計測機器などの装備
- ② 10 人以上の創業者が利用できる 500 m²以上の施設

- 2) 経営学分野の博士学位所持者、「弁護士法」による弁護士、次で定める専門人材のうち、2人以上を確保すること

■専門人材(令第6条第1項および第20条第2項第1号関連)

経営分野	技術分野
1. 大学で経営学を講義する専任講師以上の教員	1. 自然科学分野の博士学位所持者
2. 短期大学で経営学を講義する助教授以上の教員	2. 「国家技術資格法」による技術士または機能匠の資格を持っている者と技士1級で7年以上実務に従事した者
3. 「公認会計士法」による公認会計士	3. 大学で自然科学分野を講義する専任講師以上の教員
4. 「中小企業の振興および製品の購買促進に関する法律」第46条による経営指導士	4. 短期大学で自然科学分野を講義する助教授以上の教員
5. 経営学分野の博士学位を所持している者	5. 「中小企業の振興および製品の購買促進に関する法律」第46条による技術指導士
6. 「弁護士法」による弁護士	6. 次の各目の研究機関で5年以上研究した経歴がある者
7. 第1号から第4号までで定めた者と同等な経歴があると、中小企業庁長が認める者	イ) 「科学技術分野の政府出捐研究機関などの設立、運営、および育成に関する法律」による政府出捐研究機関のうち、基礎技術分野、産業技術分野、公共技術分野の政府出捐研究機関
	ロ) 「特定研究機関育成法」の適用を受ける特定研究機関
	ハ) 国・公立研究機関
	7. 第1号から第6号までで定めた者と同等な経歴があると、中小企業庁長が認める者

- 3) 創業教育センター事業を遂行するための事業計画には、次の事項が含まなければならない。(則第3条)

- ① 創業教育センターの名称および所在地
- ② 事業の目的および推進日程
- ③ 入居者に対する経営および技術支援計画
- ④ 所要資金の調達および執行の計画

(2) 指定申請

創業教育センター事業者として指定を受けようとする者は、創業教育センター事業者指定申請書に、次の書類を添付して中小企業庁長に提出しなければならない。この場合、担当公務員は「電子政府法」第21条第1項による行政情報の共同利用によって法人登記簿謄本(法人の場合にのみ該当する)を確認しなければならない。申請人が確認に同意しない場合には、該

当書類を添付するようにならなければならない。(令第6条第2項、則第4条第1項)

- ① 法人である場合には定款
- ② 事業計画書
- ③ 専門人材の保有現況
- ④ 施設明細書

(3) 変更申請

創業教育センター事業者として指定を受けた者は、次のいずれかに該当する事項が変更されると、変更日から7日以内に創業教育センター事業者変更申請書に変更された事実を証明する書類を添付して、中小企業庁長に提出しなければならない。(法第6条第2項、則第4条第2項)

- ① 事業者名
- ② 専門人材の保有現況
- ③ 創業教育センター事業者として具えなければならない装備および施設
- ④ 創業教育センター事業を遂行するために事業計画書に含まれる事項
- ⑤ 定款に記載された事業目的

3. 指定の取消と支援中断

中小企業庁長は、創業教育センター事業者が次のいずれかに該当すると、事業者の指定を取消したり、この法による支援を中断したりすることができる。(法第43条第4項)

(1) 指定取消の事由

虚偽やその他の不正な方法で指定を受けたとき

(2) 指定取消または支援中断の事由

- ① 支援を受けた資金を他の目的で使用したとき
- ② 創業教育センター施設および場所を中小企業創業支援以外の目的で使用したときや、該当創業教育センターの賃貸実績が増築や改築などの特別な事由なしに保育室の総面積の100分の60未満で、3ヶ月以上賃貸したとき(則第17条)
- ③ 創業教育センターの指定要件に適合しなくなったとき

4. 創業教育センターに対する支援

国や地方公共団体は、「国有財産法」、「公有財産および物品管理法」、およびその他の法令の規定にもかかわらず、創業教育センターに入居した者に対して、次のように国・公有財産の賃貸料を減免することができる。(法第6条第2項)

(1) 国有財産の賃貸料

国有財産の年間賃貸料は、「国有財産法施行令」第 26 条第 2 項によって算出した財産価額に 100 分の 1 以上を乗じた金額とするが、月単位で分けて計算することができる。(令第 7 条第 1 項)

(2) 賃貸料の引上げ

創業教育センターに入居した者が、同一の国有財産を継続して 2 ヶ年度以上賃借する場合であって、上記の(1)によって算出した年間賃貸料が前年度の賃貸料より 10%以上引き上げられる場合には、「国有財産法施行令」第 27 条の 2 および別表によって算出した金額をその賃貸料とする。(令第 7 条第 2 項)

第 4 章 中小企業創業投資会社

1. 中小企業創業投資会社の意義

中小企業創業投資会社とは、創業者に投資することを主な業務とする会社で、「中小企業創業支援法」の規定によって中小企業庁に登録した会社をいう。(法第 2 条第 4 号)

2. 中小企業創業投資会社の登録対象事業

次のいずれかに該当する事業を営む会社であって、「中小企業創業支援法」の規定による支援を受けようとする者は、中小企業創業投資会社に登録しなければならない。創業投資会社が登録された事項のうち、会社名や所在地など重要事項を変更しようとする場合にも同様である。(法第 10 条第 1 項)

- ① 創業者に対する投資
- ② 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」によるベンチャー企業に対する投資
- ③ 「中小企業技術革新促進法」第 15 条および第 15 条の 2 による技術革新経営、経営革新型中小企業に対する投資
- ④ 中小企業創業投資組合および「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第 4 条の 3 の規定による韓国ベンチャー投資組合の結成と業務の執行
- ⑤ 海外企業の株式または持分の買収など中小企業庁長が定める方法による海外投資
- ⑥ 中小企業が開発または制作し、他の事業と会計の独立性を維持する方法によって運営される事業に対する投資
- ⑦ 上記の①から⑥までの事業に付随する事業であって、中小企業庁長が定める事業

3. 中小企業創業投資会社の行為制限

(1) 原則

中小企業創業投資会社は次の行為をしてはならない。(法第 15 条第 1 項)

- 1) 創業から除外する業種を営む企業に投資する行為
- 2) 「独占規制および公正取引に関する法律」第 9 条による相互出資制限企業集団に属する会社に投資する行為
- 3) 次の金融機関の株式を取得したり、所有したりする行為
 - ① 「金融実名取引および秘密保障に関する法律」第 2 条第 1 号による金融機関
 - ② 「産業発展法」第 14 条による企業構造調整専門会社および企業構造調整組合
 - ③ 私募投資専門会社
- 4) 業務用不動産を除外した非業務用不動産を取得したり、所有したりする行為。ただし、担保権の実行によって非業務用不動産を取得する場合には、この限りでない。担保権の実行によって取得した非業務用不動産は、1 年の範囲で知識経済部令で定める基準(1 年)以内に、これを処分しなければならない。
- 5) その他、設立目的を害するものであって、次のいずれかに該当する行為(令第 10 条第 4 項)
 - ① 次のいずれかに該当する者と取引する行為
 - イ) 該当創業投資会社が結成した創業投資組合。ただし、創業投資会社が創業投資組合の解散や、その他中小企業庁長が認めるやむを得ない事由などによって取引する場合は除外する。
 - ロ) 該当創業投資会社の特殊関係人。ただし、創業投資会社が経営支配を目的として投資する場合には、この限りでない。
 - ハ) 該当創業投資会社の主要株主(誰の名義であれ、自分の計算で議決権のある発行株式総数の主要経営事項に対して事実上の支配力を行使している株主)およびその特殊関係人
 - ニ) 該当創業投資会社が結成した創業投資組合の主要出資者(出資総額の 100 分の 10 以上の出資持分を所有した出資者をいう)およびその特殊関係人
 - ② 該当創業投資会社が結成した創業投資組合が、創業投資組合、韓国ベンチャー投資組合、企業構造調整組合、および私募投資専門会社と取引する行為
 - ③ 創業投資会社の資産を以て担保を提供したり、債務を保証したりする行為
 - ④ 当該創業投資会社の役員と職員に対する貸出であって、5 千万円を超過する貸出
 - ⑤ 創業投資会社の名義で第三者のために株式を取得したり、資金を仲介したりする行為
 - ⑥ 経営支配の目的で投資する行為。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。
 - イ) 創業後 7 年が経過していない中小企業に対して 7 年以内の期間に経営支配を目的として投資する行為
 - ロ) 最初投資した日から 6 ヶ月が経ち、創業後 7 年が経過した中小企業に対して、その企業の更生支援または買収・合併のため、7 年以内の期間に経営支配を目的とし

て投資する行為であって、中小企業庁長が投資持分の保有期間や経営透明性の確保などに関する事項を条件として付けて認める投資行為

- ⑦ 創業投資会社が、自分が投資した業体から、借入や資産売却など投資行為に随伴される正常的な取引関係以外の取引によって資金を受け取る行為
- ⑧ その他、不当な目的で投資する行為であって、投資に関する契約書に記載された事項以外に別途の条件を設定して投資する行為

(2) 例外

創業投資会社の資産運用の健全性を阻害する虞れない場合であって、次のいずれかに該当する場合は、創業投資会社の行為制限の例外とする。(法第 15 条第 1 項、令第 10 条第 1 項)

- ① 「資本市場と金融投資業に関する法律」第 19 条第 13 項による証券市場で株式を取得する場合であって、中小企業庁長が認めて告示する場合
- ② 「産業発展法」第 15 条による企業構造調整組合、「資本市場と金融投資業に関する法律」第 9 条第 18 項第 7 号による私募投資専門会社、その他創業投資者組合や創業投資会社の業務として適合することを中小企業庁長が認めて告示する組合や会社の業務執行組合員や業務執行社員として参加する場合
- ③ 創業投資会社が買収・合併を目的として、他の創業投資会社の株式を取得する場合。ただし、最初の株式取得日から 6 ヶ月以内に行われなければならない場合には、取得した株式を最初の株式取得日から 9 ヶ月以内に処分しなければならない。

4. 資金の借入および社債発行

(1) 資金の借入

中小企業創業投資会社は、その事業遂行のために必要であれば、政府、政府が設置した基金、国内外の金融機関、外国政府、および国際機構から資金を借入することができる。(法第 18 条第 1 項)

(2) 社債の発行

中小企業創業投資会社は、事業遂行に必要な財源を充当するため、資本金と積立金総額の 10 倍の範囲内で社債を発行することができる。(法第 18 条第 2 項)

5. 中小企業創業投資会社の登録および取消

(1) 登録要件

中小企業創業投資会社として登録しようとする者は、次の要件をすべて具備しなければならない。(法第 10 条第 2 項)

- 1) 商法による株式会社であって払込資本金が 50 億円以上であること

2) 役員が次のいずれかに該当しない者であること

- ① 未成年者、禁治産者、および限定治産者
- ② 破産宣告を受けた者であって、復権されていない者
- ③ 禁錮以上の実刑の宣告を受け、その執行が終了(執行が終了されたものと見なす場合を含む)された者や、執行が免除された日から5年が経過していない者
- ④ 禁錮以上の刑の執行猶予の宣告を受け、その猶予期間中にある者
- ⑤ 「類似受信行為の規制に関する法律」やその他大統領令で定める金融関連法令に違反して、罰金以上の刑の宣告を受け、その執行が終了(執行が終了されたものと見なす場合を含む)された者や、執行が免除された日から5年が経過していない者
- ⑥ 「中小企業創業支援法」によって登録が取消された創業投資会社の取消当時の役員であった者(その登録取消事由の発生に関して直接的な責任がある者、それに応じる責任がある者、および創業投資業務に適していないと判断される者であって、代表取締役、監査役、登録取消の原因となる行為を指示した者に限る)であって、登録が取消された日から5年が経過していない者
- ⑦ 正当な事由なしに約定した日から3ヶ月以上経過した債務が1千万円を超過する者(代表取締役に限って適用する)
- ⑧ 他の創業投資会社の大株主または役員・職員(代表取締役に限って適用する)
- ⑨ 中小企業創業投資会社が申請によって登録抹消をする前に登録取消の事由があった場合には、その抹消当時の役員(登録取消事由に直接的な責任がある者や、それに応じる責任がある者であって、代表取締役、監査役、登録取消の原因となる行為を指示した者に限る)にその事由を通報した後、その通報を受けた日から5年(登録抹消日から7年を超過する場合には、登録抹消日から7年とする)が経過していない者

3) 大株主が大統領令で定める社会的信用を揃えること

- ① 大株主の要件を備えていない者が新たな株式を取得することによって大株主になった場合には、該当取得株式について議決権を行使することができない。
- ② 大株主の要件を備えていない者が新たな株式を取得することによって大株主になった場合には、6ヶ月以内の期間を定めて該当取得株式の処分を命ずることができる。

4) 次で定める常勤専門人材および中小企業庁長が定める基準を充たした事務室を保有すること

2人以上の常勤専門人材を保有しなければならない。ただし、上記の2)の⑥または⑨に該当する者であって、登録が取消された日またはその事由の通報を受けた日から3年(登録抹消日から5年を超過する場合には、登録抹消日から5年)が経過していない者は除外する。

- ① 「弁護士法」による弁護士、「公認会計士法」による公認会計士、および「弁理士法」による弁理士
- ② 「国家技術資格法」による技術士資格を取得した者、経商系列または理工系列の博士学位を所持している者
- ③ 「中小企業振興および製品購買促進に関する法律」第50条による経営指導士、技術指

導士、および理工系列・経商系列の修士学位の所持者であって、関連業務に 3 年以上従事した者

- ④ 理工系列の学士以上の学位を所持している者であって、国・公立研究機関、「政府出捐研究機関などの設立、運営、および育成に関する法律」または「科学技術分野の政府出捐研究機関などの設立、運営、および育成に関する法律」による政府出捐研究機関、「技術開発促進法」第 7 条第 1 項第 2 号の規定による企業付設研究所で、関連業務に 4 年以上従事した者
- ⑤ 学士学位を所持した者であって、「金融監督機構の設置などに関する法律」第 38 条による検査対象機関（「与信専門金融業法」第 41 条による新技術事業金融業を営為する会社を除く）、または創業投資会社の業務に準ずる業務を遂行する外国会社で 3 年以上投資審査業務（貸付審査業務を除く）をした経歴がある者
- ⑥ 創業投資会社、「産業発展法」第 14 条による企業構造調整専門会社、および「与信専門金融業法」第 41 条による新技術事業金融業を営為する会社で、2 年以上投資審査業務をした経歴がある者
- ⑦ ③から⑤までによる資格・学歴基準を充たした者の中で経歴基準に達しない者、または⑥による経歴基準に達しない者であって中小企業庁長が認める創業投資会社専門人材養成教育課程を修了した者

- 5) 創業投資会社と投資者の間、特定投資者と他の投資者の間の履行衝突を防止するための体系を具えること

(2) 登録申請および変更登録申請

1) 登録申請

中小企業創業投資会社として登録しようとする者は、登録申請書(電子文書による申請書を含む)に次の書類(電子文書を含む)を添付して、中小企業庁長に提出しなければならない。この場合、担当公務員は「電子政府法」第 21 条第 1 項による行政情報の共同利用によって法人登記簿謄本を確認しなければならない、申請人が確認に同意しない場合には、該当書類を添付するようにしなければならない。(則第 5 条第 1 項)

- ① 定款
- ② 事業計画書
- ③ 役員の履歴書
- ④ 株主の名簿
- ⑤ 払込資本金の払込を証明する書類
- ⑥ 常勤専門人材の保有現況およびその資格を証明する書類
- ⑦ 事務室確保現況に関する書類

2) 変更登録申請

中小企業創業投資会社は、次の事項が変更されたときは、変更日から 7 日以内に変更登録

申請書に変更された事実を証明する書類を添付して、中小企業庁長に変更登録申請をしなければならない。(法第 10 条第 1 項、則第 5 条第 2 項・第 3 項)

- ① 会社名
- ② 本店所在地および支店または事務所の設置現況
- ③ 代表者および役員
- ④ 払込資本金
- ⑤ 常勤専門人材の保有現況
- ⑥ 定款に記載された事業目的
- ⑦ 議決権のある発行株式総数の 100 分の 5 以上の株式を所有した株主の株式所有現況
- ⑧ 議決権のある発行株式総数の 100 分の 10 以上の株式所有現況の変動

(3) 登録証の交付

中小企業庁長は、中小企業創業投資会社の登録申請をした者または変更登録を申請した者が、その登録要件に適合したときは登録証を発給しなければならない。(則第 5 条第 4 項)

(4) 登録取消および抹消

1) 申請による登録の抹消

① 登録抹消申請

中小企業創業投資会社は、法第 10 条第 1 項各号の事業を営むことが不可能な場合や、難しい場合には、その登録の抹消を申請することができる。(法第 12 条第 1 項)

中小企業創業投資会社の登録の抹消を申請しようとする者は、次の事項を記載した書類に登録証を添付して中小企業庁長に提出しなければならない。

- イ) 会社名
- ロ) 登録を抹消しようとする事由

② 登録の抹消

中小企業庁長は、中小企業創業投資会社が登録抹消申請をすると、遅滞なくその登録を抹消しなければならない。(法第 12 条第 2 項)

2) 登録取消または支援中断

中小企業庁長は、中小企業創業投資会社が次のいずれかに該当すると、その登録を取消したり、「中小企業支援法」による支援を中断したりすることができる。(法第 43 条第 1 項)

① 登録取消の事由

虚偽やその他の不正な方法で登録をしたとき

② 登録取消または支援中断の事由

イ) 中小企業創業投資会社の登録要件に適合しなくなったとき。ただし、役員が法第 10

条第2項第2号各目(同号1目および2目の規定は代表取締役にのみ該当する)のいずれかに該当するとき、3ヶ月以内に当該役員を変更して任命した場合には、この限りでない。

- ロ) 正当な事由なしに1年以上継続して、創業者に対する投資またはベンチャー企業に対する投資をしないとき
- ハ) 会社の責任がある事由によって創業投資会社としての事業遂行が難しくなったとき
- ニ) 創業投資会社の行為制限義務に違反したときや、非業務用不動産の処分義務に違反したとき
- ホ) 投資比率が法第16条による投資義務の比率に達しないとき
- ヘ) 法第17条の海外投資要件の規定に違反して海外投資をしたとき
- ト) 中小企業創業投資組合の業務執行組合員として、法第21条第2項の規定に違反して自分または第三者の利益のために創業投資組合の財産を使用したとき
- フ) 「類似受信行為の規制に関する法律」第3条に違反したとき
- リ) 中小企業創業投資会社が経営および資産健全性の基準に達しなくて出資者保護などを害する虞れがあると認められる場合であって、中小企業庁長が要求する資本金の増額や利益配当の制限など経営改善のために必要な措置を履行しないとき
- ヌ) 中小企業創業投資組合の業務執行組合員として、業務を執行するときに、資金借入、支払保証、および担保提供をするとき
- ル) 中小企業創業投資組合の業務執行組合員として、法第15条(中小企業創業投資組合の行為制限)に違反したとき
- ロ) 韓国ベンチャー投資組合の業務執行組合員として、「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第4条の4第2項に違反したとき

③ 聴聞の実施

中小企業庁長が中小企業創業投資会社の登録を取消するためには聴聞をしなければならない。(法第44条)

(5) 権利と義務の承継

1) 譲受または合併による承継

中小企業創業投資会社はその営業を譲渡したり、合併したりすると、その営業を譲受けた者、または合併後に存続する法人や合併によって設立される法人は、この法による中小企業創業投資会社としての地位を承継する。ただし、その営業を譲受けた者、または合併した後に存続する法人や合併によって設立される法人が登録要件をすべて具備していない場合には、この限りでない。(法第11条第1項)

2) 承継申告

譲受または合併によって中小企業創業投資会社としての地位を承継した者は、承継した日から30日以内に次の書類を添付して中小企業庁長にこれを申告しなければならない。(法第11条第2項)

- ① 創業投資会社の登録申請書類
- ② 承継した事実を証明する書類
- ③ 「公認会計士法」第 23 条による会計法人の監査意見書が添付された決算書

(6) 登録などの公告

中小企業庁長は、中小企業創業投資会社が次のいずれかに該当すると、遅滞なくその内容を官報に公告し、コンピューター通信などを利用して一般人に通報しなければならない。(法第 13 条)

- ① 法第 10 条第 1 項によって登録をした場合
- ② 法第 12 条第 2 項によって登録を抹消した場合
- ③ 法第 43 条第 1 項によって登録を取消した場合

6. 創業投資会社の公示

中小企業創業投資会社は次の事項を公示しなければならない。公示の時期および方法などに必要な事項は中小企業庁長が定める。(法第 14 条)

- ① 組織と人材に関する事項
- ② 財務と損益に関する事項
- ③ 中小企業創業投資組合の結成および運営成果に関する事項
- ④ 法第 42 条の 2 第 3 項による経営改善の措置を要求された場合と第 43 条第 5 項による業務停止、是正命令または警告を受けた場合、その措置に関する事項

7. 創業投資会社の決算報告など

(1) 決算書の提出

中小企業創業投資会社は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に決算書に「公認会計士法」第 23 条による会計法人の監査意見書を添付して、中小企業庁長に提出しなければならない。(法第 19 条、令第 13 条第 1 項)

(2) 決算書の検討および措置

中小企業庁長は提出された決算書を検討した結果、該当創業投資会社の投資活性化と財務構造の健全化のために必要であると認められるときは、回収が不可能な投資資産について投資・融資損失準備金と投資損失金を相殺処理させたり、貸倒金として処理させたりすることができる。(令第 13 条第 2 項)

8. 創業投資会社の投資義務

創業投資会社は、登録後3年が経過した翌日まで、払込資本金の100分の40の金額を次の事業に使用しなければならない。ただし、創業投資会社が払込資本金の100分の200以上の創業投資組合を結成して運営する場合には、この限りでない。(法第16条第1項、令第11条第1項)

(1) 対象事業

- ① 創業者に対する投資
- ② 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」によるベンチャー企業に対する投資
- ③ 「中小企業技術革新促進法」第15条および第15条の2による技術革新経営、経営革新型中小企業に対する投資
- ④ 中小企業創業投資組合および「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第4条の3規定による韓国ベンチャー投資組合の結成と業務の執行
- ⑤ 中小企業が開発または製作し、他の事業と会計の独立性を維持する方法で運営される事業に対する投資

(2) 使用金額の算定

上記(1)の対象事業①、②、③、⑤に使用した金額を算定するとき、新規に発行される株式または無担保転換社債を買収するなど、証券市場に上場されていない創業者またはベンチャー企業に対して、知識経済部令で定めた次の用途で使用した金額に限ってこれを含む。(法第16条第1項、令第11条第3項、則第9条)

- ① 新規に発行される株式の買収。ただし、証券市場に上場するため、新規に発行される株式の買収は除外する。
- ② 新規に発行される無担保転換社債または無担保新株買収権付社債の買収
- ③ 持分の取得。ただし、他人の出資持分を取得する場合は除外する。
- ④ 新製品および新技術の開発とこれに準ずる事業であって、中小企業庁長が認める事業に対する投資

(3) 払込資本金が増額された場合や減額された場合の投資義務比率の算定基準(令第11条第2項)

- 1) 登録当時の払込資本金より払込資本金が増額された場合には、その増額分に対する投資義務比率は増額日(払込資本金が増額された後に減額された場合であって、最近増額された金額から順次に引いた後、残余増額分がある場合には、残余増額分の増額日を基準に年次的に別途に算定する。
- 2) 登録当時の払込資本金より払込資本金が減額された場合には、減額された後の払込資本金に対する投資義務比率は登録日を基準にして算定する。

(4) 投資義務履行の猶予

中小企業創業投資会社は登録後3年が経過した日以降にも投資義務比率を維持しなければならず、中小企業創業投資会社が投資会社や経営正常化など中小企業庁長が認める事由で投資義務比率を維持しないと、中小企業庁長は1年以内の範囲で投資義務履行の猶予期間を与えることができる。(法第16条第2項)

(5) 例外的な比率

中小企業創業投資会社が個人または「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第13条による個人投資組合が3年以上保有した創業者の株式(新規に発行する株式を引受した場合に限る)を引受した場合には、該当引受金額を投資義務比率の金額に含めて算定する。(法第16条第3項)

9. 中小企業創業投資会社の海外投資要件(法第17条)

(1) 海外投資の対象

海外企業の株式や資本引受など中小企業庁長が定める方法による海外投資をすることができる。

(2) 海外投資の要件

中小企業創業投資会社は、払込資本金の100分の10以上(100分の40を限度とする)の金額を下記の1)の用途で2)の事業に使用した場合には、その事業に使用した金額の範囲で海外投資をすることができる。

1) 使用用途

「資本市場と金融投資業に関する法律」第9条第13項による証券市場に上場されていない創業者またはベンチャー企業に対して行う次のいずれかに該当することをいう。

- ① 新規に発行される株式の買収。ただし、有価証券市場またはコスダック市場に上場するため、新規に発行される株式の買収は除外する。
- ② 新規に発行される無担保転換社債または無担保新株買収権付社債の買収
- ③ 持分の取得。ただし、他人の出資持分を取得する場合は除外する。
- ④ 新製品および新技術の開発とこれに準ずる事業であって、中小企業庁長が認める事業に対する投資

2) 対象事業の範囲

- ① 創業者に対する投資
- ② 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」によるベンチャー企業に対する投資

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

- ③ 「中小企業技術革新促進法」第 15 条および第 15 条の 2 による技術革新経営、経営革新型中小企業に対する投資

(3) 登録した後に 3 年が経過した中小企業創業投資会社の場合

中小企業創業投資会社の投資義務比率を達成した場合に海外投資をすることができる。

10. 区分会計処理

「産業発展法」第 14 条第 2 項および第 3 項により、企業構造調整専門会社として登録した中小企業創業投資会社は、資金運用と業務成果を分析するために中小企業創業投資会社として営む事業と、企業構造調整専門会社として営む事業の会計を区分しなければならない。(法第 41 条)

11. 経営健全性の基準

- ① 中小企業創業投資会社は、大統領令で定める経営健全性の基準を具備しなければならない。(法第 42 条の 2 第 1 項)
- ② 中小企業庁長は、中小企業創業投資会社の経営健全性を確保するため、経営実態に対する評価を実施することができる。
- ③ 中小企業庁長は、中小企業創業投資会社が経営健全性の基準を満たしていなかったり、経営実態評価の結果、経営健全性の維持が困難であると認められる場合、該当中小企業創業投資会社に対して資本金の増額、利益配当の制限など、経営改善のために必要な措置を要求することができる。

12. 類似名称の使用禁止

中小企業創業投資会社ではない者は、中小企業創業投資会社の名称またはこれと類似した名称を使用することができない。(法第 46 条)

第 5 章 中小企業創業投資組合

1. 中小企業創業投資組合の意義

「中小企業創業投資組合」とは、創業者に投資し、その成果を配分することを主な目的とする組合であって、中小企業創業支援法第 20 条によって登録された組合をいう。(法第 2 条)

2. 中小企業創業投資組合の登録と取消

中小企業創業投資会社と中小企業創業投資会社以外の者が出資して創業投資組合を結成するときは、中小企業庁長に登録しなければならない。登録事項を変更する場合にも同様である。(法第 20 条第 1 項)

(1) 構成

中小企業創業投資組合は、組合の債務に対して無限責任を負う 1 人以上の業務執行組合員と、出資額を限度として有限責任を負う有限責任組合員で構成する。この場合、業務執行組合員は次の各号のいずれかに該当する者とするが、その中で 1 人は中小企業創業投資会社でなければならない。(法第 20 条第 2 項)

- ① 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第 4 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する者
- ② 「国家財政法」第 8 条第 1 項による基金管理主体であつて、法別表 2 による基金を管理、運営する者
- ③ 法律によって共済事業を経営する法人
- ④ その他、大統領令で定める者

(2) 出資方法

組合員は組合規約で定めるところにより、出資金額の全額を一時に出資したり、分割して出資したりすることができる。(法第 20 条第 3 項)

(3) 登録要件

中小企業創業投資組合は次の要件を具えなければならない。(令第 14 条第 1 項)

- ① 出資金総額が 30 億円以上であること(ただし、法第 20 条第 4 項によって出資金額の全額を分けて出資する場合には、最初の出資金額は 10 億円以上でなければならない)
- ② 出資 1 口座の金額が 100 万円以上であること
- ③ 有限責任組合員の数が 49 人以下であること
- ④ 業務執行組合員の出資持分が出資金総額の 100 分の 1 以上であること
- ⑤ 存続期間が 5 年以上であること

(4) 登録手続

1) 結成計画書の提出

中小企業創業投資会社は、創業投資組合を結成するためには、次の事項が記載された結成計画書を予め中小企業庁長に提出しなければならない。(令第 14 条第 2 項)

- ① 事業概要

- ② 出資金総額、出資 1 口座の金額、出資の時期および方法
- ③ 有限責任組合員の募集計画
- ④ 創業投資組合の資産運用および配分計画
- ⑤ 創業投資組合の投資審査業務を担当する専門人材の人的事項(氏名、住民登録番号、略歴、および投資経歴など)

2) 登録申請書の提出

中小企業創業投資会社は、創業投資組合の結成を完了すると、登録申請書に次の書類を添付して中小企業庁長に提出しなければならない。(令第 14 条第 3 項)

① 提出期限

組合員総会の開催日から 7 日以内

② 添付書類

- イ) 創業投資組合の規約
- ロ) 組合員名簿
- ハ) 組合員の出資金額および出資履行を証明する書類
- ニ) 創業投資組合の投資審査業務を担当する専門人材の人的事項
- ホ) 令第 22 条第 1 項第 1 号によって、「資本市場と金融投資業に関する法律」第 8 条第 7 項による信託業者および信託業を兼営する金融機関に、創業投資組合財産の保管を委託したことを証明する書類

3) 変更登録申請書の提出

中小企業創業投資組合の業務進行組合員は、登録原簿の記載事項が変更されると、変更日から 7 日以内にその変更事実を証明する書類を添付して中小企業庁長に変更登録を申請しなければならない。(令第 15 条第 2 項)

4) 登録原簿の備置

中小企業庁長は、創業投資組合の登録をするときは、登録原簿を備えておき、次の事項を記載しなければならない。登録原簿は磁気ディスクなどで作成することができる。(令第 15 条第 1 項、則第 10 条第 2 項)

- ① 創業投資組合の名称および事務所の所在地
- ② 業務執行組合員の名称および住所
- ③ 組合員別の出資金額および出資口座数
- ④ 該当組合の存続期間
- ⑤ 創業投資組合の投資審査業務を担当する専門人材の人的事項

5) 登録の交付

中小企業庁長は、創業投資組合の登録をしたときは、その謄本を申請人に与えなければならない。中小企業庁長が登録原簿の謄本を発行するときは、原簿と同じ書式の用紙で作成し、その末尾に謄本であることを記載して中小企業庁長の官印を捺印しなければならない。(令第15条第3項、則第10条第3項)

6) 閲覧

中小企業庁長は、創業投資組合の登録原簿を具えて管理し、該当組合の組合員やその組合員が指定した者が閲覧できるようにしなければならない。(令第15条第4項)

(5) 登録取消

中小企業庁長は、中小企業創業投資組合が次のいずれかに該当すると、その登録を取消したり、この法による支援を中断することができる。(法第43条第2項)

1) 登録取消の事由

虚偽やその他不正な方法で登録をしたとき

2) 登録取消または支援中断の事由

- ① 法第20条第4項による登録要件に合わなくなったとき
- ② 中小企業創業投資組合の投資義務規定に違反したとき
- ③ 業務執行組合員の資金借入、支払保証、および担保提供行為禁止に関する規定に違反したとき
- ④ 創業投資組合の行為制限規定に違反したとき
- ⑤ 創業投資組合の海外投資要件規定に違反したとき
- ⑥ 業務執行組合員である創業投資会社の登録が取り消されたときや、抹消されたとき
- ⑦ 法第22条第1項および第3項に違反したとき

3) 聴聞

中小企業庁長が創業投資組合の登録を取消しようとする場合には、聴聞を実施しなければならない。

3. 業務の執行および制限

(1) 業務の執行

中小企業創業投資組合の業務は業務執行組合員が執行する。(法第21条第1項)

(2) 業務執行の制限

業務執行組合員は善良な管理者の注意を以て業務を執行しなければならない。次に該当する行為をしてはならない。(法第 21 条第 2 項・第 4 項・第 5 項)

- ① 自分または第三者の利益のために創業投資組合の財産を使用する行為
- ② 資金借入、支払保証、および担保を提供する行為
- ③ 創業投資会社の行為の制限に該当する行為

4. 中小企業創業投資組合の投資義務

中小企業創業投資組合は、登録後 3 年が経過した翌日までは出資金額の 100 分の 40 を、次のように投資しなければならない。(法第 21 条第 3 項、令第 16 条第 1 項)

(1) 対象事業の範囲

- ① 創業者に対する投資
- ② 「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」によるベンチャー企業に対する投資
- ③ 「中小企業技術革新促進法」第 15 条および第 15 条の 2 による技術革新型中小企業、経営革新型中小企業に対する投資
- ④ 中小企業が開発または製作して、他の事業と会計の独立性を維持する方法で運営される事業に対する投資

(2) 使用の用途(則第 9 条)

新規に発行される株式または無担保転換社債の買収など、有価証券市場またはコスダック市場に上場されていない創業者またはベンチャー企業に対して行う、次のいずれかに該当することをいう。

- ① 新規に発行される株式の買収。ただし、証券市場に上場するため、新規に発行される株式の買収は除外する。
- ② 新規に発行される無担保転換社債または無担保新株買収権付社債の買収
- ③ 持分の取得。ただし、他人の出資持分を取得する場合は除外する。
- ④ 新製品および新技術の開発とこれに準ずる事業であって、中小企業庁長が認める事業に対する投資

(3) 投資義務履行の猶予期間の付与

創業投資組合が投資回収など中小企業庁長が認める事由で、登録後 3 年が経過した日までに、投資対象事業に対する投資金額が 100 分の 40 に該当する金額を維持できない場合、中小企業庁長は 1 年以内の範囲内で投資義務履行の猶予期間を付与することができる。

5. 創業投資組合財産の管理と運用

(1) 創業投資組合財産の管理

業務執行組合員は中小企業創業投資組合財産を、次で定めるところによって管理しなければならない。(法第 22 条第 1 項)

- ① 中小企業創業投資組合の財産の保管を「資本市場と金融投資業に関する法律」による信託業者に委託すること
- ② 受託会社を変更する場合には、組合員総会の承認を受けること

(2) 受託会社の業務

上記の(1)の規定による受託会社は次の業務を営む。(法第 19 条第 5 項)

- ① 中小企業創業投資組合財産の保管および管理
- ② 業務執行組合員の創業投資組合財産の運用指示による資産の取得および処分の履行

(3) 上場株式などの取得限度

業務執行組合員は、創業投資組合財産を以て「資本市場と金融投資業に関する法律」第 9 条第 13 項による証券市場に上場された法人の株式を取得する場合に、出資金総額の 100 分の 20 を超過して投資することができない。(法第 22 条第 3 項)

6. 創業投資組合の海外投資要件

中小企業創業投資組合の海外投資は、中小企業創業投資会社の海外投資要件を準用する。(法第 21 条第 6 項)

7. 創業投資組合の運営

(1) 決算書および監査意見書の提出

創業投資組合の業務執行組合員は、中小企業創業投資組合の事業年度が終了した後 3 ヶ月以内に、決算書に会計法人の監査意見書を添付して中小企業庁長に提出しなければならない。(法第 23 条、令第 17 条第 1 項)

(2) 創業投資組合の標準規約

中小企業庁長は、創業投資組合の効率的な運用のために創業投資組合の標準規約を定めることができる。(令第 17 条第 2 項)

8. 業務執行組合員の脱退

業務執行組合員は、次のいずれかに該当する場合でなければ、中小企業創業投資組合から脱退することができない。(法第 24 条)

- ① 創業投資会社の登録が取消された場合
- ② 創業投資会社が破産した場合
- ③ 創業投資組合の組合員全員の同意がある場合

9. 中小企業創業投資組合の解散

(1) 解散事由

中小企業創業投資組合は、次のいずれかに該当する事由があるときは解散する。(法第 25 条第 1 項、令第 18 条第 1 項)

- ① 存続期間の満了
- ② 有限責任組合員全員の脱退
- ③ 中小企業創業投資会社である業務執行組合員全員の脱退
- ④ 中小企業創業投資会社である業務執行組合員全員の登録の抹消
- ⑤ 創業投資組合の結成目的が達成されたと組合員全員が同意する場合
- ⑥ 業務執行組合員である創業投資会社の登録が取消されたときや、破産などによって業務遂行を続け難い場合
- ⑦ 組合の資産が蚕食されたり、その他の事由が発生したりして、中小企業庁長が組合員の保護のために必要であると認める場合であって、組合持分全体の過半数を所有した組合員が解散のための組合員総会に出席し、出席した組合員持分の 3 分の 2 以上と組合員総持分の 3 分の 1 以上の同意を得た場合

(2) 清算人

中小企業創業投資組合が解散する場合には、その業務執行組合員が清算人となる。ただし、該当組合の規約が定めるところによって業務執行組合員以外の者を清算人として選任することができる。(法第 25 条第 3 項)

(3) 債務の弁済

中小企業創業投資組合の解散当時の出資金額を超過する債務があると、業務執行組合員がその債務を弁済しなければならない。(法第 25 条第 4 項)

(4) 清算事実の通知

中小企業創業投資組合の業務執行組合員は、中小企業創業投資組合が解散すると、7 日以内に中小企業庁長にその事実を通報しなければならない。(令第 18 条第 4 項)

10. 創業投資組合の継続

中小企業創業投資組合が、業務執行組合員の脱退、業務執行組合員の中小企業創業投資会社の登録抹消の事由が発生すると、有限責任組合員は全員の同意を以てその事由が発生した日から3ヶ月以内に業務執行組合員を加入するようにして創業投資組合を継続することができる。(法第25条第2項)

(1) 申請書の提出

業務執行組合員を加入するようにして中小企業創業投資組合を維持しようとする者は、次の事項を記載した申請書に組合を解散しないようとする事由書および有限責任組合員全員の同意書を添付して、中小企業庁長に提出しなければならない。(令第18条第2項)

- ① 創業投資組合の名称および事務所の所在地
- ② 新たに加入するようにした業務執行組合員の名称、所在地、および代表者の氏名
- ③ 組合員別の出資金額および出資口座数

(2) 申請書提出の効力

上記の(1)の申請書を提出した者は変更を登録したものと見なす。(令第18条第3項)

11. 清算結果の報告と登録の抹消

(1) 清算結果の報告

清算人が清算事務を完了した場合には、遅滞なく次の事項が含まれた清算結果報告書を作成して、中小企業庁長に提出しなければならない。(法第26条第1項、則第11条)

- ① 組合員別に創業投資組合の財産を配分した明細
- ② 業務執行組合員に配分した投資収益の明細
- ③ 業務執行組合員が全社員に支払った成果給の明細

(2) 登録の抹消

中小企業庁長は、清算結果報告を受けると、遅滞なくその中小企業創業投資組合の登録を抹消しなければならない。(法第26条第2項)

12. 中小企業創業投資組合財産の保護

中小企業創業投資組合組合員の債権者が組合員に対して債権を行使するときは、「民法」第704条と第712条にもかかわらず、その組合員が中小企業創業投資組合に出資した金額の範囲内でこれを行使することができる。(法第27条)

13. 中小企業創業投資組合の収益処分

(1) 収益の処分

中小企業創業投資組合は、組合同約で定めるところにより、業務執行組合員の中小企業創業投資会社に投資収益による成果報酬を支払うことができ、成果報酬を支払うための投資収益の算定方式は次のようにする。(法第 28 条、令第 19 条第 1 項)

$$\text{投資収益} = \text{組合資産の評価金額} - \text{出資金額と中小企業庁長が定める運営経費}$$

(2) 成果給の支払

投資収益による成果報酬を支払われた業務執行組合員は、成果報酬として支払われた金額の範囲内で、投資収益発生に寄与した全社員に成果給を支払うことができる。(令第 19 条第 2 項)

14. 組合の公示

業務執行組合員は、次の書類を事務所に備えておき、誰でもこれを閲覧できるようにしなければならない。(法第 29 条)

- ① 該当創業投資組合の規約
- ② 毎会計年度の決算書
- ③ その他の組合の運営に関する書類であって中小企業庁長が告示するもの

15. 類似名称の使用禁止

中小企業創業投資組合ではない者は、中小企業創業投資組合の名称またはこれと類似した名称を使用することができない。(法第 46 条)

16. 「民法」の準用

中小企業創業投資組合に関して「中小企業創業支援法」で規定していること以外には、「民法」のうち、組合に関する規定を準用する。(法第 30 条)

17. 創業投資会社の準用

創業投資会社の行為制限(令第 9 条)、投資義務比率(令第 9 条の 2)、海外投資要件(令第 9 条の 3)に関する規定は、これを創業投資組合の場合に準用する。この場合、「創業投資会社」は「創業投資組合」と、「払込資本金」は「出資金」と見なす。ただし、第 9 条第 4 項第 1 号イ目本文および但書、同号のハ目、同号のニ目、同項第 2 号および 4 号のうち、「創業投資会社」

はこれをそれぞれ「業務執行組合員」と見なす。(令第 16 条)

第 6 章 中小企業相談会社

1. 中小企業相談会社の意義

「中小企業相談会社」とは、中小企業に対する事業性評価などを主要業務とする会社で、中小企業創業支援法の規定によって登録した会社をいう。(法第 2 条)

2. 中小企業相談会社の事業

次の事業を営む会社であって、「中小企業創業支援法」による支援を受けようとする中小企業相談会社は、中小企業庁長に登録しなければならない。(法第 31 条第 1 項)

中小企業相談会社の事業は次のとおりである。

- ① 中小企業の事業性の評価
- ② 中小企業の経営および技術向上のための役務
- ③ 中小企業に対する事業の斡旋
- ④ 中小企業の資金調達と運用に対する諮問および代行
- ⑤ 創業手続の代行
- ⑥ 創業教育センターの設立と運用に対する諮問
- ⑦ 上記の①から⑥までの事業に付随する事業であって、中小企業庁長が定める事業

3. 相談会社の登録要件

(1) 相談会社の登録要件

中小企業相談会社は、次の要件をすべて具備しなければならない。(法第 31 条第 2 項)

- ① 「商法」による会社であって払込資本金が 5 千万円以上であること(令第 20 条第 1 項)
- ② 役員が次のいずれかに該当しない者であること
 - イ) 未成年者、禁治産者、および限定治産者
 - ロ) 破産宣告を受けて復権されていない者
 - ハ) 禁固以上の実刑の宣告を受け、その執行が修了したり(執行が修了したと見なす場合を含む)、執行が免除されたりした日から 3 年が経過していない者
 - ニ) 禁固以上の刑の執行猶予の宣告を受け、その猶予期間中にある者
 - ホ) 正当な事由なしに約定日を 3 ヶ月以上経過した債務が 1 千万円を超過する者(令第 20 条第 3 項)
- ③ 創業者に対する経営および技術相談のための専用空間を具えた事務室を保有しなければ

ならない。(則第 12 条第 4 項)

④ 次の専門人材が 2 人以上常勤しなければならない。(令第 20 条第 2 項)

■創業教育センターおよび中小企業相談会社の専門人材

経営分野	技術分野
1. 大学で経営学を講義する専任講師以上の教員 2. 短期大学で経営学を講義する助教授以上の教員 3. 「公認会計士法」による公認会計士 4. 「中小企業振興および製品購買促進に関する法律」第 46 条による経営指導士 5. 経営学分野の博士学位を所持している者 6. 「弁護士法」による弁護士 7. 第 1 号から第 4 号に定めた者と同等な経歴があると、中小企業庁長が認める者	1. 自然科学分野の博士学位所持者 2. 「国家技術資格法」による技術士または機能匠の資格を持っている者と技士 1 級で 7 年以上実務に従事した者 3. 大学で自然科学分野を講義する専任講師以上の教員 4. 短期大学で自然科学分野を講義する助教授以上の教員 5. 「中小企業振興および製品購買促進に関する法律」第 46 条による技術指導士 6. 次の各目の研究機関で 5 年以上研究した経歴がある者 イ) 「科学技術分野や政府出捐研究機関などの設立、運営、および育成に関する法律」による政府出捐研究機関のうち、基礎技術分野、産業技術分野、公共技術分野の政府出捐研究機関 ロ) 「特定研究機関育成法」の適用を受ける政府出捐研究機関 ハ) 国・公立 研究機関 7. 第 1 号から第 6 号までで定めた者と同等な経歴があると、中小企業庁長が認める者

(2) 登録および変更登録申請

1) 申請書の提出

中小企業相談会社として登録または変更登録しようとする者は、登録申請書(電子文書による申請書を含む)に次の書類(電子文書を含む)を添付して、中小企業庁長に提出しなければならない。この場合、担当公務員は「電子政府法」第 21 条第 1 項による行政情報の共同利用によって法人登記簿謄本を確認しなければならない。申請人が確認に同意しない場合には、該当書類を添付するようしなければならない。(則第 12 条第 1 項)

- ① 法人登記簿謄本
- ② 定款
- ③ 事業計画書
- ④ 専門人材の保有現況およびその資格を証明する書類

2) 変更登録申請書の提出期限

中小企業相談会社は重要な事項が変更されると、変更登録申請書にその変更事実を証明する書類を添付して変更日から 15 日以内に中小企業庁長に変更登録を申請しなければならない。(則第 12 条第 3 項)

3) 変更登録の要件

中小企業相談会社は登録した事項のうち、次の事項が変更されると、中小企業庁長に変更登録を申請しなければならない。(則第 12 条第 3 項)

- ① 会社名
- ② 所在地
- ③ 代表者
- ④ 払込資本金
- ⑤ 専門人材の保有現況
- ⑥ 定款に記載された事業目的

(3) 登録証の交付

中小企業庁長は、中小企業相談会社の登録の申請をした者または変更登録の申請をした者が登録要件に適合すると登録証を発給しなければならない。(則第 12 条第 5 項)

(4) 登録取消

中小企業庁長は、中小企業相談会社が次のいずれかに該当すると、その登録を取消したり、支援を中断したりすることができる。(法第 43 条第 3 項)

1) 登録取消の事由

虚偽やその他不正な方法で登録をしたとき

2) 登録取消または支援中断の事由

- ① 登録要件に適合しなくなったとき。ただし、役員の中で不適格者がいる場合、6 ヶ月以内にその役員を変更して任命した場合には、この限りでない。
- ② 会社の責任がある事由によって中小企業相談会社としての事業遂行が難しくなったとき
- ③ 正当な事由なしに 1 年以上継続して事業を遂行しないとき

3) 聴聞の実施

中小企業庁長は中小企業相談会社の登録を取消するためには聴聞をしなければならない。(法第 44 条)

4. 役務費の支援

中小企業庁長は、中小企業相談会社が創業者に役務を提供すると、役務代金の一部を支援することができる。(法第 32 条)

(1) 役務代金の支援を受けられる者

中小企業創業投資会社を兼業しない中小企業相談会社

(2) 支援金額

該当役務代金の 100 分の 80 以内

(3) 役務代金の支援申請

役務代金の支援を受けようとする相談会社は、役務代金申請書(電子文書による申請書を含む)に次の書類(電子文書を含む)を添付して、中小企業庁長が指定する機関または団体に提出しなければならない。この場合、担当公務員は「電子政府法」第 21 条第 1 項による行政情報の共同利用によって役務の提供を受けた創業者の事業者登録証を確認しなければならず、申請人が確認に同意しない場合には、該当書類を添付するようにしなければならない。(令第 21 条第 2 項、則第 13 条)

- ① 役務の提供を受けた創業者の事業者登録証の写本
- ② 役務結果報告書
- ③ 役務代金計算書
- ④ 役務契約書の写本

第 7 章 創業手続

1. 事業計画の承認

(1) 意義

創業事業計画承認制度は、創業中小企業の工場設立手続を簡素化するため、工場設立に関連する様々な許認可事項を創業事業計画の承認によって一括擬制処理する制度である。中小企業の創業者および中小企業を創業して事業を開始した日から 7 年が経過していない者を適用対象とする。

(2) 事業計画承認申請書の提出

創業者は、事業計画書を作成し、これに対して市長、群守および区役所長(自治区の区役所長に限る)の承認を受けて事業をすることができる。事業計画の承認または変更承認を受けようとする創業者は、事業計画承認申請書を提出しなければならない。(法第 33 条第 1 項、令

第 22 条)

1) 提出先

工場設立予定地を管轄する市長、群守および区役所長(自治区の区役所長をいう)

2) 添付書類

創業者は、事業計画の承認または変更承認を受けるためには、事業計画承認(変更)申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

- ① 事業計画書(承認申請の場合にのみ該当する)
- ② 変更計画書および変更事由書(変更承認申請の場合にのみ該当する)
- ③ 変更内容の新・旧対比表(変更承認申請の場合にのみ該当する)
- ④ 不動産権利者の使用同意書
- ⑤ 中小企業創業計画承認業務処理指針で定める書類

(3) 基準工場面積率の適用

市長、群守、および区役所長は、事業計画を承認するとき、その工場の建築面積が「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第 8 条による基準工場面積率に適合するようにしなければならない。(法第 33 条第 2 項)

(4) 承認の可否に関する通知

市長、群守、および区役所長は、事業計画の承認申請を受けた日から 20 日以内に承認の可否を通報しなければならない。この場合、20 日以内に承認の可否を通知しないときは、20 日が経過した日の翌日に承認したものと見なす。(法第 33 条第 3 項)

(5) 事業計画承認に関する業務処理の指針

1) 作成・告示

中小企業庁長は、創業手続を簡素化するため、市長、群守および区役所長が事業計画の承認に関する業務を処理するときに必要な指針を作成して告示することができる。(法第 33 条第 4 項)

この指針では「中小企業創業支援法」第 35 条(他の法律との関係)による許可、認可、免許、承認、指定、決定、申告、解除、同意、検査および用途廃止などに関する業務処理基準が含まなければならない。(令第 24 条第 1 項)

2) 通報

関係行政機関の長は、業務処理指針の作成に必要な許認可基準を中小企業庁長に通報しなければならない。許認可基準を変更したときにも同様である。(令第 24 条第 2 項)

2. 創業民願処理協議会

中小企業庁長は、創業事業計画の承認業務の支援および協議のために地方中小企業庁に創業民願処理協議会を置くことができる。(令第 23 条第 1 項)

3. 事業計画の事前協議

創業者は事業計画の承認を申請する前に、市長、群守および区役所長に事業計画の承認可能性などに関して事前協議を要請することができる。(法第 34 条第 1 項)

(1) 事業計画の事前協議の申請

創業者が事業計画の事前協議を申請しようとする場合には、事業計画の事前協議申請書に次の書類を添付して工場設立予定地を管轄する市長、群守および区役所長に提出しなければならない。(則第 16 条)

- ① 事業計画書 1 部
- ② 「環境関連法令」による検討が必要な場合には、機械器具類、規模、馬力数などを記載した書類 1 部
- ③ 法第 35 条(他の法律との関係)第 1 項各号の事項に関する書類(必要な場合にのみ添付する)

(2) 事業計画の承認可能性に関する通知

市長、群守、および区役所長は、事前協議申請を受けた日から 7 日以内に事業計画の承認可能性などに関して通報しなければならない。(令第 25 条第 2 項)

4. 他の法律との関係

(1) 許可などの擬制

「中小企業創業支援法」第 33 条第 1 項によって事業計画を承認するとき、次の許可などに関して、市長、群守および区役所長が他の行政機関の長と協議した事項に対しては、その許可などを受けたものと見なす。(法第 35 条第 1 項)

(2) 事業計画承認を受けた工場に対する建築許可の関連承認などの擬制

「中小企業創業支援法」第 33 条第 1 項によって事業計画承認を受けた工場に対して建築許可をするとき、市長、群守、および区役所長が次の承認などに関して他の行政機関の長と協議した事項については当該承認などを受けたものと見なす。(法第 35 条第 2 項)

(3) 建築物の使用承認による検査などの擬制

「中小企業創業支援法」第 33 条第 1 項によって事業計画の承認を受けた工場に対して、「建築法」第 18 条によって建築物の使用承認をするとき、該当市長、群守、および区役所長が次の検査、申告、同意、および申請に関して「(4)」の規定によって他の行政機関の長と協議した事項に対してはその検査などを受けたものと見なす。(法第 35 条第 3 項)

(4) 他の行政機関の権限に属する事項

市長、群守および区役所長が「中小企業創業支援法」第 33 条による事業計画の承認、または「建築法」第 8 条第 1 項および同法第 18 条第 1 項による建築許可と使用承認をするとき、その内容のうち、上記の(1)から(3)までに該当する事項が他の行政機関の権限に属する場合には、その行政機関の長と協議しなければならず、協議の要請を受けた行政機関の長は 10 日以内に意見を提出しなければならない。この場合、他の行政機関の長が当該期間内に意見を提出しないと、意見がないものと見なす。(法第 35 条第 4 項、令第 26 条)

5. 法令制定と改正時の協議

関係行政機関の長は、第 33 条による事業計画の承認、創業者の工場に対する「建築法」第 11 条第 1 項の建築許可、同法第 22 条第 1 項の使用承認に関連する事項を法令で制定したり、改正したりするためには中小企業庁長と協議しなければならない。(法第 36 条)

6. 事業計画の承認取消と原状回復

(1) 事業計画承認の取消事由

市長、群守、および区役所長は、事業計画の承認を得た者が次のいずれかに該当すると、事業計画の承認と工場建築許可を取消したり、当該土地の原状回復を命令したりすることができる。(法第 37 条第 1 項、令第 27 条)

- ① 事業計画の承認を受けた日から 3 年(法第 35 条第 1 項第 9 号によって農地の転用許可または農地の転用申告が擬制された場合には 2 年)が経過した日までに工場着工しない場合や、工場着工後に 1 年以上工事を中断していた場合
- ② 事業計画の承認を受けた工場用地を「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第 15 条による工場設立などの完了申告をする前に他人に譲渡した場合。ただし、創業者に譲渡した場合にはこの限りではない。
- ③ 事業計画の承認を受けた工場用地を他人に賃貸したり、工場ではない用途で活用したりする場合
- ④ 事業計画の承認を受けた後、4 年が経過した日までに工場建築を完了しない場合

(2) 代執行による原状回復

市長、群守、および区役所長は、原状回復命令に違反して原状回復をしないと、代執行によって原状回復をすることができる。代執行の手続に関しては「行政代執行法」を適用する。(法 37 条第 2 項・第 3 項)

(3) 事業計画の変更および工場建築の勧告

市長、群守、および区役所長は、事業計画承認の取消事由によって事業計画の承認と工場建築許可を取消するためには、予め一定の期間を定めて該当処分の対象者が事業計画を変更したり、工場建築をしたりするように勧告した後、これに応じない場合にのみ該当処分をしなければならない。(令第 27 条第 3 項)

(4) 聴聞の実施

市長、群守および区役所長が事業計画の承認を取消しようとする場合には、聴聞を実施しなければならない。(法第 37 条第 4 項)

7. 創業民願処理機構の設置

(1) 中小企業創業民願室の設置

政府は民願人の便宜を図るため、特別市、広域市、道、特別自治道および市郡区の創業に関連する民願を総合的に受付けて処理することができる機構として中小企業創業民願室を設置し、創業の業務を専担する職員を備置しなければならない。(法第 38 条、令第 28 条第 1 項)

(2) 中小企業創業民願室の設置および運営

市長、郡守および区役所長は、中小企業創業民願室の設置と運営に必要な事項を別途に定めることができる。(令第 28 条)

8. 創業振興専担組織の設置

中小企業庁長は創業を促進するための業務を担当する組織を設置することができる。(法第 9 条第 1 項)

(1) 創業振興専担組織の設置機関

中小企業庁長は中小企業創業に関連する非営利専門機関または団体の申請を受けて創業振興専担組織を設置することができる。(令第 29 条第 1 項)

(2) 創業振興専担組織の事業

創業振興専担組織は次の事業を遂行する。(令第 29 条第 2 項)

- ① 創業の活性化のための政策研究および制度改善課題の発掘
- ② 創業者に対する資金、人材、販路および立地などに関する情報提供および支援
- ③ 創業促進のための教育モデルの開発、運営および普及
- ④ 創業の実態調査および分析
- ⑤ 創業関連国際機構および外国との交流と協力
- ⑥ 優秀な予備創業者の発掘および支援
- ⑦ 大学および研究機関などの創業促進
- ⑧ その他、関係中央行政機関の長が委託する事業

(3) 創業振興専担組織の運営

創業振興専担組織の設置、業務遂行、および運営に必要なその他の事項は中小企業庁長が定めて告示する。(令第 29 条第 3 項)

9. 創業者に対する負担金の免除(法第 39 条の 3)

中小企業創業者については次のように負担金を免除する。

(1) 免除対象者

「統計法」第 22 条第 1 項によって統計庁長が作成・告示する韓国標準産業分類上の製造業を営むために中小企業を創業する者。

(2) 免除対象となる期間

事業を開始した日から 3 年間。

(3) 免除対象となる負担金

- ① 「地方自治法」第 138 条による負担金
- ② 「農地法」第 38 条第 1 項による農地保全負担金
- ③ 「草地法」第 23 条第 6 項による代替草地造成費
- ④ 「電気事業法」第 51 条第 1 項による負担金
- ⑤ 「大気環境保全法」第 35 条第 1 項第 2 号の基本賦課金(大気汚染物質排出量の合計が年間 10 トン未満である事業場に限り)
- ⑥ 「水質および水生生態界保全に関する法律」第 41 条第 1 項第 1 号の基本排出賦課金(一日の廃水排出量が 200 m³未満である事業場に限り)
- ⑦ 「資源の節約とリサイクル促進に関する法律」第 12 条第 2 項による廃棄物負担金(年間売上高が 20 億円未満である製造業者に限り)

- ⑧ 「漢江水系上水源水質改善および住民支援などに関する法律」第 19 条第 1 項による水利用負担金
- ⑨ 「錦江水系水管理および住民支援などに関する法律」第 19 条第 1 項による水利用負担金
- ⑩ 「洛東江水系水管理および住民支援などに関する法律」第 32 条第 1 項による水利用負担金
- ⑪ 「榮山江・蟾津江水系水管理および住民支援などに関する法律」第 30 条第 1 項による水利用負担金

(4) 有効期間

この条項は 2017 年 8 月 2 日までに有効である。

10. その他の創業に関連する支援特例

(1) 事業分離による創業に対する工場登録の特例(法第 39 条の 4)

「法人税法」第 1 条第 1 号による内国法人が営む事業の一部を分離して、事業を開始する中小企業(内国法人の前社員であった者が代表者、最大株主および最大出資者であること。内国法人と事業の分離に関する契約および内国法人の工場の全部または一部の共同使用に関する契約を書面にて締結すること)が「付加価値税法」第 5 条によって発給を受けた事業者登録証は、事業を開始した日から 2 年間「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第 16 条によって工場登録をしたことを証明する書類と見なす。

(2) 在宅創業支援システムの設置と運営(法第 39 条の 5)

中小企業庁長は、「電子政府法」第 2 条第 10 号による情報通信網を通じて会社を設立することができるシステムを設置・運営することができる。中小企業庁長は、予算の範囲で関係中央行政機関および関連機関が在宅創業支援システムに連係される個別システムを運営することにかかる費用の全部または一部を支援することができる。

第 8 章 付 則

1. 報告と検査

(1) 業務運用状況などの報告

中小企業創業投資会社、中小企業創業投資組合の業務執行組合員、中小企業相談会社、および創業教育センター事業者は、次の基準によって中小企業庁長に業務運用状況などに関する報告をしなければならない。業務運用状況などに関する報告は、電子取引基本法第 2 条第 1 号による電子文書を以てすることができる。(令第 30 条第 1 項・第 2 項)

- ① 創業投資会社および創業投資組合の業務執行組合員：月別
- ② 中小企業相談会社および創業教育センター事業者：半期別

(2) 検査

1) 検査対象の理由

中小企業庁長は必要であると認めるときは、創業投資会社に対して、次のいずれかに該当する場合には、所属公務員に事務所と事業場に入入りして中小企業創業投資会社および中小企業創業投資組合の監査報告書など、大統領令で定める帳簿や書類などを検査することができる。(法第 40 条第 1 項、令第 30 条第 4 項)

- ① 中小企業創業投資会社の登録要件を維持しているかどうかに関する確認が必要な場合
- ② 中小企業創業投資会社の行為制限に違反しているかどうかに関する確認が必要な場合
- ③ 中小企業創業投資会社の投資義務を遵守しているかどうかに関する確認が必要な場合
- ④ 中小企業創業投資会社の海外投資要件を遵守しているかどうかに関する確認が必要な場合
- ⑤ 業務執行組合員の行為などに対して違反しているかどうか、および投資義務を遵守しているかどうかに関する確認が必要な場合
- ⑥ 中小企業創業投資会社の重要事項の変更登録をしたかどうかに関する確認が必要な場合
- ⑦ 中小企業創業投資会社の経営および資産健全性を遵守しているかどうかに関する確認が必要な場合

2) 検査計画の通知

中小企業庁長が中小企業創業投資会社の検査をする場合には、検査 7 日前に検査を受ける者に、検査日時、検査目的、および検査内容などに関する検査計画を通報しなければならない。ただし、緊急を要する場合や、証拠隠滅などによって検査目的を達成することができないと認める場合には、この限りでない。(法第 40 条第 2 項)

3) 出入検査証票の携帯および提示と、関係文書の提示

中小企業創業投資会社などの検査のために出入・検査する公務員は、その権限を表示する証票を所持し、これを関係人に提示しなければならず、出入りするときに氏名・出入時間・出入目的などが表示された文書を関係人に提示しなければならない。(法第 40 条第 3 項)

2. 役職員に対する制裁

(1) 制裁事由

中小企業庁長は、中小企業創業投資会社または業務執行組合員が登録取消および支援中断事由(法第 43 条第 1 項・第 2 項)に該当し、中小企業創業投資会社または中小企業創業投資組合の健全な運営を害する恐れがあると認められる場合には、役職員に対して制裁を加えることができる。(法第 42 条第 1 項)

(2)制裁内容

- ① 免職または解任
- ② 6ヶ月以内の職務停止
- ③ 減俸
- ④ 警告

(3)制裁の兵科

上記の制裁は、法第 43 条第 5 項の 6 ヶ月以内の業務の全部または一部の停止、違法行為の是正命令、警告措置と兵科することができる。

3. 罰則

(1)罰則

法第 15 条の 2 第 1 項を違反して大株主である自分の利益を得ることを目的として大株主の違反行為をした者は、5 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金に処する。(法第 48 条第 1 項)

法第 10 条第 4 項による処分命令を違反して株式を処分しない者は、1 年以下の懲役または 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

(2)両罰規定

法人の代表者や法人または個人の代理人、使用人その他従業員がその法人または個人の業務に関して第 48 条の違反行為をすれば、その行為者を罰する以外にその法人または個人にも該当条文の罰金形を科する。ただし、法人または個人がその違反行為を防ぐため該当業務に関して相当な注意と監督を怠らない場合には、この限りではない。

(3)過料

次のいずれかに該当する者は、500 万ウォン以下の過料を賦課し(法第 50 条第 1 項)、過料は中小企業庁長が賦課・徴収する(法第 48 条第 2 項)。

- ① 法第 10 条第 1 項後段または法第 20 条第 1 項後段による変更登録をしなかった者や、虚偽で変更登録をした者
- ② 法第 11 条第 2 項による営業の譲受などの申告をしなかった者や、虚偽で申告した者
- ③ 法第 14 条による創業投資会社の公示をしなかった者や、虚偽で公示した者
- ④ 法第 19 条または第 23 条による決算書を提出しなかった者や、虚偽の決算書を提出した者
- ⑤ 法第 40 条第 1 項による報告をしなかった者や、虚偽の報告をした者または同項による検査を拒否、妨害、および忌避した者
- ⑥ 法第 46 条(類似した名称の使用禁止)に違反して類似した名称を使用した者

Ⅲ. 中小企業振興に関する法律

第 1 章 目的と定義

第 2 章 中小企業の構造高度化

第 3 章 中小企業の経営基盤の拡充

第 4 章 中小企業の社会的責任経営

第 5 章 中小企業創業および振興基金

第 6 章 中小企業振興公団

第 7 章 補 則

第 8 章 罰 則

Ⅲ. 中小企業振興に関する法律

[法律第 12309 号、2014.1.21、一部改正]

第 1 章 目的と定義

1. 目的

この法は、中小企業の人材需給円滑化および人材構造高度化によって中小企業の競争力を強化し、中小企業の経営基盤を拡充して国民経済の均衡ある発展に寄与することを目的とする。(法第 1 条)

2. 定義

(1) 中小企業者

「中小企業者」とは、次の各目のいずれかに該当する者をいう。(法第 2 条)

- ① 「中小企業基本法」第 2 条による中小企業者
- ② 「中小企業協同組合法」第 3 条による中小企業協同組合
- ③ 「産業技術研究組合育成法」による産業技術研究組合のうち、その組合員の 100 分の 90 以上が中小企業者として構成されている組合
- ④ 「産業発展法」第 38 条による事業者団体のうち、その構成員の 3 分の 2 以上が中小企業者として構成されている事業者団体
- ⑤ 「民法」第 32 条によって設立された法人のうち、「中小企業振興に関する法律」第 5 条による他業種の間の情報と技術交流事業を推進する法人

(2) 公共機関

「公共機関」とは次の各目の機関または法人をいう。(法第 2 条)

- ① 国家機関
- ② 地方公共団体
- ③ 特別法によって設立された法人のうち、大統領令で定める者
- ④ 「公共機関の運営に関する法律」第 5 条による公共機関のうち、大統領令で定める者

第2章 中小企業の構造高度化

1. 構造高度化に関する支援計画

政府は、経済与件の変化によって中小企業の経営の苦難を解消し、中小企業の競争力を高めるため、事業規模、経営技法、および生産方法の改善が必要であると認められると、個人事業の法人への転換、企業の合併と分割、共同事業、協業、事業転換、事業場の移転、経営合理化など中小企業の構造高度化を支援するために必要な施策を講じることができる。(法第3条第1項)

(1) 支援計画の樹立および公告

特別市長、広域市長、道知事および特別自治道知事(以下、「市・道知事」という)は、前項による支援施策を施行するため、毎年管轄区域にある中小企業の構造高度化を支援するための計画(以下、「構造高度化支援計画」という)を樹立して公告しなければならない。この場合、市・道知事は第68条第1項による中小企業振興公団など中小企業支援機関の長に構造高度化支援計画の樹立に必要な資料の提出を要請することができ、その要請を受けた支援機関の長はこれに協調しなければならない。(法第3条第2項)

(2) 支援計画に含まなければならない事項

構造高度化支援計画には地方公共団体の実情に合うように次の各号の事項が含まなければならない。(法第3条第3項)

- ① 事業別の予算支援に関する事項
- ② 経営と技術に関する相談、診断、指導および情報提供などに関する事項
- ③ その他、構造高度化の支援に必要な事項

(3) 支援要請

市・道知事は構造高度化支援計画の円滑な推進のため、関係中央行政機関の長に必要な支援を要請することができる。(法第3条第4項)

2. 中小企業の自動化に関する支援事業

中小企業庁長は、中小企業の自動化を促進し、自動化設備の生産業体とエンジニアリング事業者を育成するため、自動化支援事業を実施しなければならない。(法第4条第1項)

(1) 自動化支援事業の範囲

中小企業庁長は第1項による自動化支援事業として、次の各号の事項に関する支援事業を推進することができる。(法第4条第2項)

- ① 中小企業の自動化を促進するための設備の普及
- ② 中小企業の自動化のためのテスト事業と標準化
- ③ 中小企業の自動化に関する専門人材の養成
- ④ 中小企業の自動化を促進するための資金の支援
- ⑤ その他、中小企業の自動化を促進するために必要な事項

3. 異業種交流に関する支援事業

中小企業庁長は、異なる業種を営んでいる中小企業者間の情報および技術交流を促進するため、異業種交流支援事業を実施しなければならないが、異業種交流支援事業として次の各号の事項に関する支援事業を推進することができる。(法第5条)

- ① 情報および技術交流の活性化のための専門家の派遣
- ② 情報および技術交流に必要な資金の支援
- ③ その他、情報および技術交流を促進するために必要な事項

第3章 中小企業の経営基盤の拡充

1. 協同化事業

(1) 協同化の意義

「協同化」とは、様々な中小企業者が共同で行なう次のいずれかに該当するものをいう。(法第2条)

- ① 工場などの事業場を集団化すること
- ② 生産設備、研究開発設備、環境汚染防止施設などを共同で設置・運営すること
- ③ 製品、商標の開発、原材料購入、販売などの経営活動を共同で遂行すること

(2) 協同化基準の告示

1) 協同化基準の制定および告示(法第28条)

中小企業庁長は、中小企業者の集団化と施設共同化などのための中小企業協同化基準(以下、「協同化基準」という)を定めて告示しなければならないが、協同化基準を変更した場合にも同様である。

協同化基準を定めるときに必要であれば、中小企業者以外の者が参加できる協同化基準を定めることができ、協同化基準に含まなければならない事項は大統領令で定める。また、中小企業庁長は第1項と第2項による協同化基準を定めるときは、予め関係中央行政機関の長と協議しなければならない。

2) 協同化基準(令第 28 条)

中小企業協同化基準には、次の事項が含まなければならない。

- ① 協同化実践計画の樹立に必要な協同化事業の種類、参加業者の数、参加資格、事業計画の妥当性および推進主体などに関する事項
- ② 協同化実践計画の承認を受けた者に対する支援の範囲・条件・手続きおよび事後管理などに関する事項
- ③ 上記①および②に関連して中小企業庁長が特に必要であると認める事項

(3) 協同化実践計画の承認取消

中小企業庁長や市・道知事は、協同化実践計画の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すれば、協同化実践計画の承認を取消し、支援資金の元利金を回収することができる。(法第 30 条第 1 項)

- ① 虚偽やその他の不正な方法で協同化実践計画の承認を受けた場合
- ② 第 29 条による変更承認を受取らず、協同化実践計画を変更したり、中断したりした場合
- ③ 事業目的を達成できない場合や支援資金を他の目的で使用した場合

(4) 団地造成事業

中小企業者など(協同化実践計画の承認を受けた者または中小企業振興公団をいう)が団地造成事業を施行しようとする場合と承認を受けた計画を変更しようとする場合には、市・道知事の承認を受けなければならない。中小企業者などが実施計画の承認や変更承認を受けようとするためには、その実施計画を管轄市長・郡守または区庁長を経て市・道知事に提出しなければならない(法第 31 条)

(5) 団地造成事業の竣工認可

中小企業者などは、団地造成事業を完了したときは知識経済部令で定めるところによって市・道知事の竣工認可を受けなければならない。市・道知事は前項による竣工認可の申請を受けると、竣工検査をした後にその中小企業者などに竣工認可証を発給し、知識経済部令で定めるところによってこれを公告しなければならない。中小企業者などは、前項による竣工認可前には団地造成事業によって造成または設置された工場用地や施設を使用することができない。ただし、市・道知事の使用承認を受けた場合には、この限りでない。(法第 32 条第 1 項・第 2 項・第 3 項)

(6) 土地の収用

中小企業振興公団は、団地造成事業を施行するため必要な土地・建物および土地に定着した物件や土地・建物または土地に定着した物件に関する所有権以外の権利、鉱業権・漁業権、水の使用に関する権利(以下、「土地など」という)を収用したり、使用したりすることができる。実施計画の承認は、「公益事業のための土地などの取得および補償に関する法律」第 20 条第 1

項による事業認定と見なし、収用または使用に関して第 34 条など、この法で特別に規定している場合以外には、「公益事業のための土地などの取得および補償に関する法律」を適用する。(法第 33 条)

(7) 土地の出入など

中小企業者などは、団地造成事業を施行するために必要な場合には、次の各号の行為をすることができ、「国土の計画および利用に関する法律」第 130 条および第 131 条を準用する。(法第 34 条)

- ① 他人の土地への出入
- ② 他人の土地の一時使用
- ③ 他人の土地の立木・土石、その他の障害物に対する変更または除去

(8) 国有地と公有地の売却など

実施計画が承認された地域内の国有地または公有地は「国有財産法」、「地方財政法」、その他の他の法令にもかかわらず、中小企業者などに随意契約で売却することができる。また、国と地方公共団体は本条によって実施計画が承認された地域に対しては、用地の整理や進入道路の開設、施設の設置など必要な支援をしなければならない。(法第 35 条)

(9) 他の法律の準用

中小企業者などが団地造成事業を施行する場合には、「産業立地および開発に関する法律」第 20 条と第 32 条を準用する。(法第 36 条)

2. 協業事業

(1) 協業の意義

「協業」とは、様々な企業が製品開発、原材料購買、生産、販売などで各々の専門的な役割を分担して相互補完的に製品を開発・生産・販売したり、サービスを提供することをいう。(法第 2 条)

(2) 協業事業計画の承認

協業事業を遂行するために第 39 条による支援を受けようとする者は、次の各号の事項を含んだ協業事業計画を樹立して中小企業庁長の承認を受けなければならない。承認を受けた者(以下、「承認事業者」という)が協業事業計画のうち、大統領令で定める事項を変更するときにも同様である。(法第 37 条)

- ① 事業計画の目標
- ② 参加業体と推進主体の名称、住所および代表者の氏名

- ③ 事業内容と実施期間
- ④ 参加業体が提供した設備や技術などの経営資源
- ⑤ 資金調達の方法

(3) 協業事業計画の承認取消

中小企業庁長は、承認事業者が次の各号のいずれかに該当すると協業事業計画の承認を取消したり、第 39 条による支援を終了することができる。ただし、第 1 号に該当すると承認を取消さなければならず、協業事業計画の承認を取消するためには聴聞をしなければならない。(法第 38 条)

- ① 虚偽やその他の不正な方法で協業事業計画の承認を受けた場合
- ② 第 37 条第 1 項による変更承認を受取らず、協業事業計画を変更した場合
- ③ 休業、廃業および破産などで、6 ヶ月以上、大統領令で定める期間中に協業事業を行わなかった場合

(4) 協業事業に関する支援

政府は承認事業者が円滑に協業事業を遂行できるよう、次の各号の支援をすることができる。(法第 39 条)

- ① 協業資金の支援
- ② 情報提供
- ③ 情報化の促進
- ④ 人材養成および指導・研修
- ⑤ 技術開発資金の出捐など

(5) 履行実績の調査

中小企業庁長は、承認事業者が協業事業計画を履行しているかどうかや、実績などについて調査することができ、履行実績の調査に必要な事項は大統領令で定める。(法第 40 条)

3. 立地と環境汚染低減に関する支援事業

(1) 立地に関する支援事業

中小企業庁長は、中小企業に対する工場立地の円滑な供給のため、中小企業振興公団が関連法律で定めるところにより、次の各号の立地支援事業を行うようにすることができる。(法第 41 条、令第 36 条)

- ① 「産業立地および開発に関する法律」による産業団地開発事業
- ② 団地造成事業
- ③ 「産業集積活性化および工場設立に関する法律」による知識産業センターの建設事業
- ④ 「地域均衡開発および地方中小企業育成に関する法律」による地域総合開発事業と工場設

立の支援事業

⑤ 中小企業庁長が他法律によって立地支援事業と定める事業

(2) 環境汚染の低減に関する支援事業

中小企業庁長は、中小企業の事業活動によって発生する環境汚染を減らすため、製品の生産工程を低公害工程に改善し、環境汚染の防止施設の設置などを支援する環境汚染の低減に関する支援事業を実施することができる。(法第 42 条)

4. 指導と研修事業

(1) 指導計画の樹立

中小企業庁長は、中小企業の経営および技術指導に関する計画(以下、「指導計画」という)を樹立して告示しなければならないが、指導計画に含まなければならない事項は大統領令で定める。(法第 43 条)

(2) 指導実施機関

中小企業庁長は、第 43 条によって中小企業に対して経営および技術指導を行う指導実施機関を指定することができる。必要な場合には指導にかかる費用を出捐することができ、指導実施機関の指定と出捐に必要な事項は大統領令で定める。(法第 44 条)

(3) 指導基準の作成

中小企業庁長は、指導計画を効率的に施行するため、経営および技術指導に必要な次の各号の基準を定めて公告することができる。(法第 45 条)

- ① 経営および技術指導の対象
- ② 経営および技術指導を実施する者の要件
- ③ 経営および技術指導の手続
- ④ 経営および技術指導結果の測定と評価
- ⑤ 不誠実・不公正指導行為に対する制裁事項
- ⑥ その他、経営および技術指導の健全かつ着実な遂行を促進するための基準

(4) 研修計画の樹立

中小企業庁長は、中小企業者の経営能力と技術水準の向上のため、中小企業者、その勤労者、および中小企業庁長が中小企業の経営または技術に関する研修が必要であると認める者などに実施する研修計画(以下、「研修計画」という)を樹立しなければならない。(法第 56 条)

(5) 研修実施機関

研修計画による研修の実施機関は、中小企業振興公団または中小企業庁長が指定する機関や団体とする。(法第 57 条)

5. 国際化支援事業など

(1) 国際化支援事業

中小企業庁長は、中小企業の国際化に必要な基盤造成と外国との産業技術能力に関する支援事業を実施しなければならない。国際化支援事業には次の事項が含まれるものとする。(法第 58 条)

- ① 中小企業の外国人投資誘致
- ② 中小企業の海外投資および技術移転
- ③ 中小企業の技術導入および技術交流
- ④ 中小企業全社員の海外見学、研修
- ⑤ 上記の①から④に関連する情報の提供
- ⑥ その他、中小企業庁長が中小企業の国際化支援に必要と認める事項

(2) 生産施設の海外移転に対する支援

政府は、中小企業者が生産施設を海外に移転しようとする場合には、次の各号の支援をしたり、支援に関する施策を講じたりすることができる。(法第 59 条)

- ① 「韓国輸出入銀行法」第 18 条による輸出資金と海外投資資金の融資
- ② 「対外経済協力基金法」第 3 条による対外経済協力基金からの出資および融資
- ③ 「貿易保険法」による海外投資保険の支援
- ④ 第 63 条による中小企業創業および振興基金からの融資
- ⑤ 上記の①から④までの支援のために必要な信用保証の優先的実施
- ⑥ 生産施設の海外移転による情報提供

6. 中小企業の経営安定に関する支援など

(1) 経営正常化に関する支援

中小企業庁長は、次の各号の事由で相当数の中小企業者が経営上に困難したり、困難する虞れがあると、中小企業の経営正常化を支援するために必要な措置をすることができる。(法第 60 条)

- ① 販売不振や一時的な資金難、人材難などで経営が厳しくなった場合
- ② 原材料の確保が難しい場合
- ③ 関連企業の労使紛糾によって休業、廃業、および操業中断などの事態が発生した場合

(2) 緊急経営安定支援計画の樹立と施行

中小企業庁長は、特定地域での天変地異の発生、経済与件の急激な変化などの事由で休業や廃業をし、操業を中断する中小企業が増加したり増加する虞れがあると、中小企業の経営安定のための緊急経営安定支援計画を樹立して施行することができる。上記の緊急経営安定支援計画には次の各号の事項が含まれなければならない。(法第 61 条)

- ① 支援地域
- ② 支援対象
- ③ 支援期間
- ④ 資金、立地、人材支援および技術指導など関係中央行政機関別の支援内容
- ⑤ その他、中小企業庁長が緊急経営安定支援のために必要であると認める事項

(3) 民俗工芸産業に関する支援

政府と地方公共団体は、民俗工芸産業を営む中小企業者の経営安定のために大統領令で定めるところによって必要な支援をすることができる。(法第 62 条)

7. 中小企業の家業承継に関する支援

(1) 家業承継に関する支援

政府は、中小企業の円滑な家業承継のために租税関連法律で定めるところによる税制支援など、必要な支援をすることができる。(法第 62 条の 2)

(2) 中小企業家業承継支援センターの指定

中小企業庁長は、中小企業の円滑な家業承継を効率的に支援するため、中小企業支援関連機関や団体を中小企業家業承継支援センターとして指定することができる。(法第 62 条の 3 第 1 項)

(3) 中小企業家業承継支援センターの業務

中小企業家業承継支援センター(以下、「支援センター」という)の業務は、次の各号のとおりである。(法第 62 条の 3 第 2 項)

- ① 家業承継計画樹立の支援に関する事項
- ② 家業承継に必要な情報の提供、教育およびコンサルティングの支援に関する事項
- ③ 優秀な承継企業の認証および褒賞に関する事項
- ④ 外国の事例など家業承継の円滑化のための先進制度の発掘に関する事項
- ⑤ その他、家業承継に対する認識を高めるなど中小企業家業承継の円滑化のために中小企業庁長が委託する事項

第4条 中小企業の社会的責任経営

1. 中小企業の社会的責任経営の支援

中小企業は会社の従業員、取引先、顧客および地域社会などに対する社会的責任を考慮した経営活動を行なうように努力しなければならない。また、国と地方自治団体は中小企業の社会的責任経営のため必要な支援をすることができる。(法第62条の4第1項・第2項)

2. 社会的責任経営の中小企業育成基本計画

(1) 計画の樹立および施行

中小企業庁長は、社会的責任経営中小企業を育成し体系的に支援するため、5年毎に社会的責任経営の中小企業育成基本計画(以下、「基本計画」という)を樹立・施行しなければならない。ただし、「産業発展法」第19条による持続可能経営総合施策を樹立するとき、基本計画を含めて樹立・施行することができる。(法第62条の5第1項)

(2) 基本計画に含まれるべき事項

基本計画には次の各号の事項が含まなければならない。(法第62条の5第2項)

- ① 中小企業の社会的責任経営造成政策の基本方向および目標
- ② 中小企業の社会的責任経営活性化に関する事項
- ③ 社会的責任経営中小企業支援に関する事項
- ④ 社会的責任経営中小企業の実態調査に関する事項
- ⑤ その他、社会的責任経営中小企業の育成および支援のため、大統領令で定める事項

(3) 計画の樹立および施行

中小企業庁長は、基本計画によって年次別に施行計画を樹立・施行しなければならない。(法第62条の5第3項)

3. 社会的責任経営の中小企業支援センターの指定

(1) 中小企業支援センターの指定

中小企業庁長は、中小企業の社会的責任経営を効率的に支援するため、中小企業支援に関わる機関や団体を社会的責任経営の中小企業支援センター(以下、本条で「責任経営支援センター」という)に指定することができる。(法第62条の6第1項)

(2) 責任経営支援センターの遂行業務

責任経営支援センターは、次の各号の業務を遂行する。(法第62条の6第2項)

- ① 中小企業の社会的責任経営に対する指針の提供
- ② 中小企業の社会的責任経営に関する専門人材の養成
- ③ 社会的責任経営に対する認識向上のための教育および研修
- ④ 社会的責任経営に必要な情報提供およびコンサルティングの支援
- ⑤ その他、社会的責任経営の活性化のため必要な事業として産業通商資源部令で定める事項

第5条 中小企業創業および振興基金

1. 中小企業創業および振興基金の設置

政府は、中小企業の創業促進、産業の均衡ある発展、産業基盤の構築、経営基盤の拡充および構造高度化に必要な財源を確保するため、中小企業創業および振興基金(以下、「基金」という)を設置する。(法第63条)

2. 基金の造成

基金は次の各号の財源で造成する。(法第64条)

- ① 政府や地方公共団体の出捐金および融資金
- ② 政府や地方公共団体以外の者の出捐金および融資金
- ③ 第65条による債券の発行によって造成される資金と「宝くじおよび宝くじ基金法」第23条第1項によって配分された宝くじ収益金
- ④ 「公共資金管理基金法」による公共資金管理基金からの預り金
- ⑤ 基金の運用によって発生する収益金
- ⑥ その他、大統領令で定める収入金

3. 債券の発行

(1) 債券の発行

中小企業振興公団は取締役会の議決を経て中小企業庁長の承認を受けて基金の負担で債券を発行することができる。(法第65条第1項)

中小企業庁長は債券発行を承認するためには予め企画財政部長官と協議しなければならない。(法第65条第2項)

(2) 債権の発行額

債券の発行額は積立てられた基金の20倍を超過することができない。(法第65条第3項)

(3) 債権元利金の償還保証

政府は中小企業振興公団が発行する債券元利金の償還を保証することができる。(法第 65 条第 4 項)

(4) 債権の消滅時効

債券の消滅時効は、償還日から起算して元金は 5 年、利息は 2 年とする。(法第 65 条第 5 項)

4. 基金の運用と管理

(1) 基金の運用と管理

基金は、中小企業振興公団が運用・管理する。(法第 66 条第 1 項)

(2) 基金の運用

基金管理者は、第 66 条の 2 による基金運用計画によって基金を貸出などの方法に運用することができる。(法第 66 条第 5 項)

(3) 基金運用計画案の樹立と基金の決算

1) 基金運用計画案の承認

中小企業振興公団は、「国家財政法」第 66 条による基金運用計画案を樹立しようとする場合、第 71 条による運営委員会の審議を経た後、中小企業庁長の承認を受けなければならない。基金運用計画案が国会で確定した後、会計年度中にこれを変更しようとする場合にも同様である。(法第 66 条の 2 第 1 項)

2) 基金決算報告書の提出

中小企業振興公団は、「国家財政法」第 73 条による基金決算報告書を作成して上記 1) の運営委員会の審議を経て、毎会計年度が経過した後、2 ヶ月以内に中小企業庁長に提出しなければならない。(法第 66 条の 2 第 2 項)

3) 基金の決算

中小企業振興公団は、会計年度ごとに基金の決算の結果、利益金が発生した場合には、繰越損失金の補填に引当て、残りは基金として積立てなければならない。(法第 66 条の 2 第 3 項)

4) 欠損の補填

基金の決算の結果、損失金が発生した場合には、第 3 項の積立金として補填し、その積立金が足りないときは政府がこれを補填する。(法第 66 条の 2 第 4 項)

(6) 基金の使用など

基金は、次の各号の事業のために使用することができ、次の各号の事業を遂行するために必要であれば、関連中小企業者や団体などについて基金から補助金を支払うことができる。(法第 67 条)

- ① 「中小企業創業支援法」第 6 条第 1 項による創業保育センター事業者と入居者に対する資金の支援
- ② 「中小企業創業支援法」第 10 条による中小企業創業投資会社に対する投資または融資
- ③ 「中小企業創業支援法」第 20 条による中小企業創業投資組合に対する出資
- ④ 「中小企業創業支援法」第 31 条による中小企業相談会社に対する資金の支援
- ⑤ 中小企業の創業支援のために中小企業庁長が委託する事業
- ⑥ 中小企業に対する自動化の支援
- ⑦ 中小企業に対する情報化の支援
- ⑧ 中小企業に対する技術開発および異業種交流の支援
- ⑨ 中小企業に対する事業転換の支援
- ⑩ 中小企業製品の国内外の販路の支援および連係生産の支援
- ⑪ 中小企業に対する物流現代化の支援
- ⑫ 中小企業に対する協同化事業の支援
- ⑬ 中小企業に対する協業事業の支援
- ⑭ 中小企業に対する立地支援と環境汚染を減らすための支援
- ⑮ 中小企業に対する指導・研修事業と専門技術人材の養成
- ⑯ 中小企業に対する国際化の支援
- ⑰ 中小企業に対する経営正常化の支援
- ⑱ 中小企業の株式および社債の買収
- ⑲ 中小企業振興公団の施設の設置および運営
- ⑳ 中小企業振興のために中小企業庁長が委託する事業
- ㉑ 中小企業に対する必要な施設の貸与および関連情報の収支、普及、調査、および研究
- ㉒ 「地域均衡開発および地方中小企業育成に関する法律」第 44 条による地方中小企業育成関連基金の造成支援など地方中小企業の育成
- ㉓ 「産業発展法」第 28 条各号による事業
- ㉔ 「小企業および小商工人を支援するための特別装置法」第 10 条の 9 第 1 項各号による事業
- ㉕ 第 6 号から第 21 号までの事業に対する出資または出捐
- ㉖ 第 1 号から第 21 号までの事業に付随する事業

第6条 中小企業振興公団

1. 中小企業振興公団の設立など

中小企業の振興のための事業を効率的に推進するために中小企業振興公団を設立する。中小企業振興公団は法人とし、その主な事務所の所在地で設立登記をすることによって成立する。(法第68条第1項・第2項)

(1) 主な事務所など

主な事務所の所在地は定款によって定め、中小企業振興公団は定款で定めるところにより、必要なところに研修院、支部・支所、およびその他の事務所を置くことができる。(法第68条第3項)

(2) 自動化支援センターなどの設置と運営

中小企業振興公団は、中小企業の自動化と情報化を促進するために大統領令で定めるところによって自動化支援センターと情報化支援センターを設置・運営することができる。(法第68条第4項)

(3) 類似名称の禁止および出捐

中小企業振興公団以外の者は、中小企業振興公団またはこれと類似した名称を使用することができない。政府などは中小企業振興公団の設立に必要な資金に充てるために出捐することができる。(法第68条第5項・第6項)

(4) 公有財産の譲与

地方公共団体は、中小企業振興公団の設立や運営などのために必要な場合には、大統領令で定めるところによって公有財産を譲与することができる。(法第68条第7項)

(5) 民法の準用

中小企業振興公団に関して、この法で規定されたこと以外には「民法」のうち、財団法人に関する規定を準用する。(法第68条第8項)

2. 中小企業製品の販売会社の設立

中小企業振興公団は、第74条第1項第5号および第19号の事業を効率的に施行するため、必要であると認めると、大統領令で定めるところによって中小企業庁長の承認を受けて中小企業製品に対する販路の確保を支援するための会社を設立することができる。(法第69条第1項)

(1) 設立承認

中小企業庁長が第 1 項による承認をするためには、予め管轄市・道知事と協議しなければならない。(法第 69 条第 2 項)

(2) 大規模店舗登録

この条によって設立された会社は、「流通産業発展法」第 8 条による大規模店舗として登録したものと見なす。(法第 69 条第 3 項)

3. 事業

(1) 事業の範囲

中小企業振興公団は、中小企業に関する次の各号の事業を実施したり、それに関する事業を支援したりすることができる。事業を遂行するときに地方公共団体と中小企業に対する支援業務に関して相互協力することができる。(法第 74 条)

- ① 自動化の支援
- ② 情報化の支援
- ③ 技術開発の支援および異業種交流の支援
- ④ 事業転換の支援
- ⑤ 中小企業製品の国内外の販路 支援と連係生産の支援
- ⑥ 物流現代化の支援
- ⑦ 協同化事業の推進と協同化事業のための土地、建物、および施設などの取得、団地の造成、共同施設の設置、その貸与および譲渡
- ⑧ 協業事業の支援
- ⑨ 立地支援
- ⑩ 中小企業の創業支援
- ⑪ 農工団地に入居した企業の支援
- ⑫ 環境汚染を減らすための支援
- ⑬ 経営と技術に関する診断と指導、その担当者の養成、民間が運営する経営・技術専門指導機関・団体および業体の育成、技術導入と技術普及
- ⑭ 中小企業者およびその勤労者や、中小企業の経営または技術に関する指導担当者などに対する研修および専門技術人材の養成
- ⑮ 国外投資とその他国外 進出および外国との産業技術の協力など国際化の支援
- ⑯ 経営正常化の支援
- ⑰ 中小企業の株式または社債の買収
- ⑱ 基金の運用と管理
- ⑲ 中小企業製品の販売支援のための国内外の展示場および関連施設の設置と運営
- ⑳ 中小企業振興のために中小企業庁長が委託する事業
- ㉑ 中小企業に関する情報の収集、普及、調査、および研究
- ㉒ 第 1 号から第 12 号まで、第 15 号および第 20 号の事業に必要な施設の貸与

② 第 1 号から第 21 号までに規定された事業に付随する事業

(2) 資金の調達

中小企業振興公団は、第 74 条による事業のために必要であれば、中小企業庁長の承認を受けて国内外から資金を借入れることができる。政府は、中小企業振興公団が第 74 条による事業を遂行するために必要であると認めると、中小企業振興公団に出捐することができる。(法第 75 条第 1 項・第 2 項)

(3) 費用の負担

中小企業振興公団は、第 74 条第 1 項各号の事業による収益者にその事業に必要な費用を負担させることができる。(法第 76 条)

4. 予算と決算

(1) 予算の承認

中小企業振興公団は、事業年度ごとに総収入と総支出を予算として編成して、運営委員会の審議を経て中小企業庁長の承認を受けなければならない、これを変更しようとする場合にも同様である。

中小企業振興公団が予算の承認を受けるためには、その編成された予算案を該当年度の開始の 20 日前までに中小企業庁長に提出しなければならない。(法第 77 条第 1 項・第 2 項)

(2) 決算書の提出

中小企業振興公団は、毎年会計年度が経過した後、2 ヶ月以内に決算書を作成して運営委員会の審議を経て中小企業庁長に提出しなければならない。(法第 77 条第 3 項)

(3) 利益金の処分

中小企業振興公団は、会計年度ごとの決算の結果、利益金が発生した場合には、繰越損失金の補填に引当て、残りは中小企業庁長が定めるところによって積立てなければならない。(法第 77 条第 4 項)

5. 業務の指導・監督

中小企業庁長は中小企業振興公団の業務を指導・監督し、必要であると認める場合は中小企業振興公団に対してその事業に関する指示や命令をすることができる。中小企業振興公団に対する中小企業庁長の指導・監督に必要な事項は大統領令で定まる(法第 78 条第 1 項・第 2 項)

第7条補則

1. 税制に関する支援

政府は、中小企業の創業促進、経営基盤の拡充、および構造高度化などのため、租税に関する法律で定めるところにより、税制上の支援をすることができる。(法第80条)

2. 他の法律との関係

(1) 許認可擬制

中小企業者などが第31条第1項によって団地造成事業の実施計画の承認を受けた場合、他の法律の「認・許可など」を受けたものと見なし、実施計画の承認が告示された場合には他の関連法律による認・許可などの告示または公告があるものと見なす。(法第81条第1項)

(2) 関係行政機関長との協議

市・道知事は、上記1)の事項が含まれている実施計画を承認するためには、予め関係行政機関長と協議しなければならない。(法第81条第2項)

(3) 誘致地域指定の擬制

実施計画が承認された地域は、「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第23条による誘致地域として指定されたものと見なす。(法第81条第3項)

(4) 竣工認可の擬制

中小企業者などが第32条によって団地造成事業の竣工認可を受けると、上記1)によって実施計画の承認と見なされる許可、認可、免許、協議、同意、承認、および解除によるその事業の竣工検査または竣工認可を受けたものと見なす。(法第81条第4項)

(5) 教育履修の擬制

第57条第1項による研修実施機関で、工業標準化と品質管理に関する研修を履修した中小企業者は、「産業標準化法」第36条の2による教育を履修したものと見なす。(法第81条第5項)

- ① 中小企業振興公団
- ② 中小企業庁長が指定する機関または団体

第8条 罰則

1. 罰則

次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。(法第84条)

- ① 職務を遂行するとき、故意に真実を隠したり、偽りの報告をした指導者
- ② 中小企業振興公団の役職員として勤務したり、勤務した人がその職務で知り得た秘密を漏らしたり、盗用した者

2. 両罰規定

法人の代表者、法人または個人の代理人・使用人その他従業員が、その法人または個人の業務に関して法第84条(罰則)の違反行為をすれば、その行為者を罰するだけでなく、その法人または個人にも該当条文の罰金形を科する。ただし、法人または個人がその違反行為を防ぐため、該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合には、この限りではない。(法第85条第1項)

3. 過料

次の各号のいずれかに該当する者には、300万ウォン以下の過料を賦課する。(法第86条)

- ① 指導者の登録または更新登録をしていない者が指導者であることを表示したり、これに類似する名称を使用した者
- ② 指導者の証明業務の一部制限を規定している法第52条(特定な事項に関する業務制限)の規定に違反して証明業務を遂行した者
- ③ 中小企業振興公団ではない者が中小企業振興公団またはこれに類似した名称を使用した者
- ④ 中小企業庁長が中小企業構造高度化、中小企業の製品購買促進および販路の拡大、中小企業の経営基盤拡充などの事業と関連のある者に命じた報告をしなかったり、偽りの報告をしたものまたは検査を拒否・妨害・忌避した者

IV. 中小企業事業転換の促進に関する特別法

第1章 総 則

第2章 事業転換促進体系の構築

第3章 事業転換計画の承認

第4章 事業転換手続の円滑化

第5章 事業転換促進のための支援事業

第6章 補 則

IV. 中小企業事業転換の促進に関する特別法

[法律第 11656 号、2013.3.22、一部改正]

第 1 章 総 則

1. 目的

「中小企業事業転換の促進に関する特別法」は、経済環境の変化によって苦難に直面している中小企業の事業転換を促進して中小企業の競争力を強化し、産業構造の高度化を達成することにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。(法第 1 条)

2. 用語の定義

「中小企業事業転換の促進に関する特別法」で使用する用語の定義は次のとおりである。(法第 2 条)

(1) 中小企業者

「中小企業者」とは「中小企業基本法」第 2 条の規定による中小企業者をいう。

(2) 事業転換

「事業転換」とは次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 中小企業者が営んでいる業種の事業を止め、新たな業種の事業を営為する場合
- ② 中小企業者が営んでいる業種の事業を縮小したり維持しながら、新たに追加された業種の事業を開始してから 3 年以内に追加された業種の売上高が売上総額の 100 分の 30 以上となる場合や、追加された業種に従事する常時勤労者数が総勤労者数の 100 分の 30 以上となる場合をいう。(令第 2 条第 1 項)

(3) 適用範囲

「中小企業事業転換の促進に関する特別法」は、経済環境の変化によって競争力の確保が構造的に難しくなって事業転換が必要だったり、将来の有望業種や国家競争力を強化させることができる戦略業種で事業転換が必要な中小企業者であって、業種や規模などに関して常時勤労者が 5 人以上である中小企業として、中小企業庁長が定めて告示することによって業種間の移動が行なわれる場合に適用する。(法第 3 条、令第 3 条)

第2章 事業転換促進体系の構築

1. 中小企業事業転換促進計画の樹立と施行

中小企業庁長は、中小企業者の円滑な事業転換を支援するために次の事項が含まれた中小企業事業転換促進計画を2年ごとに樹立・施行しなければならない。(法第4条第1項)

- ① 中小企業事業転換政策の推進方向に関する事項
- ② 事業転換支援体系の構築および運営に関する事項
- ③ 事業転換を支援するための方案に関する事項
- ④ 事業転換促進のための制度改善に関する事項
- ⑤ この法の適用対象となる中小企業者の業種や規模などに関する事項
- ⑥ その他、事業転換を促進するために中小企業庁長が必要であると認める事項

2. 中小企業事業転換支援センターの設置

(1) 設置

中小企業庁長は、中小企業者の事業転換を効率的に支援するために中小企業支援機関および団体を指定して中小企業事業転換支援センターを設置・運営することができる。(法第6条第1項)

(2) 業務

中小企業事業転換支援センターの業務は次のとおりである。(法第6条第2項)

- ① 中小企業の事業転換計画の樹立支援に関する事項
- ② 事業転換のための情報の提供およびコンサルティング支援に関する事項
- ③ 資金融資の斡旋および買収・合併の連係支援に関する事項
- ④ 第8条の規定による承認企業に対する事後管理に関する事項
- ⑤ 遊休設備の流通情報の提供および取引斡旋に関する事項
- ⑥ その他、中小企業の事業転換を促進するために中小企業庁長が委託する事項

(3) 経費の補助

政府は、中小企業事業転換支援センターの設置および運営に必要な経費の全部または一部を補助することができる。(法第6条第3項)

3. 事業転換の実態に関する調査

(1) 実態調査の実施

中小企業庁長は、事業転換促進計画の樹立および成果管理などのため、2年ごとに中小企

業者の事業転換に関する実態調査をしなければならず、必要であると認める場合には、随時に行うことができる。(法第7条第1項)

(2) 実態調査に含まれる内容

事業転換実態調査は次の事項を含めなければならない。(法第7条第2項)

- ① 中小企業者の地域別、業種別の事業転換の実態に関する事項
- ② 第8条の規定による承認企業の経営実態など事業転換の成果に関する事項
- ③ 中小企業者の地域別、業種別の売上高や不渡率など事業転換に関連する統計に関する事項
- ④ その他、中小企業者の事業転換の実態を把握するために必要な事項

第3章 事業転換計画の承認

1. 事業転換計画の提出と承認

(1) 事業転換承認計画

事業転換をしようとする中小企業者は、次の事項を含んだ事業転換に関する計画を中小企業庁長に提出して承認を受けることができる。(法第8条第1項)

- ① 事業転換の必要性
- ② 新たに営為または追加しようとする業種
- ③ 事業転換の内容および実施期間
- ④ 事業転換による勤労者の雇用調整および能力開発
- ⑤ 事業転換に必要な財源および調達計画
- ⑥ 事業転換によって達成しようとする売上高などの目標水準
- ⑦ その他、中小企業庁長が必要であると認める事項

(2) 事業転換計画の承認基準

事業転換に関する計画の承認基準は次のとおりである。(令第8条第1項)

- ① 事業転換計画が事業転換の範囲に該当すること
- ② 事業転換計画の承認を受けようとする中小企業者が法第3条の適用範囲に該当すること
- ③ 新たに営為したり、追加したりしようとする業種が製造業およびサービス業に含まれ、「中小企業創業支援法施行令」第4条で規定された業種には該当しないこと
- ④ 事業転換計画の履行方法が具体的で実現可能であること

2. 事業転換計画の履行実績に関する調査

中小企業庁長は、事業転換計画の承認を受けて中小企業者(「承認企業」という)の事業転換計画を履行しているかどうか、および実績などについて定期的に調査しなければならない。(法第 10 条第 1 項)

3. 事業転換計画の変更や中断など

(1) 事業転換計画の変更および中断の承認

承認企業は、事業転換計画の主要内容を変更するためには中小企業庁長の承認を受けなければならない、事業計画を中断するためには中小企業庁長に通知しなければならない。(法第 11 条第 1 項)

(2) 事業転換計画の変更および中断の勧告

中小企業庁長は、事業転換計画の履行実績調査による調査の結果、事業転換計画の履行が難しいと判断される場合、当該承認企業にその計画の変更や中断を勧告することができる。(法第 11 条第 2 項) 中小企業庁長が承認企業に対して計画変更や中断を勧告しようとする場合には、勧告事項を明示した文書にしなければならない。(令第 13 条)

第 4 章 事業転換手続の円滑化

1. 株式交換

株式会社である承認企業(「資本市場と金融投資業に関する法律」による株券上場法人は除外する)は、事業転換のために自己株式を他の株式会社(「資本市場と金融投資業に関する法律」による株券上場法人は除外する)、または他の株式会社の主要株主(該当法人の議決権のある発行株式総数の 100 分の 10 以上を保有している株主をいう。以下、同様である)の株式と交換することができる。(法第 12 条第 1 項)

(1) 自己株式の取得限度

株式交換をしようとする承認企業は、「商法」第 341 条の規定にかかわらず、株式交換に必要な株式については自分の計算で自己株式を取得することができる。この場合、その取得金額は同法第 462 条第 1 項の規定による利益配当が可能な限度以内でなければならない。(法第 12 条第 2 項)

(2) 株式交換契約書の作成と株主総会の承認

株式交換をしようとする承認企業は、次の事項が含まれた株式交換契約書を作成して株主

総会の承認を得なければならない。この場合、株主総会の承認決議は出席した株主の議決権の3分の2以上の数と発行株式総数の3分の1以上の数によってしなければならない。(法第14条第3項)

- ① 事業転換の内容
- ② 自己株式の取得方法、価格、および時期
- ③ 交換する株式の価額総額、評価、種類、数量および割当方式
- ④ 株式を交換した日
- ⑤ 他の株式会社の主要株主と株式を交換する場合には、株主の氏名と住民登録番号、交換する株式の種類と数量

(3) 取締役会の決議内容の通報と株式交換契約書の備置

株式交換をしようとする承認企業は、それに関する取締役会の決議があるときは、直ちに決議内容を株主に通知し、株式交換契約書を備置して閲覧できるようにしなければならない。(法第14条第4項)

(4) 取得株式の保有期間

株式会社である承認企業が株式交換によって他の株式会社または他の株式会社の主要株主の株式を取得した場合には、取得日から1年以上これを保有しなければならない。(法第14条第4項)

(5) 自己株式の取得期間

自己株式の取得期間は株主総会の承認決議日から6ヶ月以内でなければならない。(法第12条第6項)

2. 反対株主の株式買収請求権

(1) 株式交換に関する反対意思の通知と株式の買収請求

株式交換をしようとする承認企業が、株式交換契約書に関する株主総会の承認決議前に承認企業に対して書面にて株式交換に反対する意思を通知した株主は、株主総会の承認決議日から10日以内に自分が保有している株式の買収を書面にて請求することができる。(法第13条第1項)

(2) 買収請求を受けた株式の買収と処分

承認企業は買収請求を受けた日から2ヶ月以内にその株式を買収しなければならない。この場合、その株式は6ヶ月以内に処分しなければならない。(法第13条第2項)

(3) 株式買収価格の決定および請求

株式の買収価格は、株主と会社との協議によって決定し、請求を受けた日から 30 日以内に株式の買収協議が行われない場合には、会社または株式の買収を請求した株主は裁判所に買収価格の決定を請求することができる。(商法 374 条の 2 第 3,4 項)

(4) 株式価格の算定方法

裁判所が株式の買収価格を決定する場合には、会社の財産状態、その他の事情を考慮して公正な価額で、これを算定しなければならない。(商法第 374 条の 2 第 5 項)

3. 新株発行による株式交換など

株式会社である承認企業は、事業転換のために新株を発行して他の株式会社または他の株式会社の主要株主の株式と交換することができる。この場合、他の株式会社または他の株式会社の主要株主は、承認企業が株式交換のために発行する新株の割当を受けることによって当該承認企業の株主となる。(法第 14 条第 1 項)

(1) 株式交換契約書の作成と株主総会の承認

株式交換をしようとする承認企業は、次の事項が含まれた株式交換契約書を作成して株主総会の承認を得なければならない。この場合、株主総会の承認決議は出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上の数と発行株式 総数の 3 分の 1 以上の数によってしなければならない。(法第 14 条第 2 項)

- ① 事業転換の内容
- ② 交換する新株の価額、総額、評価、種類、数量、および割当方式
- ③ 株式を交換した日
- ④ 他の株式会社の主要株主と株式を交換する場合には、主要株主の氏名と住民登録番号、交換する株式の種類と数量

(2) 現物出資時の株式価格の評価

株式交換によって他の株式会社または他の株式会社の主要株主が保有している株式を承認企業に現物で出資する場合において公認評価機関がその株式の価格を評価したときは、「商法」第 422 条第 1 項の規定により、検査人が調査をしたものと見なしたり、公認された鑑定人が鑑定したものと見なしたりする。この場合、「商法」第 422 条第 2 項および第 3 項の規定はこれを適用しない。(法第 14 条第 3 項)

(3) 取締役会の決議内容の通報と株式交換契約書の備置

株式交換をしようとする承認企業は、それに関する取締役会の決議があるときは、直ちに決議内容を株主に通報し、株式交換契約書を備置して閲覧できるようにしなければならない。

(法第 14 条第 4 項)

(4) 取得株式の保有期間

株式会社である承認企業が株式交換によって他の株式会社または他の株式会社の主要株主の株式を取得した場合には、取得日から 1 年以上これを保有しなければならない。(法第 14 条第 4 項)

4. 株式交換の特例

(1) 株式交換の特例

株式会社である承認企業が株式交換をする場合、その交換する株式の数が発行株式総数の 100 分の 50 を超過しないときは、株主総会の承認を取締役会の承認に代えることができる。この場合、承認企業は株式交換契約書に株主総会の承認を受けずに株式を交換することができるという内容を記載しなければならない。(法第 16 条第 1 項・第 2 項)

(2) 公告および通知

株式会社である承認企業は、株式交換契約書を作成した日から 2 週以内に株式交換契約書の主要内容および株主総会の承認を受けずに株式を交換するという内容を公告したり、株主に通知したりしなければならない。(法第 16 条第 3 項)

(3) 反対意思通知による株式交換の制限

株式会社である承認企業の発行株式総数の 100 分の 20 以上に該当する株式を所有している株主が、上記の(2)の規定による公告日や通知日から 2 週以内に書面にて株式交換に反対する意思を通知したときは、株式交換をすることができない。(法第 16 条第 4 項)

(4) 反対株主の株式買収請求権の適用排除

株式会社である承認企業が株式交換をする場合、その交換する株式の数が発行株式総数の 100 分の 50 を超過しないときは、法第 13 条または第 15 条の「反対株主の株式買収請求権」に関する規定は、これを適用しない。(法第 16 条第 5 項)

5. 株式交換無効の訴

第 12 条や第 14 条による株式交換に対する無効の訴に関しては、「商法」第 360 条の 14 を準用する。この場合、同条第 2 項のうち、「完全親会社となる会社」は「株式会社である承認企業」と見なし、同条第 3 項のうち、「完全親会社となった会社」は「株式会社である承認企業」と、「完全子会社となった会社」は「他の株式会社」と見なす。(法第 17 条)

6. 合併手続の簡素化など

(1) 合併に関する異議提出の公告

株式会社である承認企業が他の株式会社との合併によって事業転換をしようとする場合には、債権者に対して「商法」第 527 条の 5 第 1 項にもかかわらず、その合併決議があった日から 1 週以内に 10 日以上期間を定めて、その期間以内に合併に関する他の意見を提示することを公告し、承知している債権者に対しては公告事項を通報しなければならない。(法第 18 条第 1 項)

(2) 株主総会の招集通報

株式会社である承認企業が合併決議のための株主総会招集を通知する場合には、「商法」第 363 条第 1 項本文にもかかわらず、その通知日を株主総会開催日の 7 日前とすることができる。(法第 18 条第 2 項)

(3) 合併契約書などの公示

株式会社である承認企業が他の株式会社と合併するために合併契約書などを公示する場合には、「商法」第 522 条の 2 第 1 項にもかかわらず、その公示期間を合併承認のための株主総会開催日の 7 日前から合併日以後の 1 ヶ月が経過する日までとすることができる。(法第 18 条第 3 項)

(4) 合併反対株主の株式買収請求権

株式会社である承認企業の合併に関して取締役会の決議があるとき、その決議に反対する承認企業の株主は、「商法」第 522 条の 3 の規定にもかかわらず、株主総会の前に承認企業に対して書面にて合併に反対する意思を通知し、自分が所有している株式の種類と数を記載して株式の買収を請求しなければならない。(法第 18 条第 4 項)

(5) 決議事項に反対する株主の株式買収請求権

株式会社である承認企業が第 4 項の規定による請求を受ける場合には、「商法」第 374 条の 2 第 2 項および第 530 条第 2 項の規定にもかかわらず、合併に関する株主総会の決議日から 2 ヶ月以内にその株式を買収しなければならない。(法第 18 条第 5 項)

(6) 株式買収価額の決定方法

上記の(5)による株式の買収価額の決定に関しては、「商法」第 374 条の 2 第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合、同法第 374 条の 2 第 4 項のうち、「第 1 項の請求を受けた日」は「合併に関する株主総会の決議日」と見なす。(法第 18 条第 6 項)

7. 簡易合併の特例

株式会社である承認企業が他の株式会社と合併するとき、「商法」第 527 条の 2 第 1 項にもかかわらず、合併後に存続する会社が合併によって消滅する会社の発行株式総数のうち、議決権のある株式の 100 分の 90 以上を保有する場合には、合併によって消滅する会社の株主総会の承認を取締役会の承認に代えることができる。(法第 18 条の 2 第 1 項)

8. 分割、分割合併手続の簡素化

(1) 分割手続の簡素化

株式会社である承認企業が事業転換のために「商法」第 530 条の 2 第 1 項による分割をした場合において、「商法」第 530 条の 9 第 1 項に該当すると、その分割手続に関しては第 18 条第 2 項および第 3 項を準用し、「商法」第 530 条の 9 第 2 項に該当すると、その分割手続に関しては第 18 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。(法第 19 条第 1 項)

(2) 分割・合併手続の簡素化

株式会社である承認企業が事業転換のために他の株式会社と「商法」第 530 条の 2 の規定による分割合併をしようとする場合には、その手続において上記の「6.合併手続の簡素化」規定を準用する。(法第 19 条第 2 項)

9. 他の株式会社の営業譲受の特例

(1) 株主総会の承認手続の簡素化

株式会社である承認企業が、営業の全部または一部を他の株式会社(「資本市場と金融投資業に関する法律」による株券上場法人を除外する)に譲渡する場合、その譲渡価額が他の株式会社の最終貸借対照表上に現存する純資産額の 100 分の 10 を超過しないときは、他の株式会社の株主総会の承認を取締役会の承認に代えることができる。この場合、営業譲渡・譲受契約書に、他の株式会社に関しては、株主総会の承認を受けずに営業の全部または一部を譲受することができるという内容を記載しなければならない。(法第 20 条第 1 項・第 2 項)

(2) 営業譲渡・譲受内容の公告と株主に対する通知

承認企業の営業の全部または一部を譲受しようとする他の株式会社は、営業譲渡・譲受契約書を作成した日から 2 週以内に、営業譲渡・譲受契約書の主要内容および株主総会の承認を受けずに営業を譲受するという内容を公告したり、株主に通知したりしなければならない。(法第 20 条第 3 項)

(3) 営業譲受の制限

他の株式会社の発行株式総数の 100 分の 20 以上に該当する株式を所有している株主が上

記の(2)の規定による公告日や通知日から 2 週以内に書面にて上記の(1)の規定による営業譲受に反対する意思を通知したときは、この規定による営業譲受をすることができない。(法第 20 条第 4 項)

(4) 反対株主の株式買収請求権の適用排除

上記(1)の規定による営業譲受の場合には、「商法」第 374 条の 2 の規定はこれを適用しない。(法第 20 条第 5 項)

(5) 営業譲渡・譲受の手続

株式会社である承認企業が「商法」第 374 条による営業譲渡・譲受をする場合、その手続は上記の「6.合併手続の簡素化など」の「(2)から(6)」の規定を準用する。(法第 20 条第 6 項)

第 5 章 事業転換促進のための支援事業

1. 情報提供に関する支援事業

(1) 情報提供

中小企業庁長は、事業転換を推進する中小企業者に販路、技術、および進出業種など事業転換に関する情報を提供することができる。(法第 21 条第 1 項)

(2) 情報提供のための実施事業

中小企業庁長は情報の提供のために次の事業を実施することができる。(法第 21 条第 2 項)

- ① 中小企業支援機関や団体などを活用した情報提供体制の構築
- ② 経営・技術関連専門家を活用した販路、技術、業種などに対する情報データベースの構築および管理
- ③ その他、事業転換関連情報提供の活性化のために必要な事業

(3) 情報提供のための資料の要請

中小企業庁長は、中央行政機関の長、地方公共団体の長、および公共機関の長に上記の規定による情報提供のための資料を要請することができる。(法第 21 条第 3 項)

2. コンサルティング支援事業

(1) コンサルティング支援

中小企業庁長は、事業転換を推進する中小企業者などに対して、経営、技術、財務、会計

などの改善に関するコンサルティング支援を実施することができる。(法第 22 条第 1 項)

(2) 推進事業

中小企業庁長は、コンサルティング支援のために次の事業を推進したり、支援したりすることができる。(法第 22 条第 2 項)

- ① 中小企業者の規模と業種に適合したコンサルティングサービスの提供
- ② コンサルティング結果の信頼性を確保するための評価体系の構築
- ③ コンサルティング結果と、融資や補助など支援手段の連係
- ④ その他、コンサルティング基盤を強化するために必要な事業

(3) 所要費用の支援

中小企業庁長は、中小企業者またはコンサルティング実施機関などに対して、コンサルティング支援事業に必要な費用を支援することができる。(法第 22 条第 3 項)

3. 買収・合併などの支援

政府は、買収・合併や営業譲受・譲渡などによって事業転換を推進する中小企業者を支援するために次の事業を実施することができる。(法第 23 条)

- ① 買収・合併などのための仲介基盤の構築に関する支援
- ② 買収・合併などに関する情報の提供および法務・会計相談に関する支援
- ③ 買収・合併などに必要な所要資金の融資および投資に関する支援
- ④ その他、買収・合併などの円滑化のために必要な事業

4. 資金支援

政府および地方公共団体は、承認企業に対して設備購入や研究開発など事業転換に必要な資金の融資や出捐などの支援を実施ことができ、支援のために「中小企業振興および製品購買促進に関する法律」第 63 条の規定による中小企業振興および産業基盤基金を活用することができる。(法第 24 条第 1 項・第 2 項)

5. 能力開発および雇用安定に関する支援

(1) 失業予防と在職勤労者の能力開発

中小企業者は、「雇用政策基本法」と「勤労者職業能力開発法」など関連法令で定めるところにより、事業転換による失業予防と在職勤労者の能力開発のために努力しなければならない。(法第 25 条第 1 項)

(2) 支援方案の講究

政府は、事業転換を推進する中小企業者の雇用調整、在職勤労者の雇用安定、および能力開発などのため、次の事業を含んだ支援方案を講じることができる。(法第 25 条第 2 項)

- ① 「勤労者職業能力開発法」第 2 条第 3 号の規定による職業能力開発訓練施設や中小企業支援機関などが運営する事業転換中小企業の失職者に対する再就業教育および新たに進出した業種に対する勤労者教育
- ② 「雇用保険法」第 21 条の規定による雇用調整の支援および同法第 29 条の規定による職業能力開発訓練の支援

6. 遊休設備の流通に関する支援

中小企業庁長は、事業転換過程などで発生する遊休設備の円滑な流通を支援するために次の事業を推進することができる。(法第 26 条)

- ① 国内外の遊休設備の流通情報の提供および取引の斡旋
- ② 遊休設備の売買関連機関の間の連係体制の構築
- ③ 遊休設備の集積および販売のための立地に関する支援
- ④ 遊休設備の信頼性を高めるための価値評価体制の構築
- ⑤ その他、遊休設備の流通活性化のために必要な事業

7. 立地に関する支援

政府および地方公共団体は、中小企業者の事業転換による工場の新設、移転、増設などのための立地の供給や手続の簡素化などに努力しなければならない、承認企業に対して次の事業を支援することができる。(法第 27 条第 1 項・2 項)

- ① 「産業立地および開発に関する法律」第 2 条第 5 号ハ目の規定による農工団地への入居
- ② 政府および地方公共団体が供給する工場用地および知識産業センターへの優先入居
- ③ 政府および地方公共団体が建設する「中小企業創業支援法」第 2 条第 7 号の規定による創業保育センターへの入居
- ④ 地方公共団体が建設する中小企業総合支援センター、展示販売場、およびその支援施設への入居
- ⑤ 「中小企業創業支援法」第 2 条第 6 号の規定による中小企業相談会社などによる工場の新設、移転、増設などの代行および立地斡旋

8. 創業投資会社の投資

「中小企業創業支援法」第 10 条および第 20 条による中小企業創業投資会社および中小企業創業投資組合が同法によって承認企業に対して投資する場合、その投資分は同法第 16 条第 1 項本文および第 21 条第 3 項 本文によって使用したものと見なす。(法第 28 条)

9. 税制に関する支援

政府および地方公共団体は、租税関連法律で定めるところにより、承認企業に対して税制支援をすることができる。(法第 29 条)

第 6 章 補 則

1. 承認企業であった企業に対する株式交換の特例

この法による承認企業は、当該企業が承認企業に該当しなくなっても、法第 12 条および第 14 条の規定による株式交換をした場合には、これを承認企業と見なして次の規定を適用する。(法第 30 条)

(1) 取得株式の保有期間

株式会社である承認企業が株式交換によって他の株式会社または他の株式会社の主要株主の株式を取得した場合には、取得日より 1 年以上これを保有しなければならない。

(2) 理事会の決議内容の通報と株式交換契約書の備置

株式交換をしようとする承認企業は、それに関する理事会の決議があるときには直ちに決議内容を株主に通報し、株式交換契約書を備置して閲覧できるようにしなければならない。

2. 事業転換計画承認の取消

(1) 取消事由

中小企業庁長は、承認企業が次のいずれかに該当する場合には、法第 8 条の規定による事業転換計画の承認を取消することができる。(法第 31 条第 1 項)

- ① 虚偽やその他の不正な方法で事業転換計画の承認を受けた場合
- ② 第 11 条第 1 項の規定による承認を受けずに事業転換計画を変更または中断した場合
- ③ 休業、廃業、破産などで 6 ヶ月間企業活動をしない場合(令第 15 条)
- ④ 承認企業が事業転換計画の承認を受けた日から 6 ヶ月以内に正当な理由なしに事業転換計画を推進しない場合

(2) 聴聞の実施

中小企業庁長は、事業転換計画の承認を取消しようとするときは、聴聞を実施しなければならない。(法第 31 条第 2 項)

(3) 取消事実の通報

中小企業庁長は、事業転換計画の承認が取消されたときは、その事実を関係機関に通報しなければならない。(法第 31 条第 3 項)

3. 報告および検査

(1) 履行状況などに関する報告および検査事由

中小企業庁長は、次のいずれかに該当する場合には、中小企業者や支援センターなど関係機関に対して事業転換計画の履行状況などに関する報告をするようにしたり、所属公務員が事務所および事業場に入入りして承認企業の帳簿や書類などを検査するようにすることができる。(法第 32 条第 1 項、令第 16 条第 2 項)

- ① 第 10 条第 1 項による事業転換計画の履行実績調査が必要な場合
- ② 第 11 条第 1 項によって承認企業が事業転換計画の変更を要請したり、中断を通知したりした場合
- ③ その他、第 1 号と第 2 号に準ずる事項であつて、大統領令で定める場合

(2) 検査対象の帳簿および書類の範囲

検査対象となる承認企業の帳簿・書類などとは、次のいずれかをいう。(令第 16 条第 1 項)

- ① 事業転換計画に関する会計帳簿
- ② 事業転換計画の履行に関する書類
- ③ その他、事業転換に関する書類
- ④ 支援センターの業務遂行に関する書類(支援センターに限る)

(3) 検査の通知

中小企業庁長が事業転換計画の承認企業の帳簿および書類の検査をする場合には、検査 7 日前までに、検査日時、検査目的、および検査内容などを含んだ検査計画を被検査者に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合や事前通知の場合に証拠隠滅などによって検査目的を達成することができないと認める場合には、この限りでない。(法第 32 条第 2 項)

(4) 証票の携帯および文書の交付

事業転換計画の履行状況に対する検査のため、出入・検査する公務員は、その権限を表示する証票を携帯してこれを関係人に提示しなければならない。出入・検査時に当該公務員の氏名・出入時間・出入目的などが記載された文書を関係人に交付しなければならない。(法第 32 条第 3 項)

4. 権限の委任と委託

中小企業庁長は、「中小企業事業転換促進に関する特別法」による権限の一部を所属機関の長や地方公共団体の長に委任したり、他の行政機関の長、中小企業協同組合中央会、中小企業振興公団など中小企業関連団体または機関の長に委託することができる。(法第 33 条)

V. 中小企業技術革新促進法

第1章 総 則

第2章 中小企業技術革新促進計画の樹立および推進

第3章 中小企業技術革新の促進のための支援事業

第4章 中小企業技術革新の促進基盤の拡充および優待措置

第5章 補 則

V. 中小企業技術革新促進法

[法律第 12006 号、2013.8.6、一部改正]

第 1 章 総 則

1. 目的

「中小企業技術革新促進法」は、中小企業が技術革新を促進するための基盤を拡充し、関連施策を樹立・推進して中小企業の技術競争力を強化し、それによって国家経済発展に寄与することを目的とする。(法第 1 条)

2. 用語の定義

この法で使用する用語の定義は次のとおりである。(法第 2 条)

(1) 中小企業

「中小企業」とは、「中小企業基本法」第 2 条の規定による中小企業をいう。

(2) 中小企業者

「中小企業者」とは、中小企業を営む者をいう。この場合、中小企業者は「中小企業創業支援法」第 2 条第 1 号の規定による創業を準備している者を含む。

(3) 技術革新

「技術革新」とは、企業経営改善および生産性を高めるため新たな技術を開発したり、活用している技術の重要な部分を改善したりすることをいう。

(4) 公共機関

「公共機関」とは、「中小企業製品の購買促進および販路支援に関する法律」第 2 条第 2 号の規定による公共機関をいう。

3. 政府などの責務

(1) 政府の施策樹立および施行

政府は、中小企業の技術革新を促進するため必要な施策を樹立・施行しなければならない。(法第3条第1項)

(2) 地方公共団体の施策樹立および施行

地方公共団体は、中小企業の技術革新を促進するため政府が樹立して施行する施策に従い、管轄区域の特性を考慮して当該区域にある中小企業の技術革新を促進するための施策を樹立・施行することができる。(法第3条第2項)

(3) 公共研究機関の責務

公共研究機関は、中小企業の技術革新を促進するため積極的に努力しなければならない。(法第3条第3項)

4. 他の法律との関係

中小企業の技術革新の促進に関して他の法律に特別な規定があることを除外しては、「中小企業技術革新促進法」で定めるところによる。(法第4条)

第2章 中小企業技術革新促進計画の樹立および推進

1. 中小企業技術革新促進計画の樹立および推進

(1) 中小企業技術革新促進計画の樹立

中小企業庁長は、中小企業の技術革新を促進するために「産業技術革新促進法」第5条の規定による産業技術革新計画により、5年単位で中小企業技術革新促進計画を樹立しなければならない。(法第5条第1項)

(2) 中小企業技術革新促進計画に含まれるべき事項

中小企業技術革新促進計画には、次の事項が含まなければならない。(法第5条第2項)

- ① 中小企業の技術革新促進のための政策目標および基本方向に関する事項
- ② 技術革新課題の事業妥当性調査など技術革新のための制度改善に関する事項
- ③ 技術革新成果の保護および事業化の促進に関する事項
- ④ 技術革新促進のための中小企業間の協力、産学協同などに関する事項
- ⑤ 中小企業の技術人材の養成、活用、および教育に関する事項
- ⑥ 技術評価および技術金融支援に関する事項

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

- ⑦ 第 13 条による中小企業技術革新支援計画の樹立などに関する事項
- ⑧ その他、中小企業の技術革新を促進するために必要な事項

(3) 審議

中小企業庁長が促進計画を樹立することにおいて、科学技術基本法第 9 条の規定による国家科学技術委員会の審議を経なければならない。(法第 5 条第 3 項)

(4) 関連資料の提供要請

中小企業庁長は、促進計画を樹立するために、法第 13 条による技術革新支援事業を実施する中央行政機関(「関係中央行政機関」)の長、特別市長、広域市長、道知事、特別自治道知事(「市・道知事」)、および中小企業技術支援関連機関または団体の長に、関連資料の提供を要請することができる。(法第 5 条第 4 項)

2. 中小企業技術革新推進委員会

中小企業の技術革新促進に関する事項を審議・調停するため、中小企業庁に中小企業技術革新推進委員会を置く。(法第 6 条第 1 項)

(1) 審議事項および報告

中小企業技術革新推進委員会は、次の事項を審議し、その審議結果を知識経済部長官に報告しなければならない。(法第 6 条第 2 項、令第 3 条)

- ① 促進計画の樹立に関する事項
- ② 第 13 条による中小企業技術革新支援計画の樹立・施行に関する事項
- ③ 関係中央行政機関の長が中小企業の技術革新を促進するために審議を要請した事項
- ④ 機関別の中小企業技術革新支援計画の総合・調停
- ⑤ 技術革新支援計画の効率的な樹立・施行のための施行指針の作成および変更

(2) 構成

中小企業技術革新推進委員会は、委員長 1 人を含んだ 20 人以上 30 人以内の委員で構成する。委員は、関係中央行政機関および中小企業庁の局長クラス公務員である政府委員と第 13 条第 1 項による施行機関のうち、公共機関の役員クラスおよび中小企業技術に関連する知識と経験が豊かな者の中で中小企業庁長が委嘱した民間委員で構成する。(法第 6 条第 3 項)委員長は民間委員の中で互選する。(法第 6 条第 4 項)

3. 中小企業技術振興専門機関

(1) 中小企業技術振興専門機関の指定および指定事項の報告

中小企業庁長は、中小企業の技術革新促進支援事業を効率的に支援するために、次の機関または団体を中小企業技術振興専門機関として指定することができる。この場合、中小企業庁長は、予め知識経済部長官に報告しなければならない。(法第7条第1項、令第5条第1項)

- ① 国・公立研究機関
- ② 特定研究機関育成法の適用を受ける特定研究機関
- ③ 「科学技術分野の政府出捐研究機関などの設立、運営、および育成に関する法律」によって設立された研究機関
- ④ 「中小企業振興に関する法律」第68条による中小企業振興公団
- ⑤ 「技術信用保証基金法」第12条の規定による規定による技術信用保証基金
- ⑥ その他、中小企業に対する支援事業を営む法人または団体であって、技術革新促進支援事業の遂行に必要な専門人材と専担機関を具えていると中小企業庁長が認める者

(2) 事業計画および推進実績の報告

中小企業技術振興専門機関として指定を受けた者は、当該年度の事業計画および前年度の推進実績を毎年1月31日までに中小企業庁長に報告しなければならない。(令第5条第2項)

(3) 事業

中小企業技術振興専門機関は次の事業を行う。(法第8条第2項)

- ① 中小企業の技術革新を促進するための需要調査および研究・企画
- ② 中小企業の技術革新促進支援事業の評価・管理
- ③ 中小企業庁長から委託を受けた技術料の徴収・徴収された技術料の使用など

(4) 出捐

中小企業庁長は、中小企業技術振興専門機関が上記(3)の業務を遂行することにおいて必要な経費を予算の範囲内で出捐することができる。(法第8条第3項)

4. 中小企業技術統計の作成

中小企業庁長は中小企業技術促進計画の効率的な樹立・推進のために中小企業技術統計を作成しなければならない。(法第8条第1項)

(1) 中小企業技術統計に含まれる事項

中小企業技術統計には次の事項が含まなければならない。(法第8条第2項)

- ① 中小企業の技術競争力および技術水準
- ② 中小企業において問題となっている技術および技術に関連する脆弱要因
- ③ 国内外の技術動向分析
- ④ 中小企業技術人材の実態
- ⑤ 試験・検査装備の実態
- ⑥ その他、促進計画を樹立するために必要な事項

(2) 統計法の準用

「統計法」は技術統計の作成にこれを準用する。(法第8条第3項)

第3章 中小企業技術革新の促進のための支援事業

1. 中小企業の技術革新促進支援事業

中小企業庁長は、中小企業の技術革新を促進するために次の支援事業を推進しなければならない。(法第9条第1項)

- ① 技術革新に必要な資金支援
- ② 技術革新課題の事業妥当性調査
- ③ 需要と関係された技術革新の支援
- ④ 技術革新成果の事業化
- ⑤ 技術革新のための経営および技術の指導
- ⑥ 技術革新型 中小企業育成
- ⑦ 産業・安全などに関する海外規格獲得および品質向上支援
- ⑧ 中小企業情報化 支援事業
- ⑨ 産・学・研共同技術開発事業など産学協同 支援事業
- ⑩ 技術融合促進のための支援事業
- ⑪ その他、技術革新を促進するため必要な事項

2. 中小企業技術革新促進支援事業への出捐

(1) 技術革新中小企業者への出捐

中小企業庁長は中小企業の技術革新を促進するために必要であると認める場合、技術革新能力を保有している中小企業者が単独または共同で遂行する技術革新事業に出捐することができる。(法第10条第1項、第2項)

(2) 産・学・研共同技術革新の遂行機関などへの出捐

中小企業庁長は中小企業の技術革新などを促進するために次の学校、機関、および団体が

中小企業者と共同で遂行する産学協同支援事業と中小企業に対して実施する技術指導事業に出捐することができる。(法第 11 条第 1 項)

- ① 「高等教育法」による大学、産業大学、短期大学、および技術大学
- ② 「機能大学法」による機能大学校
- ③ 「特定研究機関の育成法」の適用を受ける特定研究機関
- ④ 「科学技術分野の政府出捐研究機関などの設立、運営、および育成に関する法律」第 8 条による研究機関
- ⑤ 国立および公立研究機関
- ⑥ 中小企業振興公団
- ⑦ その他、技術革新などを促進するために必要であると認めて中小企業庁長が指定する法人または団体

(3) 中小企業の国際技術協力に関する支援

1) 国際技術協力に関する支援事業

中小企業庁長は、中小企業と国際機構または外国の政府、企業、大学、研究機関、および団体などの間の技術協力を促進するために次の事業を推進することができる。(法第 11 条の 2 第 1 項)

- ① 中小企業の国際技術協力のための調査
- ② 技術導入および技術交流
- ③ 国際展示会または学術会議の開催
- ④ 中小企業や、外国の大学、研究機関、団体などの間の共同技術開発
- ⑤ その他、中小企業の国際技術協力を促進するために必要な事業であって、大統領令で定める事業

2) 施行機関の指定および出捐

中小企業庁長は、支援事業を専門的に施行する機関を指定し、業務遂行に必要な費用の一部を出捐することができる。(法第 11 条の 2 第 2 項)

(4) 技術革新課題に関する事業妥当性の調査

中小企業庁長は、中小企業の技術革新を促進し、成功可能性を高めるため、中小企業の技術革新課題に対する事業妥当性調査を実施することができる(法第 12 条第 1 項)、事業妥当性調査を実施する機関または団体に対してその事業に費やされる費用を出捐することができる。(法第 12 条第 2 項)

3. 中小企業技術革新支援計画の樹立

(1) 施行機関

次で定める機関の長は、毎年、中小企業技術革新支援計画を樹立・施行しなければならない。(法第 13 条第 1 項、令第 11 条第 2 項)

- ① 中央行政機関のうち、教育科学技術部、農林水産食品部、知識経済部、保健福祉家族部、環境部、国土海洋部、文化体育観光部、防衛事業庁、および農村振興庁
- ② 公共機関のうち、韓国電力公社、韓国道路公社、韓国土地住宅公社、韓国水資源公社、韓国鉄道公社、および韓国ガス公社

(2) 費用の出捐および補助

施行機関の長は、技術革新支援計画によって技術革新事業を遂行する中小企業を選定して該当技術革新事業に費やされる費用の全部または一部を出捐したり、補助したりすることができる。この場合、法第 15 条の規定による技術革新型中小企業および「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第 2 条の規定によるベンチャー企業に対して優先的に支援することができる。(法第 13 条第 2 項)

(3) 支援要請

中小企業庁長は、施行機関の長に対して、毎年、該当機関の研究開発予算の一定比率以上を中小企業の技術革新のために支援するように要請することができる。この場合、支援要請を受けた施行機関の長は特別な事由がなければ、これに従わなければならない。(法第 13 条第 3 項)

(4) 機関別の中小企業技術革新支援制度の改善

1) 施行機関の関連資料の確認

中小企業庁長は、技術革新支援計画の実効性向上のため、第 13 条によって施行機関が実施する技術革新支援事業に関して実態調査をしたり、技術革新支援計画を履行しているかどうかに対して点検したりすることができる。この場合、中小企業庁長は、所属公務員に施行機関の技術革新支援計画に関連する資料を確認するようにすることができる。(法第 13 条の 3 第 1 項)

2) 改善勧告

中小企業庁長は、上記①の資料を確認した結果、改善が必要であると認められる事項については該当施行機関の長にこれに対する改善を勧告することができる。(法第 13 条の 3 第 2 項)

3) 改善勧告の履行および通報

改善の勧告を受けた施行機関の長は、特別な事由がない限り、これに応じなければならず、勧告を受けた日から1ヶ月以内にその結果を中小企業庁長に通報しなければならない。この場合、勧告を受けた施行機関の長は、中小企業庁長の勧告を履行することができない場合には、その事由を中小企業庁長に通報しなければならない。(法第13条の3第3項)

4. 中小企業技術革新支援団

中小企業庁長は、技術革新支援計画の円滑な樹立・施行を支援するため、中小企業技術革新支援団を設置・運営することができる。(法第13条の2第1項)

(1) 業務

- ① 施行機関の技術革新支援計画の事前検討に関する業務
- ② 技術革新支援計画の樹立・運営の改善に関する業務
- ③ 技術革新支援計画に関連する専門的な調査・研究・評価に関する業務
- ④ 第13条第3項による施行機関の中小企業技術開発予算の支援比率の算定および支援実績の確認に関する業務
- ⑤ 第13条の3第1項による実態調査および履行点検の支援に関する業務
- ⑥ その他、技術革新支援計画の樹立・施行を支援するために必要な業務

(2) 経費

中小企業庁長は、支援団の運営にかかる経費の全部または一部を予算の範囲で支援することができる。(法第13条の2第4項)

5. 技術革新成果の事業化に関する支援

(1) 支援内容

中小企業庁長は、「産業技術革新促進法」第15条によって技術革新成果などを事業化する中小企業者に対して次の支援をすることができる。(法第14条第1項)

- ① 試製品の製作・設備投資に費やされる資金の支援
- ② 製品性能の検査のための試験・分析に関する支援
- ③ 中小企業が大学や研究機関などから移転される技術の実用化に関する支援
- ④ その他、技術革新成果の事業化を促進するために必要な事項

(2) 支援申請

支援を受けようとする中小企業者は、技術革新成果の内容、事業化計画、支援要請内容、その他、支援に関して必要な事項が含まれた支援申請書を中小企業庁長に提出しなければならない

らない。(法第 14 条第 2 項、側第 2 条第 1 項)

6. 技術革新型中小企業の発掘と育成

中小企業庁長は、技術革新活動によって技術競争力の確保が可能であり、もしくは未来成長可能性がある技術革新型中小企業を発掘・育成するため、技術革新型中小企業育成事業を推進することができる。(法第 15 条第 1 項)

(1) 支援の要請および対策講究

中小企業庁長は、技術革新型中小企業育成事業を支援するために必要な場合には、公共機関に支援を要請することができる。この場合、支援の要請を受けた公共機関の長は、特別な事由がない限り、支援のための対策を講じなければならない。(法第 15 条第 2 項)

(2) 費用の出捐

中小企業庁長は、技術革新型中小企業育成事業を推進する機関または団体の長に必要な費用の全部または一部を出捐することができる。(法第 15 条第 3 項)

7. 経営革新型中小企業の発掘と育成

中小企業庁長は、経営革新活動によって競争力の確保が可能であり、もしくは未来成長可能性がある経営革新型中小企業を発掘・育成するため、経営革新型中小企業育成事業を推進することができる。(法第 15 条の 2 第 1 項)

中小企業庁長は、経営革新促進支援事業を推進することにおいて必要であると認める場合には、予め関係中央行政機関の長と協議しなければならない。(法第 15 条の 2 第 3 項)

(1) 支援の要請および対策講究

中小企業庁長は、経営革新型中小企業育成事業を支援するために必要な場合には、公共機関に支援を要請することができる。この場合、支援の要請を受けた公共機関の長は特別な事由がない限り、支援のための対策を講じなければならない。(法第 15 条の 2 第 3 項)

(2) 費用の出捐

中小企業庁長は、経営革新型中小企業育成事業を推進する機関または団体の長に必要な費用の全部または一部を出捐することができる。(法第 15 条の 2 第 3 項)

8. 経営および技術の指導

中小企業庁長が中小企業の技術競争力を強化するために実施する経営および技術指導に関する事項は、「中小企業振興に関する法律」で定めるところによる。(法第 16 条)

9. 海外規格獲得および品質向上に関する支援

(1) 海外規格獲得事業の範囲

中小企業庁長は、中小企業の技術革新を促進するために次の各号の外国の産業や安全などに関する規格の獲得を支援する「海外規格獲得支援事業」と中小企業の品質向上のために品質向上事業を推進することができる。(法第 17 条第 1 項)

- ① 海外規格獲得に必要な相談支援事業
- ② 海外規格の確保・普及
- ③ 海外規格獲得に必要な専門人材の養成事業

(2) 品質向上事業の範囲

中小企業庁長は、中小企業の品質向上のために次の各号の事業(以下、「品質向上事業」という)を推進することができる。(法第 17 条第 2 項)

- ① 中小企業製品の品質不良率の管理
- ② 品質向上に必要な専門人材の養成事業

(3) 出捐または補助

中小企業庁長は、海外規格獲得支援事業および品質向上事業を推進するために必要であると認定する場合には、法第 29 条第 2 項の規定によって権限の委託を受けた団体に必要な出捐や補助などを行うことができる。(法第 17 条第 3 項)

10. 中小企業製品の品質不良率による認証

中小企業庁長は、中小企業製品の品質向上を促進するために中小企業製品の品質不良率による品質認証をすることができる。(法第 17 条の 2 第 1 項)

1) 品質認証の申請

品質認証を受けようとする中小企業は、品質認証申請書に製品の品質不良率に関する現況を添付して「品質認証業務遂行機関の長」に品質認証を申請しなければならない。(法第 17 条の 2 第 2 項)

2) 品質認証の審査

「品質認証業務遂行機関の長」は、品質認証の申請を受けた場合には、品質認証の基準によって品質認証を受けようとする中小企業の工場に対する審査を実施し、その審査結果を遅滞なく中小企業庁長に提出しなければならない。認証基準に適合したときは、有効期間を定めて品質認証をしなければならない。(法第 17 条の 2 第 3 項)

11. 中小企業の生産環境の改善および生産性の向上に関する支援

(1) 支援事業の範囲

中小企業庁長は、中小企業の生産環境を改善して中小企業への人材流入を促進し、生産性の向上を図るために次の事業を推進することができる。(法第 17 条の 3 第 1 項)

- ① 生産環境改善のための実態調査
- ② 生産環境改善のための設備または装備の開発
- ③ 快適な作業環境の造成のための施設投資の支援
- ④ 生産性の向上のための生産工程の診断、改善、および新工程開発
- ⑤ その他、中小企業庁長が生産環境を改善し、生産性を向上させるために必要であると認める事業

(2) 費用の出捐

中小企業庁長は、事業を推進するために必要であると認定する場合には、大学や、研究機関、公共機関、中小企業などに使用される費用の一部を出捐することができる。(法第 17 条の 3 第 2 項)

12. 中小企業情報化に関する支援事業

中小企業庁長は、中小企業の情報化に必要な中小企業情報化の基盤造成と情報技術の普及・拡散に関する支援事業を推進することができ、事業を効率的に推進するために必要であると認めるときは、大学や、研究機関、公共機関、民間団体、中小企業などに費やされる費用を出捐することができる。(法第 18 条第 1 項、第 2 項)

13. 中小企業統合情報化の経営体制に関する支援事業

(1) 統合情報化の経営体制に関する支援事業の範囲

中小企業庁長は、中小企業の統合情報化の経営体制を促進できるよう、次の各号の「統合情報化の経営体制支援事業」を推進することができる。(法第 19 条第 1 項)

- ① 情報化標準モデルの開発・普及および標準モデルとの符合化に関する支援事業
- ② 中小企業統合情報化の経営体制に必要な相談支援事業

- ③ 中小企業統合情報化の経営体制のための専門人材の養成事業

(2) 推進機関の指定および支援

中小企業庁長は、統合情報化の経営体制支援事業の専担機関として、次の法人または団体を指定することができる。(法第 19 条第 2 項、令第 15 条第 1 項)

- ① 「科学技術分野の政府出捐研究機関などの設立、運営、および育成に関する法律」によって設立された研究機関
- ② 中小企業技術情報振興院
- ③ 中小企業振興公団

(3) 費用の出捐

中小企業庁長は、統合情報化の経営体制支援事業を推進する機関に費やされる費用を出捐することができる。(法第 19 条第 3 項)

14. 中小企業技術情報振興院

中小企業の技術革新および情報化経営を効率的に促進するために中小企業技術情報振興院を置く。(法第 20 条第 1 項)

(1) 出捐および設立

中小企業技術情報振興院は、中小企業者、個人または団体の出捐によって設立する。中小企業技術情報振興院は法人とし、主な事務所の所在地で設立登記をすることによって成立する。(法第 20 条第 2 項、第 3 項)

(2) 事業

中小企業技術情報振興院は次の事業を行う。(法第 20 条第 4 項)

- ① 中小企業技術革新基盤の造成
- ② 中小企業技術革新事業の需要発掘および調査分析
- ③ 中小企業情報化促進に関連する情報技術の普及および評価
- ④ 情報化経営標準モデルの開発、普及、拡散、および符合化に関する支援
- ⑤ 中小企業情報化基盤の造成および水準の評価
- ⑥ 中小企業技術革新および情報化経営に関する専門人材の養成
- ⑦ その他、関係中央行政機関の長が委託する事業

(3) 経費の支援

公共機関、中小企業者、個人、および団体は、中小企業技術情報振興院の事業遂行に必要な

な経費を支援することができる。(法第 20 条第 5 項)

(4) 民法の準用

中小企業技術情報振興院に関して中小企業技術革新促進法で規定しているものを除外しては、「民法」のうち、財団法人に関する規定を準用する。(法第 23 条第 6 項)

第 4 章 中小企業技術革新の促進基盤の拡充および優待措置

1. 中小企業の技術人材の養成

(1) 事業の推進

中小企業庁長は、「産業技術革新の促進法」第 20 条の規定により、中小企業の技術および情報化人材養成のために必要な中小企業の技術人材の養成事業を推進しなければならない。(法第 21 条第 1 項)

(2) 費用の出捐

中小企業庁長は、技術人材養成事業を推進する大学や、研究機関、企業、団体などに必要な費用を出捐することができる。(法第 21 条第 2 項)

2. 中小企業技術支援情報の提供

(1) 事業の推進

中小企業庁長は、中小企業関連技術を紹介・普及し、各種中小企業技術支援情報を電算化して中小企業が効率的に利用できるように必要な事業を推進することができる。

(2) 電算化のための情報提供の要請

中小企業庁長は、中小企業技術支援情報の電算化のために必要な中小企業技術支援の種類や規模、申請手続など関連情報の提供を関係機関の長に要請することができる。(法第 22 条第 2 項)

(3) 構築された情報の提供要請

関係中央行政機関の長および市・道知事は、中小企業の技術支援のために必要な場合、中小企業庁長に構築された中小企業技術支援情報の提供を要請することができる。(法第 22 条第 3 項)

3. 中小企業技術革新に関連する広報

政府は、中小企業技術革新の重要性に関する社会的な雰囲気を作成するため、次の広報事業をすることができる。(法第 23 条第 1 項)

- ① 中小企業の優秀な革新技術の成果に対する展示と広報
- ② 優秀な革新技術を保有している中小企業および有功者に対する褒賞
- ③ 中小企業の技術革新ゼミ、技術革新に対する事例発表会
- ④ その他、中小企業庁長が必要であると認めて公告する事業

4. 中小企業技術研究会

中小企業庁長は、中小企業の技術革新を促進するために中小企業が大学、研究所、研究組合、業種別団体、および研究開発サービス業を営む中小企業者などと中小企業技術研究会を構成して共同研究を遂行することに必要な支援をすることができる。

また、中小企業技術研究会を構成しようとする中小企業は、中小企業庁長に登録しなければならない。(法第 24 条第 1 項・第 2 項)

5. 中小企業技術革新のための小グループ支援

中小企業庁長は、中小企業の技術革新を促進するために中小企業が教授や研究員など専門家と共同して技術革新に関する自発的な研究組織である技術革新小グループを結成・運営することに必要な支援をすることができる。(法第 24 条の 2 第 1 項)

6. 試験と分析に関する支援

中小企業庁長は、中小企業の技術革新および製品認証などのための試験と分析に必要な次の支援をすることができる。試験・分析設備の利用方法や手続などに関して必要な事項を定めて告示することができる。(法第 25 条、令第 17 条)

- ① 地方中小企業庁が保有している試験・分析設備の利用
- ② 公共機関や、研究機関、大学などが保有している試験・分析設備の利用斡旋
- ③ 上記①、②の規定による支援機関が保有している試験・分析設備に関する情報の提供

7. 研究施設と設備の共同活用に関する支援

(1) 利用斡旋および活用事業の推進

中小企業庁長は、中小企業の技術革新を促進するために大学や、研究機関、公共機関などが保有している研究施設と設備に対する利用斡旋および活用事業を推進することができる。

(法第 25 条の 2 第 1 項)

(2) 費用の出捐

中小企業庁長は、上記(1)の事業を推進するために必要であると認定する場合には、大学や、研究機関、公共機関、中小企業などに使用される費用の一部を出捐することができる。(法第 25 条の 2 第 2 項)

8. 金融および税制支援など

政府は、中小企業者の技術革新と情報化支援関連資金供給を円滑にするために、財政支援や信用保証支援など必要な施策を実施することができ、中小企業者の技術革新と情報化支援のために必要な場合、租税特例制限法や地方税特例制限法など租税関連法律で定めるところによって税制支援をすることができる。(法第 27 条)

第 5 章 補 則

1. 技術料の徴収および使用

(1) 技術料の徴収

1) 技術料の徴収範囲

中小企業庁長は、第 10 条第 1 項による技術革新や、第 11 条第 1 項による産学協同支援事業が完了した場合には、出捐した金額の 100 分の 50 以内の範囲で事業者から技術料を徴収することができる。(法第 28 条第 1 項)

2) 技術料の納付期間および減免

中小企業庁長は、協約が定めるところにより、技術革新支援事業を遂行した者が技術料を納付するとき、5 年以内の期間に分割して納付するようにすることができる。(令第 18 条第 1 項)

3) 徴収方法などの告示

技術料の徴収方法、徴収基準および手続きなどに関して必要な細部事項は各事業別に中小企業庁長がこれを定めて告示する(令第 18 条第 4 項)

(2) 技術料の使用

中小企業庁長は、徴収した技術料を中小企業技術革新促進法によって出捐する技術革新促進支援事業に使用しなければならない。(法第 28 条第 2 項)

(3) 技術料の免除

中小企業庁長は、第 10 条第 1 項による技術革新事業や第 11 条第 1 項による産学協同支援事業を遂行した者が技術料を一時に納付する場合や、早期に償還する場合など、大統領令で定める事由に該当する場合には、技術料を免除する。(法第 28 条第 3 項、令第 18 条第 2 項)

- ① 技術革新事業の成果に伴う知識財産権が該当中小企業に帰属されない場合
- ② 技術革新事業や産学協同支援事業であって、研究基盤の構築または技術人材養成を目的とする場合
- ③ 産学協同支援事業の成果に伴う知識財産権が該当中小企業に帰属されない場合
- ④ 学校、機関、および団体が中小企業者と共同で遂行する産学協同支援事業であって、主管機関が該当中小企業ではない場合
- ⑤ 不渡り、廃業、法定管理、およびこれに準ずる状況が発生して技術料の納付が事実上難しい場合
- ⑥ その他、中小企業庁長が中小企業の技術革新を促進するために技術料の免除が必要であると認める場合

(4) 技術料の減額

中小企業庁長は、第 10 条第 1 項による技術革新事業や第 11 条第 1 項による産学協同支援事業を遂行した者が技術料を一時に納付する場合や、早期に償還する場合など大統領令で定める事由に該当する場合には、技術料の中で一定金額を減免することができる。(法第 28 条第 4 項、令第 18 条第 3 項)

- ① 技術料を一時に納付する場合や、早期に償還する場合
- ② 技術料を分割して納付するため、支払履行保証証券を提出する場合
- ③ その他、中小企業庁長が技術開発の奨励・促進するために技術料の減免が必要であると認める場合

2. 権限および事業の委託

(1) 権限の委託

中小企業技術革新促進法による中小企業庁長の技術料徴収に関する権限は、技術振興専門機関の長に委託する。(法第 29 条第 1 項、令第 19 条第 1 項)

- ① 法第 28 条第 1 項による技術料の徴収
- ② 法第 31 条第 1 項による技術革新の促進を支援する事業に対する参与制限
- ③ 法第 32 条第 1 項による出演金の還収

(2) 事業の委託

中小企業庁長は、品質認証業務遂行機関に次の業務を委託する。(法第 29 条第 2 項、令第 19 条第 2 項)

- ① 法第 17 条の 2 第 2 項の規定による品質認証申請の受付
- ② 法第 17 条の 2 第 3 項の規定による工場に対する審査
- ③ 法第 17 条の 2 第 5 項の規定による品質認証に関する費用の徴収

3. 罰則適用における公務員擬制

中小企業技術革新推進委員会の委員のうち、公務員ではない委員、施行機関、公共機関、および技術振興専門機関から支援団に派遣された役員と職員、中小企業庁長から委託を受けた業務を行う技術振興専門機関の長およびその所属職員、委託を受けた業務を行う機関または団体の長およびその所属職員は、刑法第 129 条から第 132 条を適用するときに、これをそれぞれ公務員と見なす。(法第 30 条)

4. 技術革新促進支援事業に対する参加制限

中小企業庁長は、第 10 条第 1 項による技術革新事業および第 11 条第 1 項による産学協同支援事業に参加した中小企業者、学校・機関・団体またはそれに所属する全社員が次の場合のいずれかに該当するときは、5 年以内の範囲で技術革新促進支援事業の参加を制限することができ、関係中央行政機関の長に参加制限の事実を通報することができる。(法第 31 条)

- ① 研究開発の結果が極めて良くない場合
- ② 正当な手続なしに研究開発の内容を漏れたり、流出したりした場合
- ③ 正当な事由なしに研究開発課題の遂行を諦めた場合
- ④ 出捐金を使用用途以外に使用した場合や、使用明細を虚偽で報告した場合
- ⑤ 正当な事由なしに研究開発の結果物である知識財産権を全社員の名義で出願したり、登録したりした場合
- ⑥ 研究開発の資料や結果を偽造または変造したり、剽窃したりするなどの研究不正行為をした場合
- ⑦ 正当な事由なしに技術料を納付しない場合や、納付を怠慢にした場合

5. 出捐金の還収

中小企業庁長は、第 10 条第 1 項による技術革新事業および第 11 条第 1 項による産学協同支援事業に参加した中小企業者、中小企業者、学校・機関・団体またはそれに所属する全社員が第 31 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、すでに出捐した事業費の全部または一部を還収することができる。(法第 32 条)

■参加制限事由別の制限期間および出捐金還収の範囲(第20条第1項および第21条第1項関連)

参加制限 事由	制限期間	出捐金還収範囲
1. 研究開発の結果が極めて良くない場合 ｲ) 研究開発過程を不誠実に遂行することにより、その結果が極めて良くない場合 ｻ) 研究開発課題を管理する責任のある者が怠慢にすることにより、その結果が極めて良くない場合 ｼ) 研究開発過程は誠実に遂行したにもかかわらず、その結果が極めて良くない場合 ｾ) 不渡りや廃業によって研究開発の結果が極めて良くない場合	3年 1年 1年 1年	全額 - - -
2. 正当な手続なしに研究開発の内容を漏れたり、流出したりした場合 ｲ) 国内に漏れたり、流出したりした場合 ｻ) 国外に漏れたり、流出したりした場合 ｼ) その他、セキュリティ管理や秘密遵守などの義務に違反した場合	2年 5年 1年	全額 全額 -
3. 正当な事由なしに研究開発課題の遂行を諦めるとき、出捐金を返納しない場合	3年	全額
4. 出捐金を使用用途以外に使用した場合や、使用明細を虚偽で報告した場合 ｲ) 出捐金を横領、詐取、および流用した場合 ｻ) 正当な事由なしに事業費の使用実績を虚偽で作成した場合(正当な事由なしに事業費の使用実績報告書を提出しない場合を含む) ｼ) 出捐金を一時的に他の用途に転用して使用した場合	5年 3年 2年	該当金額 全額 該当金額の30/100
5. 正当な事由なしに研究開発の結果物である知識財産権を全社員の名義で出願したり、登録したりした場合	1年	-
6. 研究開発の資料や結果を偽造または変造したり、剽窃するなどの研究不正行為をした場合 ｲ) 研究課題の遂行に関連する資料や結果などを偽造・変造または剽窃したり、論文の著者を不当に表示する場合 ｻ) 正当な事由なしに研究開発の進捗報告書、最終報告書を虚偽で作成した場合(正当な事由なしに研究開発の進捗報告書、最終報告書を提出しない場合を含む) ｼ) 外部圧力や虚偽、請託など不正な方法を使用して課題遂行機関として選定された場合 ｾ) 投資関係課題を推進するとき、研究開発を主管したり、参加したりしている機関、団体、企業、および投資機関が担保提供を条件として投資契約を締結するなど協約に違反して不正行為をした場合 ｾ) ホ. 研究開発成果の活用に関する現況報告書を提出しなかつ	3年 3年 3年 3年 1年	全額 全額 全額 該当金額 -

た者や、負担金を負担しないなど正当な事由なしに協約で定めた義務を怠慢にした場合		
7. 正当な事由なしに技術料を納付しない場合や納付を怠慢にした場合	2年	-
イ) 正当な事由なしに技術料を納付しない場合	2年	-
ロ) 正当な事由なしに技術料の納付計画書を提出しない場合であって、技術料の納付を怠慢にした場合	1年	-
ハ) 不渡り、廃業、破産およびこれに準ずる事由で技術料を納付しない場合		

※ 備考: 2以上の参加制限の事由に該当する場合には、各参加制限の期間を合算するが、合算する場合であってもその期間は5年を超過することができない。

VI.障害人企業活動の促進法

第1章 目的と定義

第2章 国などの責任および差別的慣行の是正

第3章 障害人企業活動の促進

第4章 指導および監督

VI.障害人企業活動の促進法

[法律第 11240 号、2012.1.26、他法改正]

第 1 章 目的と定義

1. 目的

この法は、障害人の創業と企業活動を積極的に促進して、障害人の経済的地位と社会的地位を高め、経済力の向上を図ることにより、国民経済の発展に寄与することを目的とする。(法第 1 条)

2. 定義

この法で使用する用語の意味は次のとおりである。(法第 2 条)

(1) 障害人

「障害人」とは次の各目のいずれかに該当する者をいう。

- ① 「障害人福祉法」第 32 条による障害人登録証の発給を受けた者
- ② 「国家有功者など礼遇および支援に関する法律」第 6 条の 4 による傷痕等級のうち、いずれかに該当するという判定を受けた者

(2) 障害人企業

「障害人企業」とは次の各目の要件をすべて具えた企業をいう。

- ① 障害人が所有したり、経営したりする企業であって、大統領令で定める基準に該当する企業
- ② 該当企業に雇用された常時勤労者の総数のうち、障害人の比率(以下、「障害人雇用比率」という)が 100 分の 30 以上であって、大統領令で定める比率以上の企業。ただし、「中小企業基本法」第 2 条第 2 項による小企業に対しては障害人雇用比率を適用しない。

(3) 障害経済人

「障害経済人」とは、障害人企業の代表者と役員であって、その企業の最高意思決定に参加する障害人をいう。

(4) 公共機関

「公共機関」とは「中小企業振興に関する法律」第2条第8号による公共機関をいう。

第2章 国などの責任および差別的慣行の是正

1. 国および地方公共団体の責任

国および地方公共団体は、障害人の創業と障害人の企業活動を促進するために資金や、情報、技術、人材、販路などの分野で総合的な支援および事業活動の機会が優先的に保障されるように努力しなければならない。(法第3条)

2. 差別的慣行の是正要請および是正

(1) 是正要請

中小企業庁長は、公共機関が障害人企業に対して不合理な差別的慣行や制度を施行する場合には、その是正を要請することができる。(法第4条第1項)

(2) 是正

前項による是正の要請を受けた公共機関は、特別な事由がないと、これを是正しなければならない。(法第4条第2項)

第3章 障害人企業活動の促進

1. 障害人企業活動の促進に関する基本計画

(1) 基本計画の樹立など

中小企業庁長は、毎年初めに第6条による障害人企業活動促進委員会の審議を経て、障害人企業の活動を促進するための基本計画(以下、「基本計画」という)を樹立し、これを推進しなければならない。(法第5条第1項)

(2) 基本計画に含まなければならない内容

基本計画には次の各号の事項が含まなければならない。(法第5条第2項)

- ① 障害人企業活動を促進するための基本目標および推進方向
- ② 障害人の創業を支援するための事項
- ③ 障害人企業に対する資金や、情報、技術、人材、販路などの支援に関する事項

- ④ 第 1 号から第 3 号までで規定した事項以外に、障害人企業および障害経済人の活動を促進するために必要な事項

(3) 意見などの提出要請

中小企業庁長は、基本計画を樹立するために必要であると認める場合には、関係行政機関と障害人企業の支援に関連する機関または団体に対して必要な資料や意見などの提出を要請することができる。この場合、要請を受けた関係行政機関および障害人企業の支援に関連する機関または団体は特別な事情がないと要請に従わなければならない。(法第 5 条第 3 項)

2. 障害人企業活動促進委員会の設置

基本計画および障害人企業活動促進に関する主要事項を審議するため、中小企業庁に障害人企業活動促進委員会(以下、「委員会」という)を置き、主要事項と委員会の組織や運営などに必要な事項は大統領令で定める。(法第 6 条)

3. 障害人企業の実態に関する調査

中小企業庁長は、障害人企業の活動現況および実態を把握するため、2 年ごとに実態調査をし、その結果を公表しなければならない。

また、中小企業庁長は、前項による実態調査を第 11 条による韓国障害経済人協会や障害人企業に関連する機関または団体に委託することができ、前項による実態調査をするため、必要な場合には、障害人企業などについて資料の提出や意見の陳述を要求することができる。(法第 7 条)

4. 障害人の創業支援に関する特例

中小企業庁長は、「中小企業創業支援法」第 4 条第 1 項による中小企業創業支援計画に障害人の創業促進のための計画を含めなければならない。政府は、「中小企業創業支援法」第 4 条第 2 項によって必要な資金を投資または融資したり、その他の支援をしたりするとき、障害人創業者および障害人創業支援に関する事業を営む者を優待することができる。また、中小企業庁長は、障害人の創業を促進するために「中小企業創業支援法」第 6 条第 1 項による創業保育センター事業者を指定するときは、障害人創業者に創業に必要な施設や場所などの支援を主な目的とする創業保育センター事業者を優先的に指定することができる。(法第 8 条)

5. 資金支援の優待

国家および地方公共団体は、中小企業に対して資金を支援する場合、障害人企業を優待しなければならない。政府は、障害人の創業および企業活動に必要な資金を円滑に調達するために「信用保証基金法」による信用保証基金、「技術信用保証基金法」による技術信用保証基金、および「地域信用保証財団法」第9条によって設立した信用保証財団をして、障害人企業を対象とする保証制度を樹立・運用するようにすることができる。政府は、第2項の保証制度を樹立するために、必要な予算を支援することができる。(法第9条)

6. 公共機関の購買促進

公共機関の長は、障害人企業が生産する物品の購買を促進しなければならない。「中小企業製品の購買促進および販路支援に関する法律」第5条第1項によって作成する購買計画に、障害人企業が生産する物品(「障害人福祉法」第44条による品目は除外する)の購買計画を区分して含めなければならない。

また、公共機関の長は、障害人企業が生産する物品の購買計画を作成するときは、予め中小企業庁長と協議しなければならない。中小企業庁長は第3項によって購買計画を協議するとき、該当公共機関の長に障害人企業が生産する物品の購買を増やすことを要請することができる。この場合、要請を受けた該当公共機関の長は、特別な事情がないと購買計画にこれを反映しなければならない。(法第9条の2)

7. 経営能力の向上に対する支援

中小企業庁長は、障害経済人および障害人企業の勤労者に対して経営能力と技術水準を向上させるための研修・指導事業や経営コンサルティング支援事業などを実施することができる。(法第10条)

8. 韓国障害経済人協会の設立など

(1) 韓国障害経済人協会の設立

障害経済人の共同利益の増進と健全な発展を図り、障害人の企業活動の促進のための業務を効率的に遂行するようにするため、韓国障害経済人協会(以下、「協会」という)を設立する。(法第11条第1項)

1) 協会の設立形態

協会は法人とする。(法第11条第2項)

2) 創立総会の開催

韓国障害経済人協会を設立しようとするときには、障害経済人5人以上の発起人が障害経

済人 100 人以上の同意を得て創立総会を開催しなければならない。(令第 8 条第 1 項)

3) 設立許可

協会を設立しようとするときには、その代表者は次の書類を中小企業庁長に提出して設立許可を受けなければならない。(法第 11 条第 3 項、令第 8 条第 2 項)

- ① 設立許可申請
- ② 定款
- ③ 発起人および同意人の名簿
- ④ 事業計画書および収支予算書
- ⑤ 財産目録および不動産・預金・有価証券などの主な財産に関する登記所・金融機関などの証明書
- ⑥ 創立総会会議録

4) 協会の設立

協会は主な事務所の所在地で設立登記をすることによって成立する。(砲台 1 1 条第 4 項)

(2) 障害経済人協会の業務

協会は次の各号の業務を遂行する。(法第 12 条)

- ① 障害経済人に対する研修および専門障害経済人の養成
- ② 障害人企業に対する情報の提供
- ③ 障害人創業に対する支援および促進に関する活動
- ④ 共同購買および販売事業に関する支援
- ⑤ 障害人企業の海外市場開拓および外国人投資誘致に関する支援
- ⑥ 外国の障害経済人団体との協力
- ⑦ 中小企業庁長が障害人企業の活動と障害人の創業を促進するために委託する事業
- ⑧ その他、障害人の企業活動を促進するための業務

9. 障害人企業総合支援センターの設置

協会は、障害人の創業と障害人企業の活動を積極的に促進するために、情報や、技術、教育、訓練、研修、相談、研究調査、保証推薦などのサービスを提供できる障害人企業総合支援センター(以下、「支援センター」という)を設置することができる。

政府は、支援センターの設置と運営に必要な資金などを支援することができ、支援センターの設置と運営に必要な事項は大統領令で定める。(法第 13 条)

10. 税制支援など

(1) 障害人企業に対する税制支援

政府は、障害人企業の創業促進、経営基盤の拡充および構造高度化などのため、「租税特例制限法」または「地方税特例制限法」などの租税関連法律で定めるところにより、税制上の支援をすることができる。(法第 14 条第 1 項)

(2) 協会および支援センターの事業に対する税制支援

政府は、協会(支援センターを含む。以下、同様である)およびその主要事業に対して「租税特例制限法」で定めるところにより、税制上の支援をすることができる。(法第 14 条第 2 項)

(3) 協会などの出捐財産に対する損金算入など

政府は、協会の設立と運営のため出捐したり寄付する財産または金員の場合には、「所得税法」または「法人税法」で定めるところにより、その全額を必要経費または損金に算入することができる。(法第 14 条第 3 項)

11. 国有財産と公有財産の無償貸付

(1) 設立および事業のための無償貸付

国家または地方公共団体は、協会の設立や事業のため必要なときには、「国有財産法」または「公有財産および物品の管理法」にもかかわらず、国有財産と公有財産を無償で協会に貸付することができる。(法第 15 条第 1 項)

(2) 貸付契約の解除および解約

国家または地方公共団体は、協会が上記(1)によって貸付けられた日から 2 年が経過しても目的事業を施行しない場合には、貸付契約を解除または解約することができる。(法第 15 条第 2 項)

第 4 章 管理および指導・監督

1. 民法の準用

(1) 韓国障害経済人協会

韓国障害経済人協会に関してこの法で規定されたものを除外しては「民法」のうち、社団法人に関する規定を準用する。(法第 16 条第 1 項)

(2)障害人企業総合支援センター

障害人企業総合支援センターに関してこの法で規定されたものを除外しては「民法」のうち、財団法人に関する規定を準用する。(法第 16 条第 2 項)

2. 類似名称の使用禁止

この法による協会ではない者は、韓国障害経済人協会またはこれと類似した名称を使用することができない。(法第 17 条)

3. 指導と監督

中小企業庁長は、協会の事務に関して指導・監督することができ、指導・監督のために必要であると認めると、協会に対して必要な書類などの提出を要求することができる。(法第 18 条第 1 項・第 2 項)

4. 事業の委託

中小企業庁長は、必要な場合には、この法の施行のための事業を障害人企業に関連する機関または団体に委託することができる。(法第 19 条)

5. 罰則

この法による支援を受けるために障害人の名義を使用した者またはそのような目的で名義を貸与した障害人は、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。(法第 20 条)

6. 過料

法第 17 条に違反して韓国障害経済人協会またはこれと類似した名称を使用した者には、100 万ウォン以下の過料を中小企業庁長が賦課・徴収する。過料は中小企業庁長が賦課・徴収する(法第 21 条第 1 項・第 2 項)

Ⅶ. 中小企業人材支援特別法

第 1 章 目的と定義

第 2 章 適用範囲と国などの責務

第 3 章 中小企業人材支援基本計画書の樹立および施行

第 4 章 中小企業の人材需給の円滑化

第 5 章 中小企業の人材構造の高度化および在職者の訓練強化

第 6 章 中小企業の人材流入のための環境造成

第 7 章 補 則

Ⅶ. 中小企業人材支援特別法

[法律第 11539 号、2012.12.11、一部改正]

第 1 章 目的と定義

1. 目的

この法は、中小企業の人材需給の円滑化および人材構造の高度化を支援して中小企業の競争力を高め、雇用を促進することにより、国民経済と社会の均衡ある発展に寄与することを目的とする。(法第 1 条)

2. 用語の定義

この法で使用する用語の定義は次のとおりである。(法第 2 条)

(1) 中小企業

「中小企業」とは「中小企業基本法」第 2 条第 1 項の規定による中小企業をいう。

(2) 協同組合など

「協同組合など」とは、「中小企業協同組合法」第 3 条第 1 項の規定による協同組合、事業協同組合、協同組合連合会、および協同組合中央会をいう。

(3) 人材構造の高度化事業

「人材構造の高度化事業」とは、中小企業関連団体および協同組合などが高級人材の確保や、人材管理の改善、勤労時間の短縮などを目的として事業計画を樹立し、実施する事業をいう。

(4) 認識改善事業

「認識改善事業」とは、中小企業に対する正確な情報提供、大学生の中小企業体験学習や教育、研修プログラムの運営、広報などを通して正しい職業観を確立するため、優秀中小企業を発掘・広報し、中小企業への人材流入を促進するため実施する事業をいう。

第2章 適用範囲と国などの責務

1. 適用範囲

この法は中小企業の人材支援に関して適用する。ただし、不動産業など大統領令で定める業種の中小企業に対しては適用しない。(法第3条)

2. 国と地方公共団体の責務

(1)国の責務

国は、中小企業に対する人材支援のため必要な施策を樹立して施行しなければならない。(法第4条第1項)

(2)地方自治団体の責務

地方公共団体は、管轄地域に所在する中小企業の人材支援のために地域産業特性に適合した計画を樹立して施行することができる。(法第4条第2項)

第3章 中小企業人材支援基本計画書の樹立および施行

1. 中小企業人材支援基本計画の樹立

中小企業庁長は、中小企業の円滑な人材確保を支援するために次の事項が含まれた中小企業人材支援計画を関係中央行政機関の長の意見を聴取して、5年ごとに樹立しなければならない。(法第5条第1項)

- ① 中小企業人材支援目標および政策の基本方向
- ② 産業構造の変化を反映した中小企業の人材活用に関する事項
- ③ 中小企業の競争力強化のための人材構造の高度化および中小企業在職者の教育研修に関する事項
- ④ 中小企業の広報のための教育、情報提供、現場体験などの認識改善に関する事項
- ⑤ 中小企業が必要とする人材の養成と供給に関する事項
- ⑥ 中小企業の勤務環境改善に関する事項
- ⑦ その他、中小企業庁長が中小企業の人材支援を円滑に推進するために必要であると認める事項

2. 年度別の施行計画の樹立と施行

中小企業庁長および関係中央行政機関の長は、中小企業人材支援基本計画によって毎年

度別の施行計画を樹立・施行しなければならない。(法第5条第2項)

3. 施行計画と支援実績の通報

関係中央行政機関の長は、毎年2月15日までに当該年度の施行計画と前年度の支援実績を中小企業庁長に通報しなければならない。(法第5条第3項)

4. 資料提出の要請

中小企業庁長は、基本計画を樹立するために必要なときは、関係中央行政機関、地方公共団体、関連教育研究機関、および国家研究事業に参加する法人団体に必要な資料の提出を要請することができる。(法第5条第4項)

5. 中小企業人材実態調査

中小企業庁長は、中小企業人材支援計画の樹立などのため、中小企業の人材に関する実態調査を実施しなければならない。(法第7条第1項)

(1) 中小企業人材実態調査に含まれるべき事項

実態調査には、次の各号の事項が含まなければならない。(法第7条第2項)

- ① 中小企業の地域別、業種別、職種別の人材実態および特性に関する事項
- ② 中小企業の人材構成および人材需要の変化に関する事項
- ③ 中小企業の教育訓練および人材管理に関する事項
- ④ 中小企業の認識改善のための広報に関する事項
- ⑤ 中小企業に対する正確な情報提供に関する事項
- ⑥ 中小企業の大学生に対する現場体験学習の強化に関する事項
- ⑦ その他、女性、外国人および非正規職員の活用など中小企業の人材実態を把握するために必要な事項

(2) 関係機関長の意見聴取

中小企業庁長は、中小企業人材実態調査を実施する前に知識経済部長官や労働部長官など関係中央行政機関の長の意見を聴取しなければならない。(法第7条第3項)

(3) 関連資料の提出や調査協調に関する要請

中小企業庁長は、中小企業人材実態調査のために必要であると認める場合には、関係中央行政機関の長および地方公共団体の長に中小企業関連資料の提出や調査業務遂行の協調を要請することができる。この場合、要請を受けた関係中央行政機関の長および地方公共団体の

長は、特別な事由がない限り、これに協調しなければならない。(法第7条第4項)

第4章 中小企業の人材需給の円滑化

1. 産学協同による中小企業必要人材の養成など

(1) 人材需給の円滑化のための支援

政府は、中小企業人材需給の円滑化のために次の産学協同事業の推進を支援することができる。(法第8条第1項)

- ① 地域別、業種別、職種別の中小企業の人材需要に適合した人材養成事業
- ② 未就業人材を対象として施行する中小企業現場研修事業
- ③ 中小企業在職者の能力開発のための事業
- ④ その他、中小企業が必要とする人材の養成と供給のための事業

(2) 人材養成事業の支援

政府は、地域特性化産業または地域リード産業の育成に必要な人材を養成するため、本社、主事務所、および事業場のいずれかが「首都圏整備計画法」第2条第1号による首都圏ではない地域にある中小企業が参加する次の協力事業を支援することができる。(法第8条第2項)

- ① 地方大学と協力して中小企業の需要に合う教育過程開設および就業関係事業
- ② 地方大学および研究機関の研究人材と研究施設・装備の共同活用事業
- ③ 地域特性に合う人材養成のために中小企業または協同組合などと人材養成機関が共同で提案する事業
- ④ その他、地方中小企業の競争力強化のために実施するマーケティング、デザイン、物流分野などの専門人材活用に関する協力事業

(3) 中小企業と大企業の協力事業に関する支援

政府は、中小企業と大企業が共同して推進する次の協力事業を支援することができる。(法第8条第3項)

- ① 人材養成のための施設・人材および教育プログラムの共同活用事業
- ② 技術人材の派遣勤務や技術指導活動などによる人材の共同活用事業
- ③ その他、中小企業の競争力を高めるための人材関連協力事業

(4) 退職および転職人材の活用に関する支援

政府は、中小企業が退職および転職人材を積極的に活用できるように支援することができる。(法第8条第4項)

2. 人材採用の連係事業

中小企業庁長は、未就業者を対象にして産業現場で必要とする実務教育と現場研修を受けさせた後、中小企業に採用を斡旋する事業を実施することができる。この場合、中小企業庁長は地方自治団体の長の要請がある場合、協議を経て事業に参加させることができる。これによる事業に参加する未就業者に対する教育および現場研修手当を支援することができ、事業を遂行する者に対して必要な経費などを支援することができる。(法第9条第1項・第2項)

(1) 人材採用の連係事業の対象

人材採用の連係事業の対象者は次の順位によって選抜する。(令第9条の2第1項)

- ① 15歳以上29歳以下である未就業者
- ② 「除隊軍人支援に関する法律」第2条第2号による長期服務除隊軍人(転役予定者を含む)
- ③ 「高齢者雇用促進法」第2条第1号による高齢者である未就業者
- ④ その他、支援が必要であると認めて中小企業庁長が定める未就業者

(2) 支援申請書の提出

1) 未就業者

支援を受けようとする未就業者は、次の書類を添付した申請書を中小企業庁長に提出しなければならない。(令第9条の2第2項)

- ① 「人材採用連係事業 対象者」に該当することを立証する書類
- ② 「職業安定法」による職業安定機関や職業紹介事業者などに求職申請をした事実を立証する書類

2) 事業遂行者

支援を受けようとする事業遂行者は、次の書類を添付した申請書を中小企業庁長に提出しなければならない。(令第9条の2第3項)

- ① 中小企業採用需要の調査結果
- ② 集合教育および現場研修計画書

3. 産学連係のカスタマイズ型人材の養成事業

中小企業庁長は、中小企業の需要に合う人材養成を促進するために中小企業と「小・中等など教育法」および「高等教育法」による各級学校を連係して在学学生を対象にカスタマイズ型教育を実施することができる。この場合、中小企業庁長は地方自治団体の長の要請がある場合、協議を経て事業に参加させることができる。事業に参加する学校、教師、および学生に教育プログラム開発費、実習資機材の購入費など必要な経費を支援することができる。(法第10条)

4. 中小企業体験事業

(1) 中小企業体験事業の実施

中小企業庁長は、学校に在学中である学生の中小企業に対する関心を高め、中小企業への就業を促進するため、中小企業で企業活動を体験するようしたり、中小企業経営者が教育講師として参加する事業を実施することができる。この場合、中小企業庁長は地方自治団体の長の要請がある場合、協議を経て事業に参加させることができる。(法第 11 条第 1 項)

(2) 中小企業体験事業計画の樹立および公告

中小企業庁長は、中小企業体験事業に対して、次の事項が含まれた事業計画を樹立・公告しなければならない。(令第 11 条)

- ① 事業推進の手続きおよび方法
- ② 事業参与者に対する支援内容
- ③ その他、事業推進のため中小企業庁長が必要と認める事項

(3) 費用補助、就業斡旋、および情報提供

中小企業庁長は、中小企業体験事業を効率的に実施するため、事業に参加する学生や、学校、教育講師、中小企業などについて、費用補助、就業斡旋、および情報提供などの支援をすることができる。(法第 11 条第 2 項)

(4) 単位認定および単位認定学校の支援優待

学校は学生の現場実習などを奨励するため、学則が定めるところにより、中小企業体験事業の参加実績を単位として認定することができる。中小企業庁長は、中小企業体験事業の参加実績を単位として認める学校に費用補助や、就業斡旋、情報提供などの支援を優先的にすることができる。(法第 11 条第 3 項、令第 12 条)

5. 青年失業者の中小企業就業に関する支援

労働部長官は、15 歳以上 29 歳以下の未就業者の中小企業就業を促進するため、彼らを雇用する中小企業に雇用奨励金を支払することができる。支援対象や、支援内容、支援手続などに関して必要な事項は労働部長官が中小企業庁長と協議して告示で定める。(法第 12 条第 1,2 項、令第 13 条)

6. 外国専門人材の安定的な活用に関する支援

中小企業庁長は、中小企業が必要な外国専門人材を安定的に活用できるように支援しなければならない。(法第 13 条)

(1) 外国専門人材の査証発給に関する支援

中小企業庁長は、中小企業が外国専門人材を雇用しようとする場合、「出入国管理法」第 7 条第 1 項の規定による査証の発給を支援するために「出入国管理法施行令」第 7 条第 3 項の規定による推薦書を発付することができる。(令第 14 条)

(2) 外国専門人材の活用に関する支援

中小企業庁長は、中小企業が外国専門人材を活用することに必要な情報や経費などの支援内容と手続に関して公告しなければならない。(令第 15 条)

7. 専門研究員などの制度に関する協議

中小企業庁長は、「兵役法」第 36 条第 1 項の規定による専門研究員および産業機能員の活用実態を調査し、中小企業の意見をまとめて専門研究員および産業機能員制度の改善に関して兵務庁長に協議を要請しなければならない。(法第 14 条)

8. 教員や研究員などの兼任と兼職に対する特例

(1) 兼任や兼職可能教員などの範囲

次の教員および研究員は、その所属機関の長の許可を受けて中小企業の代表者、役員、および職員を兼任したり、兼職したりすることができる。ただし、公務員の兼任または兼職は職務上の能率を阻害する虞れない場合に限る。(法第 15 条)

- ① 大学の教員(付設研究所の研究員を含む)
- ② 国公立研究機関の研究員(韓国科学技術院法第 15 条および光州科学技術院法第 14 条および大邱慶北科学技術院法第 12 条の 3 による教員および研究員を含む)
- ③ 「政府出捐研究機関の設立、運営、および育成に関する法律」第 8 条第 1 項の規定による研究機関の研究員
- ④ 「科学技術分野政府出捐研究機関などの設立、運営、および育成に関する法律」第 8 条第 1 項による研究機関の研究員

(2) 兼任または兼職許可の擬制

教員および研究員がその所属機関の長の許可を受けたときは、「教育公務員法」第 18 条第 1 項または「協同研究開発促進法」第 6 条第 4 項の規定による兼任または兼職の許可を受けたものと見なす。(法第 15 条第 2 項)

(3) 教育公務員などの休職の許容

上記の(1)の研究員は、彼らの身分に関連する法にもかかわらず、中小企業付設研究所 研究所長または研究員として勤務するために休職することができる。休職期間は 3 年以内とし、

所属機関の長が必要であると認定すると、3年以内で休職期間を延長することができる。また、教育公務員などが6ヶ月以上休職する場合には、休職日から該当所属機関にその休職者の数に該当する教員や研究員の定員が別途にあるものと見なす。(法第15条の2)

9. 企業付設研究所の設立に対する特例

中小企業が大学研究人材の活用を拡大するため、大学内に「産業教育振興および産学協同促進に関する法律」第37条による協力研究所を設置する場合には、これを「技術開発促進法」第7条第1項第2号の規定による企業付設研究所と見なす。(法第16条)

10. 転役予定者の中小企業現場研修

「軍人事法」第46条の2による職業報道教育の対象となる転役予定者は、職業報道教育の一環として中小企業事業場内で有給の現場研修を受けることができる。(法第17条)

11. 中小企業の求人活動に関する支援

中小企業庁長は、中小企業の円滑な人材確保のために中小企業の求人活動および求職者の中小企業就業活動に必要な支援をすることができる。(法第18条)

第5章 中小企業の人材構造の高度化および在職者の訓練強化

1. 人材構造の高度化のための事業計画の樹立と支援

(1) 人材構造の高度化のための事業計画の内容

中小企業関連団体や協同組合などは、中小企業が必要とする人材を確保するため、次の事業を内容とする人材構造の高度化のための事業計画を樹立・施行することができる。(法第19条第1項)

- ① 中小企業の人材管理実態に対する調査
- ② 中小企業の優秀人材確保を支援するための共同採用活動
- ③ 中小企業に優秀人材の流入を促進するための勤務時間の短縮や勤務環境の改善などのための事業
- ④ 中小企業在職者の職業能力の向上のための共同教育訓練
- ⑤ その他、中小企業の人材需給の円滑化および人材構造の高度化のために必要な事業

(2) 支援要件

政府は、上記の(1)によって作成する人材構造の高度化のための事業計画が次の要件を充たす場合には、人材構造の高度化のための事業計画の施行に費やされる経費の一部を支援することができる。(法第 19 条第 2 項、令第 18 条第 1 項)

- ① 人材構造の高度化のための事業計画の目標および内容が中小企業の円滑な人材確保および人材構造の高度化に寄与できること
- ② 支援対象である中小企業が 20 社以上であること
- ③ 人材構造の高度化のための事業計画の施行を該当年度に開始できること
- ④ その他、事業計画の円滑な推進のために中小企業庁長が定めて公告する要件を具えること

(3) 人材構造の高度化のための事業計画の管理および取消

1) 人材構造の高度化のための事業計画の管理

政府は、人材構造の高度化のための事業計画に対する経費の支援を受けた中小企業関連団体や協同組合などが人材構造の高度化のための計画を適切に施行しているかどうかを管理しなければならない。(法第 20 条第 1 項)

2) 支援の取消および支援資金の回収

政府は、人材構造の高度化のための事業計画に対する経費の支援を受けた中小企業関連団体や協同組合などが人材構造の高度化のための事業計画によって事業を施行しない場合には、支援を取消し、支援資金を回収することができる。(法第 20 条第 2 項)

2. 中小企業共同教育訓練施設

政府は、中小企業の職業能力開発訓練実施を促進するために中小企業共同教育訓練施設の設置および運営に必要な支援をすることができる。(法第 20 条の 2)

3. 中小企業の遠隔訓練に関する支援

政府は、中小企業の生産性を向上させ、勤労者の能力を高めるため、先端情報通信媒体を活用した遠隔訓練の施行に必要な情報処理システムの導入や、遠隔教育課程の開発、教育運営費用などを支援することができる。(法第 20 条の 3)

4. 雇用創出事業に関する支援

労働部長官は、中小企業が次のいずれかに該当する措置を取って雇用機会の拡大を図る場合には、「雇用保険法」第 19 条の規定による雇用安定職業能力開発事業と見なして支援する

ことができ、支援要件や、対象、方法、手続などに関して必要な事項は労働部長官が告示で定める。(法第 21 条第 1 項・第 2 項)

- ① 雇用環境改善のための施設と設備に投資して勤労者を採用する場合
- ② 競争力向上などのため、雇用労働部長官が告示で定める専門人材を採用する場合
- ③ 新たな業種に進出して勤労者を採用する場合
- ④ 勤労時間を短縮して勤労者を採用する場合

5. 国際協力増進

(1) 技術人材の技術水準向上のための事業

中小企業庁長は、中小企業技術人材の技術水準の向上のために次の事業を遂行することができる。(法第 23 条第 1 項)

- ① 外国政府や、国際機構、教育訓練機関、事業体などとの協力体系の構築
- ② 外国の大学との産学協同による技術人材協力
- ③ 中小企業の人材関連国際学術大会、博覧会、および会議の開催と参加
- ④ 中小企業人材養成および人材支援関連情報の交流
- ⑤ その他、中小企業人材支援に関する国際協力のために必要な事業

(2) 費用の支援

中小企業庁長は、上記の(1)の事業を遂行したり、参加したりする者に費用の全部または一部を支援することができる。(法第 23 条第 2 項)

第 6 章 中小企業の人材流入のための環境造成

1. 共同福祉施設の支援

政府は、次の中小企業共同福祉施設の設置および運営に必要な経費を支援することができる。(法第 24 条)

- ① 多数の中小企業が在職者の福利厚生を増進のため、中小企業密集地域に設置・運営する共同福祉施設
- ② 多数の中小企業が職場と居住地が遠い在職者のために提供する共同宿泊施設
- ③ 多数の中小企業が共同で設置する「嬰幼兒保育法」第 6 条による保育施設

2. 協同化事業の支援優待

中小企業庁長は、「中小企業振興に関する法律」第 29 条により、協同化実践計画の承認を

受けようとする者が当該協同化実践計画に上記 1 の規定による共同福祉施設の設備を含めることを奨励するための方案を講究しなければならない(令第 21 条)

3. 文化生活の支援など

政府は、中小企業に勤務する勤労者の文化生活の向上および健康増進のために支援するよう努力しなければならない。(法第 24 条の 2 第 1 項)

(1) 文化生活の支援対象者

中小企業に 5 年以上在職した勤労者であって、法第 29 条による専門技術・機能人材として発掘された者(令第 23 条の 2 第 1 項)

(2) 経費の一部支援

中小企業庁長は、中小企業勤労者の文化生活の向上および健康増進に必要な経費の一部を予算の範囲で支援することができる。(令第 23 条の 2 第 2 項)

4. 中小企業認識改善事業および優秀事例の普及拡散

中小企業庁長は、中小企業に対する認識を改善して優秀人材が中小企業に流入するよう努力しなければならない。(法第 26 条第 1 項)

(1) 認識改善事業の対象となる中小企業の範囲

中小企業庁長は、次のいずれかに該当する優秀中小企業を発掘して、褒賞、広報するなど認識改善事業を実施しなければならない。中小企業の人材管理体制の改善を促進するために優秀事例が普及拡散されよう努力しなければならない。(法第 26 条第 2 項)

- ① 優秀な革新技術を保有している中小企業
- ② 勤労環境や、職業能力開発、福利厚生、人材の効率的な活用など人材管理体制を模範的に改善した中小企業
- ③ 産・学・研協同を成功りに遂行した中小企業
- ④ その他、中小企業庁長が中小企業認識改善に寄与すると認める中小企業

(2) 所要経費に関する支援

中小企業庁長は、中小企業認識の改善事業を中小企業関連機関や協同組合などとともに推進する場合には、費やされる経費の一部を支援することができる。(法第 26 条第 3 項)

4. 勤労時間の短縮に関する支援

政府は、中小企業の勤労時間の短縮を促進するために次の支援を提供することができる。
(法第 27 条)

- ① 中小企業の勤労時間の短縮を支援するための経営相談
- ② 勤労時間の短縮に対する指導活動
- ③ 勤労時間の短縮によって生産性を高めるための設備投資支援

5. 中小企業と勤労者の間の成果共有の促進

(1) 成果共有制度を導入した中小企業に対する優待

政府は、中小企業に勤務する勤労者の賃金または福祉水準を向上させるため、事業主と勤労者の間で成果を共有する制度を導入した中小企業に対しては、優待して支援することができる。(法第 27 条の 2 第 1 項)

(2) 成果共有制度の開発、普及、および費用に関する支援

政府は、包括的な成果共有制度を開発して普及することができ、事業主と勤労者の間で成果を共有する制度を導入しようとする中小企業に対してコンサルティング費用など必要な経費を支援することができる。(法第 27 条の 2 第 2 項)

6. 勤労者の創業と研修に関する支援

(1) 創業支援対象となる勤労者の範囲

中小企業庁長は、次のいずれかに該当する者が当該職種に関連する分野で新技術に基づいた創業をしようとする場合には、資金を支援し、関連情報を提供するなど優先的に支援することができる。(法第 28 条)

- ① 中小企業と同一分野および職種の生産業務に 15 年以上従事した者
- ② 「国家技術資格法」第 10 条の規定により、技術資格を取得し、同一分野の中小企業に 10 年以上従事した者
- ③ 「熟練技術奨励法」第 11 条第 1 項の規定による名匠であって、選定当時と同一分野の中小企業に 3 年以上従事した者
- ④ 「熟練技術奨励法」第 2 条第 3 号の規定による機能競技大会の入賞者であって、同一分野の中小企業に 5 年以上従事した者

(2) 創業支援の内容

中小企業庁長は、上記の(1)の創業支援対象に該当する者が創業しようとする場合には、中小企業庁長が支援する創業資金の支援対象に優先的に選定し、「中小企業創業支援法」第 32 条による役務代金を支援することができる。(令第 27 条)

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

7. 優秀勤労者などに対する支援

(1) 優秀勤労者の研修に関する支援

政府は、中小企業や協同組合などまたは中小企業関連機関と団体の推薦を受けて、同一中小企業に 10 年以上長期勤続した者であって業務遂行能力が優秀な勤労者を選抜して、国内および国外研修を実施することができる。(法第 29 条第 1 項)

(2) 技術または機能の伝授のための費用に関する支援

中小企業庁長は、中小企業に勤務する勤労者の士気振作と、技術および機能水準の向上の促進、優秀技術および機能の伝授を促進するため、業種別、分野別の専門技術人材および専門機能人材を発掘して技術または機能の伝授のための教育活動などに必要な経費などを支援することができる。(法第 29 条第 2 項)

(3) 公共施設の利用時の優待措置

政府および公共機関の長は、専門技術人材および専門機能人材が公共施設を利用するとき優待するなどの優待措置をすることができる。(法第 29 条第 3 項)

8. 中小企業勤労者の長期在職に関する支援

(1) 住宅の優先分譲

政府は、中小企業に 5 年以上勤務した勤労者に対して国民住宅などに優先的に入居するようすることができる。(法第 30 条第 1 項)

1) 優先分譲対象となる住宅の範囲(令第 28 条第 1 項)

優先分譲対象となる住宅は次のいずれかに該当する住宅をいう。

- ① 「住宅法」第 2 条第 3 号による国民住宅
- ② 次のいずれかに該当する住宅のうち、住居の用途でのみ使われる面積が 85 m²以下である住宅
- ③ 国、地方公共団体、「大韓住宅公社法」による大韓住宅公社、および「地方公企業法」第 49 条によって住宅事業を目的として設立された地方公社が建設する住宅
- ④ 「賃貸住宅法施行令」第 2 条第 1 号ハ目による公共建設賃貸住宅
- ⑤ 「国民賃貸住宅建設などに関する特別措置法」第 2 条第 1 号による国民賃貸住宅
- ⑥ 住宅関連法令による民営住宅であって、住居専用面積が 85 m²以下である住宅

2) 優先分譲住宅に対する権利の制限

中小企業勤労者がこの法の規定によって優先的に分譲を受けることになる住宅は、5 年以内の範囲で中小企業庁長が定めて告示する一定期間に、これを他人に売買、贈与、賃貸、お

よびその他権利の変動を随伴する一切の行為(相続・抵当の場合を除外する)をすることができない。(法第 30 条)

(2) 必要な経費の支援

政府は、中小企業関連団体が大企業や中小企業関連団体などと協約を締結するなどの方法で、中小企業に勤務する勤労者の長期在職を誘導するための事業を推進する場合、コンサルティング費用や広報費用などの必要な経費を支援することができる。(法第 30 条第 2 項)

9. 金融や税制などに関する支援

政府は、中小企業の人材支援のための資金を円滑に供給するため、財政支援や信用保証支援など必要な施策を実施することができ、「租税特例制限法」や「地方税特例制限法」など租税関連法律で定めるところによって税制支援をすることができる。(法第 31 条第 1,2 項)

10. 中小企業振興および産業基盤基金の使用に関する特例

「中小企業振興に関する法律」第 63 条の規定によって設置された中小企業振興および産業基盤基金を管理する者は、この法で規定した事業の推進に必要な資金を支援することができる。(法第 32 条)

11. 小企業の優待

(1) 人材支援事業の優待

政府は、この法の規定による人材支援事業を実施することにおいて、小企業を優待する。(法第 33 条)

(2) 職業能力開発支援の優待

政府は、職業能力開発事業を施行することにおいて、小企業を優待する。(法第 34 条)

(3) 小企業の学資金支援の優待

政府は、勤労者に対して額資金を支援することに老いて小企業勤労者を勇退する。(法第 35 条)

第7章 補 則

1. 人材支援専担組織の設置

中小企業庁長は、中小企業の人材支援施策を効果的に遂行するため、中小企業人材支援業務を担当する組織を設置することができる。(法第 36 条)

2. 報告や検査など

(1) 報告および資料の提出

中小企業庁長は、必要であると認められるときは、人材支援事業を遂行する機関または団体、および人材支援専担組織の長に対して、大統領令で定めるところによって必要な報告を命じ、資料を提出するようにすることができる。この場合、関係公務員をして、人材支援事業を遂行する機関または団体、および人材支援専担組織の事務室、事業場、その他必要な場所に出入りして帳簿・書類やその他の物件を検査し、関係人に質問するようにすることができる。(法第 37 条第 1 項)

(2) 証票の携帯および提示

検査をする公務員は、その権限を表れる証票を所持し、これを関係人に提示しなければならない。(法第 37 条第 2 項)

3. 権限の委任および業務の委託

中小企業庁長または労働部長官の権限または業務は、その一部を所属機関の長または地方公共団体の長に委任したり、中小企業中央会会長や、中小企業振興公団理事長、人材支援専担組織の長など中小企業関連機関団体の長に委託することができる。(法第 38 条)

VIII.ベンチャー企業育成に関する特別措置法

第1章 総 則

第2章 ベンチャー企業を育成するための基盤の構築

第3章 補 則

Ⅷ.ベンチャー企業育成に関する特別措置法

[法律第 11845 号、2013.5.28、他法改正]

第 1 章 総 則

1. 制定目的

この法は、既存企業のベンチャー企業への転換とベンチャー企業の創業を促進して、韓国産業の構造調整を円滑にし、競争力を高めることに寄与することを目的とする。(法第 1 条)

2. 用語の定義(法第 2 条)

(1) ベンチャー企業

「ベンチャー企業」とは、第 2 条の 2 の要件を具えている企業をいう。

(2) 投資

「投資」とは、株式会社が発行した株式、無担保転換社債または無担保新株買収権付社債を買収することや、有限会社の出資を買収することをいう。

(3) ベンチャー企業集積施設

「ベンチャー企業集積施設」とは、ベンチャー企業および大統領令で定める支援施設を集中的に入居させて、ベンチャー企業の営業活動を活性化するために、第 18 条によって指定された建築物をいう。

(4) 実験室工場

「実験室工場」とは、ベンチャー企業の創業を促進するため、大学や研究機関が保有している研究施設に「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第 28 条による都市型工場に該当する業種の生産施設を具えている事業場をいう。

(5) ベンチャー企業育成促進地区

「ベンチャー企業育成促進地区」とは、ベンチャー企業の密集度が他地域より高い地域で、集団化・協業化によるベンチャー企業の営業活動を活性化するため、第 18 条の 4 によって指定された地域をいう。

(6) 戦略的提携

「戦略的提携」とは、ベンチャー企業が生産性の向上や競争力の強化などを目的として、技術、施設、情報、人材、および資本などの分野で他企業の株主または他ベンチャー企業と協力関係を形成することをいう。

(7) 新技術創業専門会社

「新技術創業専門会社」とは、大学や研究機関が保有している技術の事業化と、これによる創業促進を主な業務とする会社であって、第 11 条の 2 によって登録された会社をいう。

(8) 新技術創業集積地域

「新技術創業集積地域」とは、大学や研究機関が保有している敷地であって、「中小企業創業支援法」第 2 条第 2 号による創業者(以下、「創業者」という)やベンチャー企業などに事業化空間を提供するため、第 17 条の 2 によって指定された地域をいう。

3. ベンチャー企業の要件

ベンチャー企業は次の各号の要件を具備しなければならない。(法第 2 条の 2)

- 1) 「中小企業基本法」第 2 条による中小企業(以下、「中小企業」という)であること
- 2) 次の各目のいずれかに該当すること
 - ① 次のいずれかに該当する者の投資金額の合計(以下、この目で「投資金額の合計」という)および企業の資本金の中において投資金額の合計が占める比率がそれぞれ大統領令で定める基準以上である企業

大統領令で定める基準

1. 下記のベンチャー投資機関の投資(株式買収、無担保転換社債、新株買収権付社債買収など)の合計額が 5,000 万円以上であること
 2. ベンチャー投資機関の投資金額が当該企業の資本金の 100 分の 10 以上であること
 3. 上記の基準の維持期間がベンチャー企業確認要請日から直前連続で 6 ヶ月以上であること
- イ) 「中小企業創業支援法」第 2 条第 4 号による中小企業創業投資会社(以下、「中小企業創業投資会社」という)
 - ロ) 「中小企業創業支援法」第 2 条第 5 号による中小企業創業投資組合(以下、「中小企業創業投資組合」という)
 - ハ) 「与信専門金融業法」第 2 条第 14 号による新技術事業金融業を営む者(以下、「新技術事業金融業者」という)
 - ニ) 「与信専門金融業法」第 41 条第 3 項による新技術事業投資組合(以下、「新技術事業投資組合」という)

- ホ) 第4条の3による韓国ベンチャー投資組合
- ヘ) 第4条の8による専担会社
- ト) 中小企業に対して技術評価および投資をする金融機関であつて、大統領令で定める機関

- ② 企業(「技術開発促進法」第7条第1項第2号による企業付設研究所を保有している企業のみをいう)の年間研究開発費と年間総売上高に対する研究開発費の合計が占める比率がそれぞれ大統領令で定める基準以上であり、大統領令で定める機関から事業性が優秀であると評価された企業

大統領令で定める基準

1. 保証または貸出金額が8,000万ウォン以上であること。ただし、創業後1年未満の企業は4,000万ウォン
2. 保証または貸出金額が企業の総資産に占める比率が100分の5以上であること。ただし、創業後1年未満の企業の保証および貸出金額が10億ウォン以上である企業は除外する。
3. 企業付設研究所を通じて支払った年間研究開発費の合計が5,000万ウォン以上であること
4. 次の機関から事業性が優秀であると評価された企業
 - 技術信用保証基金
 - 企業振興工団
 - 「技術移転および事業化促進に関する法律」第9条による韓国技術取引所
 - 「技術移転および事業化促進に関する法律」第35条によって指定された技術評価機関
 - 「情報化促進基本法」第35条の2による情報通信研究振興院

- ③ 次の各要件をすべて具えた企業[創業する企業についてはハ)の要件のみを適用する]
- イ) 「技術信用保証基金法」による技術信用保証基金(以下、「技術信用保証基金」という)が保証(保証可能金額の決定を含む)をしたり、「中小企業振興に関する法律」第68条による中小企業振興工団(以下、「中小企業振興工団」という)などの大統領令で定める機関が開発技術の事業化や創業を促進するために無担保で資金を貸出(貸出可能金額の決定を含む)したりすること
 - ロ) イ)の保証または貸出金額と、その保証または貸出金額が企業の総資産に占める比率がそれぞれ大統領令で定める基準以上であること
 - ハ) イ)の保証または貸出機関から技術性が優秀であると評価されること

- 3) 第1項第2号ロ目およびハ目のハ)による評価基準や評価方法などに関して必要な事項は大統領令で定める。

大統領令で定める基準

1. 保証または貸出金額が8,000万ウォン以上であること。ただし、創業後1年未満の企業は4,000万ウォン
2. 保証または貸出金額が企業の総資産に占める比率が100分の5以上であること。

ただし、創業後 1 年未満の企業の保証および貸出金額が 10 億円以上である企業は除外する。

4. ベンチャー企業に含まれない業種

韓国産業の構造調整を円滑にし、競争力を高めるため、中小企業庁長が定める業種を営む企業はベンチャー企業に含まれない。(法第 3 条)

第 2 章 ベンチャー企業を育成するための基盤の構築

1. 資金供給の円滑化

(1) ベンチャー企業に対する基金の投資など

「国家財政法」による基金であって、大統領令で定める基金を管理する者(以下、「基金管理主体」という)は、大統領令で定める比率以内の資金をその基金運用計画に従ってベンチャー企業に投資したり、中小企業創業投資組合、新技術事業投資組合、および韓国ベンチャー投資組合に出資したりすることができる。(法第 4 条第 1 項)

基金管理主体が基金運用計画の範囲内で行うベンチャー企業に対する投資や、中小企業創業投資組合、新技術事業投資組合、および韓国ベンチャー投資組合に対する出資に関しては、関係法令による認可、許可、承認などを受けたものと見なす。(法第 4 条第 2 項)

(2) 投資および出資限度

基金管理主体が投資または出資することができる資金は、当該基金の運用資金のうち、100 分の 10 以内の資金とする。(令第 3 条第 3 項)

(3) 保険会社の投資

「保険業法」第 2 条第 5 号による保険会社は、同法第 106 条、第 108 条および第 109 条にもかかわらず、金融委員会が定める範囲内でベンチャー企業に投資したり、中小企業創業投資組合または新技術事業投資組合に出資したりすることができる。(法第 4 条第 4 項)

(4) 地方中小企業の育成に関連する基金の投資

「地域均衡開発および地方中小企業の育成に関する法律」第 43 条第 1 号により、地方公共団体の長が設置した地方中小企業育成関連基金を管理する者は地方中小企業およびベンチャー企業を育成するために次の各号の組合に出資することができる。(法第 4 条第 5 項)

- ① 中小企業創業投資組合
- ② 新技術事業投資組合

- ③ 第 4 条の 2 による中小企業投資母体組合
- ④ 第 4 条の 3 による韓国ベンチャー投資組合

(5) 中小企業投資母体組合の結成など

中小企業庁長が中小企業振興工団など大統領令で定める投資管理機関の中で指定する機関(以下、「投資管理専門機関」という)は、「中小企業振興に関する法律」第 63 条による中小企業創業および振興基金(以下、「中小企業創業および振興基金」という)を管理する者などから出資を受けて、中小企業とベンチャー企業に対する投資を目的として設立された組合または会社に出資する組合(以下、「中小企業投資母体組合」という)を結成することができる。(法第 4 条第 2 項の 1)

1) 中小企業創業および振興基金の投資

中小企業創業および振興基金を管理する者は、「中小企業振興に関する法律」第 67 条にも関わらず、中小企業投資母体組合(以下、「母体組合」という)に出資することができる。

2) 投資管理専門機関

投資管理専門機関は母体組合の資産を次の各号の組合や会社に出資しなければならない。

- ① 中小企業創業投資組合
- ② 第 4 条の 3 による韓国ベンチャー投資組合
- ③ 「産業発展法」(法律第 9584 号産業発展法の全部改正法律に改正される前のものをいう)第 15 条によって登録された企業構造調整組合および「産業発展法」第 20 条による企業構造改善私募投資専門会社
- ④ 「資本市場と金融投資業に関する法律」第 9 条第 18 項第 7 号による私募投資専門会社
- ⑤ 新技術事業投資組合

3) 母体組合の存続期限

母体組合の存続期間は 30 年以内の範囲内で大統領令で定める期間とする。

(6) 韓国ベンチャー投資組合の結成など(法第 4 条の 3)

1) 投資組合の結成

次の各号のいずれかに該当する者は母体組合から出資を受けて中小企業とベンチャー企業に対する投資と、第 4 項第 3 号による投資組合に対する出資などを目的として組合(以下、「韓国ベンチャー投資組合」という)を結成することができる。この場合、大統領令で定めるところによって中小企業庁長に申告しなければならないが、申告事項を変更する場合にも同様である。

- ① 中小企業創業投資会社
- ② 新技術事業金融業者

- ③ 次の各目の要件を具えている「商法」上の有限会社
 - イ) 出資金総額が組合結成金額の1%以上であること
 - ロ) 大統領令で定める基準に似合う専門人材を保有すること
- ④ 次の各目の要件を具えていると中小企業庁長が認める外国投資会社
 - イ) 韓国内支店や専門人材など中小企業創業投資会社に準ずる物的・人的要件を具えていること
 - ロ) 国際的な信任度が高く、事業計画が妥当であること

申告要件

- ① 出資金総額が30億ウォン以上であること(ただし、組合規約によって分割出資する場合には、最初の出資金が10億ウォン以上であること)
- ② 出資1口座の金額が100万ウォン以上であること
- ③ 有限責任組合員の数が49人以下であること
- ④ 業務執行組合員の出資持分が出資金総額の100分の1以上であること
- ⑤ 存続期間が5年以上であること

2) 投資組合の構成

韓国ベンチャー投資組合は、組合の債務について無限責任を負う1人以上の組合員(以下、「業務執行組合員」という)と、出資額を限度として有限責任を負う組合員(以下、「有限責任組合員」という)で構成する。この場合、業務執行組合員は次の各号のいずれかに該当する者とするが、その中で1人は第1号に該当する者でなければならない。

- ① 第1項の各号のいずれかに該当する者
- ② 「国家財政法」第8条第1項による基金管理主体であって、同法の別表2による基金を管理・運用する者
- ③ 法律によって控除事業を経営する法人
- ④ その他、大統領令で定める者

3) 資金の使用

業務執行組合員は韓国ベンチャー投資組合の資金を次の各号の事業のために使用しなければならない。ただし、第3号の事業についてはその事業を主な目的として結成した組合にのみ資金を使用することができる。

- ① 中小企業とベンチャー企業に対する投資
- ② 「中小企業創業支援法」第10条第1項第4号による海外投資
- ③ 中小企業創業投資組合や新技術事業投資組合に対する出資
- ④ その他、中小企業とベンチャー企業の競争力を強化するために中小企業庁長が認める事業

4) 業務の執行および行為の制限(法第4条の4)

韓国ベンチャー投資組合の業務は業務執行組合員が執行する。業務執行組合員は韓国ベン

チャー投資組合の業務を執行するとき、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- ① 自分や第三者の利益のために韓国ベンチャー投資組合の財産を使用する行為
- ② 資金借入、支払保証、および担保を提供する行為
- ③ 「独占規制および公正取引に関する法律」第 9 条による相互出資制限企業集団に属する会社に投資する行為
- ④ 大統領令で定める金融機関の株式を取得したり、所有したりする行為
- ⑤ 「中小企業創業支援法」第 6 条第 1 項による「創業保育センター」など大統領令で定める範囲の業務用不動産以外の不動産(以下、「非業務用不動産」という)を取得したり、所有したりする行為。ただし、担保権の実行によって非業務用不動産を取得する場合には、この限りでない。
- ⑥ その他、設立目的が害するものであって、大統領令で定める行為

5) 業務執行組合員の行為制限

業務執行組合員が第 2 項第 5 号但書によって担保権を実行して非業務用不動産を取得した場合には、1 年の範囲で知識経済部令で定める期間内にこれを処分しなければならない。

6) 業務執行組合員の脱退(法第 4 条の 5)

業務執行組合員は次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、韓国ベンチャー投資組合から脱退することができない。

- ① 中小企業創業投資会社や新技術事業金融業者の登録が取消された場合や抹消された場合
- ② 業務執行組合員が破産した場合
- ③ 組合員全員が同意した場合

7) 解散および継続(法第 4 条の 6)

① 解散

韓国ベンチャー投資組合は次の各号のいずれかに該当する事由があるときは解散する。

- イ) 存続期間の満了
- ロ) 有限責任組合員全員の脱退
- ハ) 第 4 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する業務執行組合員全員の脱退
- ニ) その他、大統領令で定める場合

② 継続

韓国ベンチャー投資組合に第 1 項第 3 号に該当する事由が発生した場合には、有限責任組合員全員の同意を以て大統領令で定めるところにより、その事由が発生した日から 3 ヶ月以内に第 4 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する業務執行組合員を加入させて韓国ベンチャー投資組合を継続することができる。

③ 清算人

韓国ベンチャー投資組合が解散すると、業務執行組合員が清算人となる。ただし、組合の規約で定めるところにより、業務執行組合員以外の者を清算人として選任することができる。

④ 債務弁済

韓国ベンチャー投資組合の解散当時の出資金額を超過する債務がある場合には、業務執行組合員がその債務を弁済しなければならない。

(7) 専担会社の設立など

1) 専担会社の設立

政府は、中小企業とベンチャー企業の成長と発展のための投資促進などを目的とする専担会社(以下、「専担会社」という)を設立することができる。中小企業創業および振興基金を管理する者は「中小企業振興に関する法律」第 67 条にもかかわらず、専担会社に出資することができる。国や地方公共団体は、租税関連法令で定めるところにより、専担会社に対して税制上の支援をすることができる。(法第 4 条の 8)

2) 専担会社の業務(法第 4 条の 9)

① 営為業務

専担会社は次の各号の業務を営む。

- イ) 中小企業とベンチャー企業に対する投資を目的として設立された組合等への出資
- ロ) 中小企業とベンチャー企業に対する投資
- ハ) 海外ベンチャー投資資金の誘致支援
- ニ) 中小企業創業投資会社の育成
- ホ) 第 1 号から第 4 号までの規定に付随される事業であって、政府が委託する事業

② 資金借入など

専担会社は事業遂行のために必要であれば、政府、政府が設置した基金、および国内外の金融機関から資金を借入れることができる。また、資本金と積立金総額の 10 倍の範囲内で社債を発行することができる。

③ 定款の変更

専担会社の定款を変更するときは中小企業庁長の認可を受けなければならない。

④ 商法の準用

専担会社に関して、この法で規定していること以外には、「商法」の中で株式会社に関する規定を準用する。

⑤ 投資義務規定の適用排除

専担会社が第 1 項第 2 号の業務のために中小企業創業投資会社に登録する場合には、

「中小企業創業支援法」第 15 条第 1 項第 4 号と同法第 16 条を適用しない。

3) 優先的信用保証の優先的実施

技術信用保証基金はベンチャー企業と新技術創業専門会社に優先的に信用保証をしなければならない。(法第 5 条)

4) 産業財産権などの出資に対する特例

ベンチャー企業に対する現物出資の対象には、特許権、実用新案権、デザイン権、その他、これに準ずる技術と、その使用に関する権利(以下、「産業財産権など」という)が含まれる。大統領令で定める技術評価機関が産業財産権などの価格を評価した場合、その評価内容は「商法」第 299 条の 2 と第 422 条によって公認された鑑定人が鑑定したものと見なす。(法第 6 条)

5) 外国人の出資に対する特例

「外国人投資促進法」第 2 条第 1 項第 1 号の外国人が行う中小企業創業投資組合や韓国ベンチャー投資組合に対する出資は、同項第 4 号による外国人投資と見なす。(法第 8 条)

6) 外国人の株式取得制限に対する特例

外国人(大韓民国に 6 ヶ月以上、住所や居所を置いていない個人をいう)または「資本市場と金融投資業に関する法律」第 9 条第 16 項の外国法人などによるベンチャー企業の株式取得に関しては、同法第 168 条第 1 項から第 3 項までの規定を適用しない。

この法による外国人または外国法人などによるベンチャー企業の株式取得に関しては、そのベンチャー企業の定款で定めるところによって制限することができる。(法第 9 条)

(8) 新技術創業専門会社の設立など

1) 設立など(法第 11 条の 2 第 1 項)

次の各号のいずれかに該当する大学や研究機関は、新技術創業専門会社(以下、「専門会社」という)を設立することができ、この法によって専門会社を設立する場合、大学や研究機関は大統領令で定めるところによって中小企業庁長に登録しなければならない。これを変更する場合にも同様である。

- ① 大学(「産業教育振興および産学協同促進に関する法律」第 25 条による産学協同団を含む)
- ② 国公立研究機関
- ③ 政府拠出研究機関
- ④ その他、科学や産業技術分野の研究機関であって、大統領令で定める機関

2) 登録および変更登録(法第 11 条の 2 第 2 項)

上記 1)によって専門会社を設立する場合、大学や研究機関は大統領令で定めるところによ

り、中小企業庁長に登録しなければならない。これを変更する場合にも同様である。

3) 設立要件(法第 11 条の 2 第 3 項)

専門会社は次の各号の要件を具備しなければならない。

- ① 「商法」による株式会社であること
- ② 役員が次の各目のいずれかに該当しない者であること
 - イ) 禁治産者または限定治産者
 - ロ) 破産申告を受けて復権されていない者
 - ハ) 禁固以上の実刑を宣告され、その執行が終了した者(終了したと見なす場合を含む)や、執行を受けないと確定してから 5 年が経過していない者
 - ニ) 禁固以上の刑を宣告され、その執行猶予期間が終了した日から 2 年が経過していない者
 - ホ) 禁固以上の刑の宣告猶予を受け、その猶予期間中にある者
 - ヘ) 裁判所の判決または他の法律によって資格が喪失されたり、停止されたりした者
- ③ 保有人材と保有施設が大統領令で定める基準以上であること

4) 営為業務(法第 11 条の 2 第 4 項)

専門会社は次の各号の業務を営む。

- ① 大学、研究機関、および専門会社が保有している技術を事業化する。
- ② 上記①による技術の事業化のための子会社を設立する。ただし、第 1 項第 1 号の大学は子会社を設立することができない。
- ③ 「中小企業創業支援法」第 6 条第 1 項による「創業保育センター」を設立・運営する。
- ④ 中小企業創業投資組合、新技術事業投資組合、および韓国ベンチャー投資組合に対して出資する。
- ⑤ 専門会社が保有している技術を産業体などに移転する。
- ⑥ 大学・研究機関が保有している技術を産業体などに移転、斡旋する。
- ⑦ 大学・研究機関の教員・研究員などが設立した会社に対して経営・技術を支援する。
- ⑧ 第 1 号から第 7 号までの規定に付随される事業であって、中小企業庁長が定める事業

5) 専門会社の運営など

① 株式保有(法第 11 条の 3 第 1 項)

大学や研究機関は該当機関が設立した専門会社の発行株式総数の 100 分の 20 以上を保有しなければならない。

② 出資(法第 11 条の 3 第 2 項)

大学や研究機関は専門会社を設立するときや、その専門会社が新株を発行するとき、産業財産権などの現物および現金を出資することができる。ただし、この法による大学が現金のみを出資して専門会社を設立する場合には、専門会社に保有技術を移転しなければならない。

③ 借入(法第 11 条の 3 第 3 項)

専門会社はその事業を遂行するために必要であれば、政府、政府が設置した基金、国内外の金融機関、外国政府、および国際機構から資金を借入れることができる。

6) 基金の優先支援

中小企業創業および振興基金を管理する者は、優先的に専門会社を支援することができる。(法第 11 条の 4)

7) 専門会社などに対する特例(法第 11 条の 5)

- ① 大学や研究機関の教員、研究員、および職員が専門会社の代表、役員、および職員として勤務するため、休職、兼職、および兼任する場合には、第 16 条および第 16 条の 2 を準用する。
- ② 大学や研究機関が第 11 条の 3 第 2 項によって専門会社に現物を出資する場合、産業財産権などに関する価格の評価と鑑定は第 6 条第 2 項を準用する。
- ③ 「公益法人の設立・運営に関する法律」による公益法人である研究機関が第 11 条の 2 第 2 項によって専門会社を登録した場合には、30 日以内に主務官庁に申告しなければならない。申告をした場合には、同法第 4 条第 3 項による主務官庁の承認を受けたものと見なす。
- ④ 大学や研究機関は、専門会社が産業財産権などを利用することを許諾するとき、「技術の移転および事業化促進に関する法律」第 24 条第 4 項および第 5 項にもかかわらず、専用実施権を付与することができる。

8) 専門会社の行為制限など

① 行為制限(法第 11 条の 6 第 1 項)

専門会社は次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- イ 「類似受信行為の規制に関する法律」第 3 条に違反して出資者や投資者を募集する行為
- ロ 該当専門会社が設立した子会社との債務保証など大統領令で定める取引行為
- ハ その他、設立目的を害するものであって、大統領令で定める行為

② 子会社設立(法第 11 条の 6 第 2 項)

専門会社は株主総会の特別決議によってのみ第 11 条の 2 第 4 項第 2 号による子会社を設立することができる。

③ 配当金などの使用(法第 11 条の 6 第 3 項)

大学や研究機関は専門会社への投資や出資によって発生した配当金、収益金、および剰余金を大学や研究機関の固有目的事業や、研究開発、産学協同活動など大統領令で定める用途で使用しなければならない。

9) 専門会社登録の取消

中小企業庁長は専門会社が次の各号のいずれかに該当すると、その登録を取消することができる。ただし、第1号に該当する場合には、その登録を取消しなければならない。(法第11条の7)

- ① 虚偽やその他の不正な方法で登録した場合
- ② 第11条の6第1項各号の行為した場合
- ③ 第11条の2第3項による登録要件に合わなくなった場合

(9) 中小企業創業投資組合の運営に関する特例

「中小企業創業支援法」第21条から第29条までの規定により、中小企業創業投資組合の業務を執行する業務執行組合員は、中小企業創業投資組合との契約に従って、その中小企業創業投資組合の有限責任組合員にその業務の全部または一部を委託することができる。(法第12条)

(10) 個人投資組合の結成など

ベンチャー企業と創業者に投資する目的で個人が出資して結成する組合である。この法による支援を受けようとする組合は、大統領令で定めるところによって中小企業庁長に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとする場合にも同様である。(法第13条第1項)

1) 組合員の構成(法第13条第2項)

登録した組合(以下、「個人投資組合」という)は、個人投資組合の業務を執行する業務執行組合員1人とその他の組合員で構成する。ただし、業務執行組合員は金融取引などの商取引をするとき、正当な事由なしに約定期日を3ヶ月以上経過した債務が1千万円を超過してはならない。

2) 個人投資組合の資金(法第13条第3項)

業務執行組合員は、個人投資組合の資金をベンチャー企業と創業者に対する投資に使用しなければならない。

3) 行為の制限(法第13条第4項)

業務執行組合員は個人投資組合の業務を執行するとき、資金借入・支払保証または担保を提供する行為をしてはならず、個人投資組合の規約で別に定める場合以外には脱退したり、その地位を譲渡したりしてはならない。

4) 解散(法第13条第5項)

個人投資組合は次の各号のいずれかに該当する事由があるときは解散する。解散する場合

には、業務執行組合員が清算人となる。ただし、組合の規約で定めるところによって業務執行組合員以外の者を清算人に選任することができる。

- ① 存続期間の満了
- ② 組合員全員の脱退
- ③ その他、大統領令で定める事由

5) 運営など(法第 13 条の 2)

① 組合資産の運営

中小企業庁長は、個人投資組合の業務執行組合員が組合資産を運用するとき、ベンチャー企業や創業者に投資されない組合資産を、「銀行法」による銀行に預けたり、国公債を仕入れたりする方法で運用するよう誘導することができる。

② 決算

個人投資組合の業務執行組合員は毎事業年度が終了した後、3 ヶ月以内に決算書に公認会計士の監査意見を添付して中小企業庁長に提出しなければならない。ただし、前年度の投資実績の変動のない組合である場合には、中小企業庁長が告示で定める資料を以てこれを代えることができる。

(11) 租税に関する特例(法第 14 条)

1) ベンチャー企業に対する租税減免

国や地方公共団体はベンチャー企業を育成するために「租税特例制限法」、「地方税特例制限法」、その他の関係法律で定めるところにより、所得税、法人税、取得税、財産税、および登録免許税などを減免することができる。

2) 個人、個人投資組合の減免

個人や個人投資組合がベンチャー企業に投資する場合、租税に関する法律で定めるところにより、創業後 7 年以内であるベンチャー企業またはベンチャー企業に転換された企業に投資した場合には、所得税などを減免することができる。

3) その他の税制支援

次の各号の場合には、租税に関する法律で定めるところによって税制支援をすることができる。この場合、税制支援対象の確認などに必要な事項は大統領令で定める。

- ① 株式会社であるベンチャー企業と、他の株式会社の株主または株式会社である他のベンチャー企業が株式を交換する場合
- ② 株式会社であるベンチャー企業と他の株式会社が合併する場合

3. 企業活動と人材供給の円滑化

(1) ベンチャー企業の株式交換(法第 15 条)

株式会社であるベンチャー企業(「資本市場と金融投資業に関する法律」第 9 条第 13 項による証券市場に上場された法人は除外する。以下、この条、第 15 条の 2 から第 15 条の 11 まで、および第 16 条の 3 で同様である)は、戦略的提携のために定款で定めるところによって自己株式を他の株式会社の主要株主(該当法人の議決権のある発行株式総数の 100 分の 10 以上を保有している株主を言う。以下、同様である)または株式会社である他のベンチャー企業の株式と交換することができる。

(2) 自己株式の取得

株式を交換しようとするベンチャー企業は「商法」第 341 条にもかかわらず、第 1 項による株式交換に必要な株式については、自分の計算で自己株式を取得しなければならない。その取得期間は株主総会で承認を決議した日から 6 ヶ月以内でなければならない。この場合、その取得金額は「商法」第 462 条第 1 項による利益配当が可能な限度以内でなければならない。

(3) 手続など

株式を交換しようとするベンチャー企業は、次の各号の事項が含まれた株式交換契約書を作成して株主総会の承認を受けなければならない。この場合、株主総会の承認決議に関しては「商法」第 434 条を準用する。

- ① 戦略的提携の内容
- ② 自己株式の取得方法、取得価格、および取得時期に関する事項
- ③ 交換する株式の価額総額、評価、種類、および数量に関する事項
- ④ 株式を交換する日
- ⑤ 他の株式会社の主要株主と株式を交換する場合、株主の氏名、住民登録番号、交換する株式の種類および数量

(4) その他

株式を交換しようとするベンチャー企業は、それに関する取締役会の決議があるときは直ちに決議内容を株主に通報し、株式交換契約書を具えておいて閲覧できるようにしなければならない。

株式交換によって他の株式会社の主要株主の株式や他のベンチャー企業の株式を取得した場合には、取得日から 1 年以上これを保有しなければならない。第 1 項による株式交換によってベンチャー企業の株式を取得した他の株式会社の主要株主の場合にも同様である。

(5) 反対株主の株式買収請求権(法第 15 条の 2)

1) 株式買収請求

株主総会で承認を決議する前にそのベンチャー企業に書面にて株式交換に反対するという意思を表明した株主は、株主総会の承認決議日から 10 日以内に自分が保有している株式の

買収を書面にて請求することができる。

2) 買収と処分

買収請求を受けたベンチャー企業は、請求を受けた日から2ヶ月以内にその株式を買収しなければならない。この場合、その株式は6ヶ月以内に処分しなければならない。

3) 買収価格の決定

株式の買収価格の決定に関しては、「商法」第374条の2第3項から第5項までの規定を準用する。

(6) 合併手続の簡素化など(法第15条の3)

1) 合併公告および催告

株式会社であるベンチャー企業が他の株式会社と合併決議(第15条の9による小規模合併および第15条の10による簡易合併の場合には、取締役会の承認決議をいう)をした場合には、「商法」第527条の5第1項にもかかわらず、その合併決議をした日から1週間以内に、合併に異議があると10日以上期間内にこれを提出することを債権者に公告し、承知している債権者には公告事項を催告しなければならない。

2) 招集通知および公示

株式会社であるベンチャー企業が合併決議のための株主総会招集を知らせるときは、「商法」第363条第1項にもかかわらず、その通知日を株主総会日の7日前とすることができる。また、他の株式会社と合併するために合併契約書などを公示するときは、「商法」第522条の2第1項にもかかわらず、その公示期間を合併承認のための株主総会日の7日前から合併日以後1ヶ月が経過する日までとすることができる。

3) 買収請求など

① 買収請求

株式会社であるベンチャー企業の合併に関して取締役会が決議したとき、その決議に反対するベンチャー企業の株主は、「商法」第522条の3第1項にもかかわらず、株主総会前にベンチャー企業に書面にて合併に反対する意思を表明し、自分が所有している株式の種類と数を記載して株式の買収を請求しなければならない。

② 買収

ベンチャー企業が第4項による請求を受けた場合には、「商法」第374条の2第2項および第530条第2項にもかかわらず、合併に関する株主総会の決議日から2ヶ月以内にその株式を買収しなければならない。

③ 買収価格の決定

株式の買収価格の決定に関しては「商法」第 374 条の 2 第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合、同法第 374 条の 2 第 4 項のうち、「第 1 項の請求を受けた日」は「合併に関する株主総会の決議日」と見なす。

(7) 新株発行による株式交換など(法第 15 条の 4)

株式会社であるベンチャー企業は、戦略的提携のために定款で定めるところによって新株を発行して、他の株式会社の主要株主の株式や株式会社である他のベンチャー企業の株式と交換することができる。この場合、他の株式会社の主要株主や株式会社である他のベンチャー企業は、ベンチャー企業が株式交換のために発行する新株を割り当てられることによってそのベンチャー企業の株主となる。

1) 手続など

新株発行によって株式を交換しようとするベンチャー企業は、次の各号の事項が含まれた株式交換契約書を作成して株主総会の承認を受けなければならない。株主総会の承認決議は、出席した株主の議決権 3 分の 2 以上の数と発行株式総数 3 分の 1 以上の数としなければならない。

- ① 戦略的提携の内容
- ② 交換する新株の価額、総額、評価、種類、数量、および割当に関する事項
- ③ 株式を交換する日
- ④ 他の株式会社の主要株主と株式を交換する場合、株主の氏名、住民登録番号、交換する株式の種類および数量

2) 株式価格の評価など

新株発行による株式交換によって他の株式会社の主要株主が保有している株式や株式会社である他のベンチャー企業が保有している株式をベンチャー企業に現物で出資する場合、大統領令で定める公認評価機関がその株式の価格を評価したときは、「商法」第 422 条第 1 項によって検査人が調査したものと見なしたり、公認された鑑定人が鑑定したものと見なしたりする。この場合、「商法」第 422 条第 2 項および第 3 項は適用しない。

3) 新株発行した株式を交換するときの株式買収請求権

この条による株式交換に反対する株主の株式買収請求権に関しては、上記のこの法第 15 条の 2 の規定を準用する。

(8) 株式交換に関する特例(法第 15 条の 6)

1) 取締役会の承認

ベンチャー企業が第 15 条や第 15 条の 4 によって株式を交換する場合、その交換する株式

の数が発行株式総数の 100 分の 50 を超過しないと、株主総会の承認は定款で定めるところによって取締役会の承認で代えることができる。

2) 株式交換契約書に記載すべき事項

この条によって株式を交換しようとするベンチャー企業は、株式交換契約書に第 15 条第 3 項や第 15 条の 4 第 2 項による株主総会の承認を受けずに株式交換をすることができるという内容を記載しなければならない。

3) 公告および通知

ベンチャー企業は株式交換契約書を作成した日から 2 週以内に次の各号の事項を公告したり株主に通知したりしなければならない。

- ① 株式交換契約書の主要内容
- ② 株主総会の承認を受けずに株式を交換するという内容

4) 株式交換の制限

ベンチャー企業の発行株式総数の 100 分の 20 以上に該当する株式を所有している株主が、第 3 項による公告日や通知日から 2 週以内に書面にて第 1 項による株式交換に反対する意思を表明した場合には、この条による株式交換をすることができない。

5) 株式買収請求権

この条による株式交換の場合には、上記の第 15 条の 2 や第 15 条の 5 による株式買収請求に関する規定を適用しない。

(9) 株式交換無効の訴(法第 15 条の 7)

この条による株式交換無効の訴に関しては、「商法」第 360 条の 14 を準用する。この場合、「商法」第 360 条の 14 第 2 項のうち、「完全親会社となる会社」は「ベンチャー企業」と見なし、同条第 3 項のうち、「完全親会社となった会社」は「ベンチャー企業」と、「完全子会社となった会社」は「株式会社である他のベンチャー企業」と見なす。

(10) 他の株式会社の営業譲受に関する特例(法第 15 条の 8)

1) 取締役会の承認

株式会社であるベンチャー企業が営業の全部または一部を他の株式会社(「資本市場と金融投資業に関する法律」第 8 条第 2 項第 1 号による証券市場に上場された法人は除外する。以下、この条、第 15 条の 9 から第 15 条の 11 までの規定で同様である)に譲渡する場合、その譲渡価額が他の株式会社の最終貸借対照表上に現存する純資産額の 100 分の 10 を超過しないと、他の株式会社の株主総会の承認は定款で定めるところによって取締役会の承認に代えることができる。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

2) 営業譲渡契約書に記載すべき事項

この条による場合には、営業譲渡・譲受契約書に、他の株式会社に関しては株主総会の承認を受けず、ベンチャー企業の営業の全部または一部を譲受することができるという内容を記載しなければならない。

3) 公告および通知

この条により、ベンチャー企業の営業の全部または一部を譲受しようとする他の株式会社は、営業譲渡・譲受契約書を作成した日から2週以内に次の各号の事項を公告したり、株主に通知したりしなければならない。

- ① 営業譲渡・譲受契約書の主要内容
- ② 株主総会の承認を受けずに営業を譲受するという内容

4) 営業譲受の制限

他の株式会社の発行株式総数の100分の20以上に該当する株式を所有している株主が、第3項による公告日や通知日から2週以内に書面にて第1項による営業譲受に反対する意思を表明した場合には、この条による営業譲受がきかない。この条による営業譲受の場合には、「商法」第374条の2を適用しない。

(11) ベンチャー企業の小規模合併に関する特例(法第15条の9)

株式会社であるベンチャー企業が他の株式会社と合併する場合、「商法」第527条の3第1項にもかかわらず、合併後に存続する会社が合併によって発行する新株の総数とその株式会社の発行株式総数の100分の10以下であるときは、その存続する会社の株主総会の承認は取締役会の承認に代えることができる。ただし、合併によって消滅する会社の株主に支払う金額を定めた場合、その金額が存続する会社の最終貸借対照表上に現存する純資産額の100分の5を超過するときは、この限りでない。

この条による合併に反対する株主の株式買収請求権は認めない。

(12) ベンチャー企業の簡易合併に関する特例(法第15条の10)

株式会社であるベンチャー企業が他の株式会社と合併する場合、「商法」第527条の2第1項にもかかわらず、合併後存続する会社が消滅する会社の発行株式総数の中で議決権のある株式の100分の90以上を保有する場合には、その消滅する会社の株主総会の承認は取締役会の承認に代えることができる。

この条による合併に反対する株主の株式買収請求権に関しては、「商法」第522条の3第2項による。

(13) 簡易営業譲渡(法第 15 条の 11)

1) 取締役会の承認

株式会社であるベンチャー企業が営業の全部または一部を他の株式会社に譲渡する場合、「商法」第 527 条の 2 第 1 項にもかかわらず、営業を譲渡する会社の株主全員の同意がある場合や、営業を譲渡する会社の発行株式総数の中で議決権のある株式の 100 分の 90 以上を他の株式会社が保有する場合には、営業を譲渡する会社の株主総会の承認は取締役会の承認に代えることができる。

2) 営業譲渡契約書に記載すべき事項

この条による営業譲渡 譲渡契約書に、営業を譲渡する会社に関しては、株主総会の承認を受けずにベンチャー企業の営業の全部または一部を譲渡することができるという内容を記載しなければならない。

3) 公告および通知

この条によってベンチャー企業の営業の全部または一部を譲渡しようとする会社は、営業譲渡 譲渡契約書を作成した日から 2 週以内に次の各号の事項を公告したり、株主に通知したりしなければならない。

- ① 営業譲渡 譲渡契約書の主要内容
- ② 株主総会の承認を受けずに営業を譲渡するという内容

4) 反対株主の株式買収請求権

公告日または通知日から 2 週以内に、書面にて営業譲渡に反対する意思を会社に表明した株主は、その 2 週間が経過した日から 20 日以内に、株式の種類と数を記載した書面を以て自分が所有している株式の買収を会社に請求することができる。

この買収請求に関しては、「商法」第 374 条の 2 第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

(14) 中小ベンチャー企業の買収合併のための支援センターの指定(法第 15 条の 13)

中小企業庁長は中小ベンチャー企業の買収合併を効率的に支援するため、中小企業支援関連機関または団体を中小ベンチャー企業の買収合併のための支援センター(以下、「支援センター」という)に指定することができる。

1) 業務

支援センターの業務は次の各号のとおりである。

- ① 中小ベンチャー企業の買収合併計画の樹立支援に関する事項
- ② 中小ベンチャー企業の買収合併のための企業情報の収集、提供、およびコンサルティング支援に関する事項

- ③ 中小ベンチャー企業の企業価値評価モデルの開発および普及に関する事項
- ④ 中小ベンチャー企業の買収合併に必要な資金の連携支援に関する事項
- ⑤ 中小ベンチャー企業の買収合併専門家の養成および教育に関する事項
- ⑥ その他、中小ベンチャー企業の買収合併促進のために中小企業庁長が定める事項

2) 経費支援

中小企業庁長は支援センターの運営にかかる経費の全部または一部を支援することができる。

(15) ベンチャー企業の株式買収選択権(法第 16 条の 3)

1) 株式買収選択権付与の対象者

株式会社であるベンチャー企業は「商法」第 340 条の 2 から第 340 条の 5 までの規定にもかかわらず定款で定めるところによって株主総会の決議があると、次の各号のいずれかに該当する者のうち、該当企業の設立や技術・経営の革新などに寄与したり、寄与する能力をもっている者に特別に有利な価格で新株を買収することができる権利や、その他、大統領令で定めるところによって該当企業の株式を買収することができる権利(以下、この条で「株式買収選択権」という)を付与することができる。この場合、株主総会の決議は「商法」第 434 条を準用する。

- ① ベンチャー企業の全社員(大統領令で定める者は除く)
- ② 技術や経営能力をもっている者であって大統領令で定める者
- ③ 大学または大統領令で定める研究機関

2) 定款の規定

株式買収選択権に関する定款の規定には次の各号の事項を含めなければならない。

- ① 一定の場合、株式買収選択権を付与することができるという内容
- ② 株式買収選択権の行使によって与える株式の種類と数
- ③ 株式買収選択権を受けられる者の資格要件
- ④ 株式買収選択権の行使期間
- ⑤ 一定の場合、株式買収選択権の付与を取締役会の決議によって取消することができるという内容

3) 株主総会の特別決議

株式買収の選択権付与による株主総会の特別決議では、次の各号の事項を定めなければならない。株式総数の 100 分の 20 以内に該当する株式を該当ベンチャー企業の全社員以外の者に株式買収選択権によって付与する場合には、株主総会の特別決議で第 3 項第 1 号および第 4 号の事項をそのベンチャー企業の取締役会で定めるようにすることができる。

- ① 株式買収選択権を受けられる者の氏名や名称

- ② 株式買収選択権の付与方法
- ③ 株式買収選択権の行使価格と行使期間
- ④ 株式買収選択権を受けられる者に、株式買収選択権の行使によって与える株式の種類と数

4) 申告

株式買収選択権を付与しようとするベンチャー企業は、第3項と第4項によって決議した場合には、大統領令で定めるところによって中小企業庁長にその内容を申告しなければならない。

5) 証券取引法の準用

ベンチャー企業の株式買収選択権に関しては、「証券取引法」第189条の4第4項から第6項までの規定を準用する。

6) 自己株式の取得

株式買収選択権を付与したベンチャー企業が株式買収選択権を受けられた者に与える目的で自己株式を取得する場合には、「商法」第341条の2第1項本文にもかかわらず、発行株式総数の100分の10を超過することができる。

7) 付与限度

株式買収選択権を付与することができる株式の総限度は、当該ベンチャー企業が発行した株式総数の100分の50とする。

(16) ベンチャー企業に対する情報の提供

政府は、ベンチャー企業の創業および営業活動と関連した投資、資金、人材、技術、販路、および立地などに関する情報を提供したり、その他、ベンチャー企業の情報化の促進のために支援したりすることができる。

中小企業庁長は、ベンチャー企業に対する個人や個人投資組合(以下、この項で「個人など」という)の投資を促進するため、知識経済部令で定めるところによってベンチャー企業の投資価値に関する情報など必要な情報を個人などに提供することができる。(法第16条の4)

(17) ベンチャー企業である有限会社に関する特例(法第16条の5)

1) 社員総数および設立登記

ベンチャー企業である有限会社の社員総数は、「商法」第545条第1項本文にもかかわらず、50人以上300人以下とすることができる。

ベンチャー企業である有限会社を設立しようとする者は、「商業登記法」第104条による設立登記の申請書に第25条第2項後段によるベンチャー企業確認書を添付しなければならない。

2) 利益配当

有限会社であるベンチャー企業は定款で定めるところによって、「商法」第 580 条にもかかわらず、社員総会の決議で利益配当に関する基準を別途に定めることができる。

3) 出資に関する特例

有限会社であるベンチャー企業の出資を買収した中小企業創業投資会社、中小企業創業投資組合、新技術事業金融業者、新技術事業投資組合、および個人投資組合は、「商法」第 556 条にもかかわらず、そのベンチャー企業の定款で定めるところによってその持分の全部または一部を他人に譲渡することができる。(法第 16 条の 6)

(18) 産業財産権の使用に関する特例

大学や研究機関は、第 16 条または第 16 条の 2 によって休職や兼職の承認を受けた教員と研究員に職務発明による産業財産権などの利用する許諾するとき、「技術の移転および事業化の促進に関する法律」第 24 条第 4 項および第 5 項にもかかわらず、専用実施権を付与することができる。(法第 16 条の 7)

4. 立地供給の円滑化

(1) 新技術創業集積地域の指定(法第 17 条の 2)

大学や研究機関の長は、該当機関が所有している校地や敷地の一定地域を、創業者やベンチャー企業などの生産施設およびその支援施設を集团的に設置する新技術創業集積地域(以下、「集積地域」という)として指定することを中小企業庁長に要請することができる。

1) 開発計画の提出

大学や研究機関の長は、第 1 項によって集積地域の指定を要請するとき、集積地域の名称や集積地域として指定する面積など大統領令で定める事項を含める集積地域に関する開発計画を提出しなければならない。

2) 指定および告示

中小企業庁長は、集積地域の指定に関する要請を受けると、第 17 条の 3 各号の要件に合うかどうかを検討して集積地域として指定することができる。この場合、大統領令で定めるところによってその内容を告示しなければならない。

3) 市・道知事との協議

中小企業庁長は、第 3 項によって集積地域を指定するとき、その面積が大統領令で定める面積以上であれば、集積地域が属する特別市長、広域市長、道知事、済州特別自治道知事(以

下、「市・道知事」という)と協議しなければならない。

(2) 集積地域の指定要件

集積地域は次の各号の要件を具備しなければならない。(法第 17 条の 3)

- ① 該当機関が保有している校地や敷地の延べ面積のうち、集積地域として指定する面積の比率が大統領令で定める比率を超過しないこと
- ② 指定面積が 3 千平方メートル以上であること
- ③ 集積地域に関する開発計画が実現可能であること

(3) 集積地域に関する特例など(法第 17 条の 4)

1) 指定可能地域

集積地域は「国土の計画および利用に関する法律」第 76 条にもかかわらず同法第 36 条による地域のうち、保全緑地地域など大統領令で定める地域以外の地域で指定することができる。

2) 都市型工場および業務施設に関する例外

集積地域において創業者やベンチャー企業は、「建築法」第 19 条第 1 項と「国土の計画および利用に関する法律」第 76 条第 1 項にもかかわらず、構造安全に支障のない範囲内で、「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第 28 条による都市型工場(大統領令で定める都市型工場のみをいう)とこれに関連する業務施設を、該当大学や研究機関の長の承認を受けて設置することができる。この場合、「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第 13 条による工場設立などに関する承認や同法第 14 条の 3 による製造施設設置に関する承認を受けたものと見なす。

3) 都市先端産業団地の擬制

集積地域のうち、指定面積が第 17 条の 2 第 4 項で大統領令で定めた面積以上であり、都市地域に指定された場合には、「産業立地および開発に関する法律」第 7 条の 2 による都市先端産業団地と見なす。

4) 創業集積地域の賃貸

大学や研究機関の長は、「国有財産法」第 18 条と第 27 条、「共有財産および物品管理法」第 13 条と第 20 条、「高等教育法」および「私立学校法」にもかかわらず、創業者、ベンチャー企業、および支援施設を設置、運営しようとする者が集積地域に建物(工場用建築物を含む)やその他の永久施設物を築造しようとする場合には、集積地域の一部を賃貸することができる。この場合、賃貸契約(更新される場合を含む)期間が終了すると、その施設物の種類や用途などを考慮して該当施設物を大学や研究機関に寄付したり、校地や敷地を原状に復帰して返さなければならない。また、賃貸料や賃貸期間などに関して必要な事項は大統領令で定める。

5) 工場登録

市場、郡守、および区役所長は集積地域の創業者やベンチャー企業から第2項による工場登録に関する申請を受けると、「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第16条による工場の登録をしなければならない。

6) 集積地域の運営に関する指針

中小企業庁長は集積地域の指定と運営に関する指針を樹立して告示しなければならない。(法第17条の5)

7) 集積地域の指定取消

中小企業庁長は第17条の2第3項によって指定された集積地域が次の各号のいずれかに該当すると、その指定を取消することができる。(法第17条の6)

- ① 事業の遅延や管理不良などの事由で指定目的を達成することができない場合
- ② 第17条の3による指定要件を充たさない場合

(4) ベンチャー企業集積施設の指定など(法第18条)

1) 指定申請

ベンチャー企業集積施設を設置しようとする者や、既存の建築物をベンチャー企業集積施設として使用しようとする者は、その面積が大統領令で定める延べ面積以上である場合には市・道知事からその指定を受けることができる。指定を受けた事項を変更する場合にも同様である。

2) 指定要件

① 事前要件

ベンチャー企業集積施設としての指定が可能な建築物は、延べ面積(専用面積をいう)1,200㎡以上である建築物とする。建築物一部の指定を受けようとする場合には、各階延べ面積の100分の50以上を指定対象に含まなければならない。

② 事後要件

指定を受けたベンチャー企業集積施設は、指定を受けた日(建築中の建築物は「建築法」第18条による建築物の使用承認を受けた日をいう)から1年以内に次の各号の要件を具えなければならない。

- イ) ベンチャー企業など大統領令で定める企業が入居するようにするが、入居した企業のうち、ベンチャー企業が4社以上(「首都圏整備計画法」第2条第1号による首都圏以外の地域は3社以上)であること
- ロ) 延べ面積の100分の70(「首都圏整備計画法」第2条第1号による首都圏以外の地域は100分の50)以上をベンチャー企業など大統領令で定める企業が使用するようにすること

- ハ) 第 2 号に該当しない指定面積は、ベンチャー企業集積施設など大統領令で定める施設が使用するようにすること

3) 指定取消

市・道知事はベンチャー企業集積施設が次の各号のいずれかに該当すると、その指定を取消することができる。ただし、第 1 号に該当する場合には、その指定を取消しなければならず、ベンチャー企業集積施設の指定を取消するためには聴聞しなければならない。

- ① 虚偽やその他の不正な方法で指定を受けた場合
- ② 第 1 項や第 2 項による指定要件に合わなくなった場合

(5) 実験室工場に関する特例(法第 18 条の 2)

次の各号のいずれかに該当する者は、「建築法」第 14 条第 1 項、「国土の計画および利用に関する法律」第 76 条第 1 項、「大徳研究開発特区などの育成に関する特別法」第 36 条第 1 項にもかかわらず、その所属機関の長の承認を受けて実験室工場を設置することができる。この場合、「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第 13 条による工場設立などの承認または同法第 14 条の 3 による製造施設設置承認を受けたものと見なす。

- ① 「高等教育法」による大学の教員および大学生
- ② 国公立研究機関や政府拠出研究機関の研究員
- ③ 科学や産業技術分野の研究機関であって、大統領令で定める機関の研究員

1) 面積基準

実験室工場は、生産施設用と使われるフロア面積の合計が 3 千平方メートルを超過することができず、総面積(実験室工場が 2 ヶ所以上である場合には、その面積を合わせたものという)は該当大学や研究機関の建築物の延べ面積の 2 分の 1 を超過することができない。

2) 工場登録など

市長、郡守、および区役所長(自治区の区役所長をいう。以下、同様である)は実験室工場に関する工場登録申請を受けると、「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第 16 条による工場の登録をしなければならない。

大学や研究機関の長は、第 1 項による実験室工場を設置した者が退職(卒業)しても退職(卒業)日から 2 年を超過しない範囲内で実験室工場を使用するようすることができる。

(6) 「創業保育センター」に入居したベンチャー企業と創業者に関する特例(法第 18 条の 3)

1) 製造施設の設置および承認

大学や研究機関内で設置、運営中である「創業保育センター」であって、次の各号のいずれかに該当する「創業保育センター」に入居したベンチャー企業や創業者は、「建築法」第 14 条第 1 項、「国土の計画および利用に関する法律」第 76 条第 1 項および「大徳研究開発特区など

の育成に関する特別法」第 36 条第 1 項にもかかわらず、「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第 28 条による都市型工場を創業保育センター運営機関の長の承認を受けて設置することができる。この場合、「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第 13 条による工場設立などの承認や同法第 14 条の 3 による製造施設設置承認を受けたものと見なす。

- ① 「中小企業創業支援法」第 6 条第 1 項によって中小企業庁長が指定する創業保育センター
- ② 中央行政機関の長や地方公共団体の長が認める創業保育センター

2) 工場登録

市長、郡守、および区役所長は、第 1 項による創業保育センターに入居したベンチャー企業や創業者から工場登録申請を受けると、「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第 16 条による工場の登録をしなければならない。

3) 建築物に関する施設群の分類

大学や研究機関内で設置、運営中の創業保育センターは、「建築法」第 14 条第 4 項第 2 号による施設群と見なす。

(7) ベンチャー企業育成促進地区の指定など(法第 18 条の 4)

1) 指定要請など

市・道知事は、ベンチャー企業を育成するために必要であれば管轄区域の一定地域をベンチャー企業育成促進地区(以下、「促進地区」という)として指定するよう中小企業庁長に要請することができる。中小企業庁長は第 1 項によって促進地区を指定した場合には、大統領令で定めるところによってその内容を告示しなければならない。

2) 指定の解除

中小企業庁長は第 1 項によって指定された促進地区が次の各号のいずれかに該当すると、その指定を解除することができる。

- ① 促進地区育成計画が実現される可能性がない場合
- ② 事業の遅延や管理の不良などの事由で指定目的を達成することができない場合

3) 促進地区に対する支援(法第 18 条の 5)

- ① 中小企業庁長は、促進地区の活性化のために「地域均衡開発および地方中小企業育成に関する法律」第 44 条第 1 項によって地方中小企業育成関連基金の造成を支援するとき、促進地区の指定を受けた地方公共団体を優待して支援することができる。
- ② 国や地方公共団体は、促進地区にあるベンチャー企業や、促進地区に移転するベンチャー企業に資金やその他、必要な事項を優先して支援することができる。
- ③ 国や地方公共団体は、促進地区に設置されるベンチャー企業集積施設の設置者、運営者、および創業保育センター事業者にその所要資金の全部または一部を支援したり、優待して支援したりすることができる。

④ 促進地区のベンチャー企業とその支援施設については第 22 条を準用する。

(8) 国公有財産の売却など(法第 19 条)

1) 売却および賃貸対象者

国や地方公共団体は、ベンチャー企業集積施設の開発、設置、およびその運営のために必要であると認めると、「国有財産法」または「共有財産および物品管理法」にもかかわらず、随意契約によって国有財産や公有財産をベンチャー企業集積施設の設置者や運営者に売却したり、賃貸したりすることができる。

2) 賃貸料や売却価格など

① 賃貸料

国有財産の年間賃貸料は、「国有財産法施行令」第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、同条第 2 項の規定によって算出した金額に 1 千分の 10 以上を乗じた金額とするが、月割で計算することができる。

また、継続して 2 ヶ年度以上賃借する場合であって、上記の年間賃貸料が前年度の賃貸料より 10%以上引き上げられる場合には、「国有財産法施行令」第 27 条の 2 および別表の規定によって算出された金額をその賃貸料とする。

② 賃貸期間

国有財産の賃貸期間は 20 年内以内とする。賃貸期間は更新することができ、更新するときごとに 20 年を超過することができない。

③ 売却価格

国有財産の売却価格は「不動産価格公示および鑑定評価に関する法律」第 28 条による鑑定評価法人 2 社以上が鑑定評価した価額を算術平均した金額とする。

(9) 建築禁止などに関する特例 (法第 21 条)

1) ベンチャー企業集積施設の建築

ベンチャー企業集積施設は、「国土の計画および利用に関する法律」第 76 条第 1 項にもかかわらず、「国土の計画および利用に関する法律」第 36 条による地域(緑地地域など大統領令で定める地域は除外する)に建築することができる。

2) 工場設立などの擬制

ベンチャー企業集積施設に入居した者は、「建築法」第 14 条第 1 項、「国土の計画および利用に関する法律」第 76 条第 1 項、および「大徳研究開発特区などの育成に関する特別法」第 36 条第 1 項にもかかわらず、構造安全に支障のない範囲内で大統領令で定める工場を設置することができる。この場合、「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第 13 条による工場設立などの承認や同法第 14 条の 3 による製造施設設置承認を受けたものと見なす。

3) 工場登録

市長、郡守、および区役所長は、ベンチャー企業集積施設に入居した者から第3項による工場登録申請を受けると、「産業集積活性化および工場設立に関する法律」第16条による工場の登録をしなければならない。

4) 各種負担金の免除など

ベンチャー企業集積施設に対しては、次の各号の負担金を免除する。(法第22条)

- ① 「開発利益還収に関する法律」第5条による開発負担金
- ② 削除<2007.8.3>
- ③ 「山地管理法」第19条による代替山林資源造成費
- ④ 「農地法」第38条による農地保全負担金
- ⑤ 「草地法」第23条による代替草地造成費
- ⑥ 「都市交通整備促進法」第18条による交通誘発負担金
- ⑦ 「文化芸術振興法」第11条による美術装飾の設置

第3章 補 則

1. ベンチャー企業であった企業に対する株式発行などに関する特例など

(1) 株式発行などに関する特例

ベンチャー企業であった企業がベンチャー企業に該当しなくなった場合、ベンチャー企業であった当時に行われた次の各号の行為は継続して有効したものと見なす。(法第24条)

- ① 法第10条の2によって資本金を5千万ウォン未満として設立したベンチャー企業
- ② 法第15条・法第15条の4によって株式交換をしたベンチャー企業
- ③ 法第16条の3によって株式買収選択権を付与したベンチャー企業
- ④ 法第16条の5によって社員を50人以上300人以下として設立したベンチャー企業

(2) 入居に関する特例

ベンチャー企業集積施設に入居したベンチャー企業が、ベンチャー企業に該当しなくなった場合にも継続してベンチャー企業集積施設に入居することができる。

2. ベンチャー企業に該当するかどうかに関する確認(法第25条)

(1) ベンチャー企業に該当するかどうかに関する確認要請

ベンチャー企業であって、この法による支援を受けようとする企業は、ベンチャー企業に該当するかどうかに関して、技術信用保証基金など大統領令で定める機関や団体(以下、「ベンチャー企業確認機関」という)の長に確認を要請することができる。

(2) ベンチャー企業確認書の発給

ベンチャー企業確認機関の長は、第1項によって確認要請を受けると、知識経済部令で定める期間内に確認してその結果を要請人に通知しなければならない。この場合、その企業がベンチャー企業に該当するときは大統領令で定めるところによって有効期間を定めてベンチャー企業確認書を発給しなければならない。

(3) 情報の公開

ベンチャー企業確認機関の長は、ベンチャー企業確認の透明性を確保するため、大統領令で定めるところによって確認したベンチャー企業に関する情報を公開することができる。ただし、次の各号の情報は公開してはならない。

- ① 「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」第2条第2号による営業秘密
- ② 代表者の住民登録番号など個人に関する事項

(4) ベンチャー企業確認の取消

ベンチャー企業確認機関の長は、ベンチャー企業が次の各号のいずれかに該当すると、第25条第2項による確認を取消することができる。ただし、第1号に該当する場合には、確認を取消さなければならない。ベンチャー企業の確認を取消するためには聴聞を実施しなければならない。(法第25条の2)

- ① 虚偽やその他の不正な方法でベンチャー企業であると確認した場合
- ② 第2条の2のベンチャー企業の要件を具えなくなった場合
- ③ 休業、廃業、および破産などにより、大統領令で定める期間中に企業活動をしない場合
- ④ 代表者、最大株主、および最大出資社員などが企業財産を流用したり、隠匿したりするなど、企業経営に関連して株主、社員、および利害関係人に被害を与えた場合など大統領令で定める場合

IX. 下請取引の公正化に関する法律

IX. 下請取引の公正化に関する法律

[法律第 12097 号、2013.8.13、一部改正]

1. 目的と用語の定義

(1) 目的

この法は、公正した下請取引秩序を確立して、親事業者と下請事業者が対等な立場で相互補完して均衡ある発展ができるようにすることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。(法第 1 条)

(2) 用語の定義

1) 下請取引

「下請取引」とは、親事業者が下請事業者に製造委託(加工委託を含む。以下、同様である)、修理委託、建設委託、および役務委託をしたり、親事業者が他の事業者から製造委託、修理委託、建設委託、および役務委託を受けたものを下請事業者に再び委託した場合、その委託(以下、「製造などの委託」という)を受けた下請事業者が委託を受けたもの(以下、「目的物など」という)を製造、修理、施工したり、役務遂行したりして、親事業者に納品、引渡、および提供(以下、「納品など」という)し、その代価(以下、「下請代金」という)を受け取る行為をいう。(法第 2 条第 1 項)

2) 親事業者

「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。(法第 2 条第 2 項)

- ① 中小企業者(「中小企業基本法」第 2 条第 1 項または第 3 項による者をいい、「中小企業協同組合法」による中小企業協同組合を含む。以下、同様である)ではない事業者であって、中小企業者に製造などを委託した者
- ② 中小企業者のうち、直前事業年度の年間売上高(関係法律によって施工能力評価額の適用を受ける取引の場合には、該当年度の施工能力評価額の合計額をいい、年間売上高や施工能力評価額がない場合には、資産総額をいう。以下、この号で同様である)または常時雇用従業員数が製造などの委託を受けた他の中小企業者の年間売上高または常時雇用従業員数より多い中小企業者であって、その他の中小企業者に製造などを委託した者。ただし、大統領令で定める年間売上高に該当する中小企業者は除外する。

3) 下請事業者

「下請事業者」とは、上記の親事業者から製造などの委託を受けた中小企業者をいう。(法第 2 条第 3 項)

4) 製造などの委託

- ① 事業者が「独占規制および公正取引に関する法律」第2条第3号による系列会社に製造などを委託し、その系列会社が委託を受けた製造、修理、施工、および役務遂行行為の全部または相当部分を第三者に再び委託した場合、その系列会社が第2項各号のいずれかに該当しなくても、第三者がその系列会社に委託した事業者から直接に製造などの委託を受けたものとする、第3項に該当する場合には、その系列会社と第三者をそれぞれこの法による親事業者と下請事業者と見なす。(法第2条第4項)
- ② 「独占規制および公正取引に関する法律」第9条第1項による相互出資制限を受ける企業集団に属する会社が製造などの委託をしたり、受けたりする場合には、次の各号に従う。(法第2条第5項)
 - イ) 製造などを委託した会社が上記2)の各号のいずれかに該当しなくても、この法による親事業者と見なす。
 - ロ) 製造などの委託を受けた会社が上記3)に該当しても、この法による下請事業者と見なさない。

5) 製造委託

「製造委託」とは、次の各号のいずれかに該当する行為を業とする事業者がその業による物品の製造を他の事業者に委託することをいう。この場合、その業による物品の範囲は公正取引委員会が定めて告示する。ただし、大統領令で定める物品については大統領令で定める特別市や広域市などの地域に限って適用する。(法第2条第6項)

- ① 物品の製造
- ② 物品の販売
- ③ 物品の修理
- ④ 建設

6) 修理委託

「修理委託」とは、事業者が注文を受けて物品を修理することを業とする場合や、自分が使用する物品を修理することを業とする場合に、その修理行為の全部または一部を他の事業者に委託することをいう。(法第2条第8項)

7) 建設委託

「建設委託」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者(以下、「建設業者」という)がその業による建設工事の全部または一部を他の建設業者に委託したり、建設業者が大統領令で定める建設工事を他の事業者に委託したりすることをいう。(法第2条第9項)

- ① 「建設産業基本法」第2条第7号による建設業者
- ② 「電気工事業法」第2条第3号による工事業者
- ③ 「情報通信工事業法」第2条第4号による情報通信工事業者
- ④ 「消防施設工事業法」第4条第1項によって消防施設工事業の登録をした者

⑤ その他、大統領令で定める事業者

8) 発注者

「発注者」とは、製造、修理、施工、および役務遂行を親事業者に請負わせる者をいう。ただし、再下請の場合には親事業者をいう。(法第 2 条第 10 項)

9) 役務委託

「役務委託」とは、知識・情報成果物の作成または役務の供給(以下、「役務」という)を業とする事業者(以下、「役務業者」という)が、その業による役務遂行行為の全部または一部を他の役務業者に委託することをいう。(法第 2 条第 11 項)

10) 知識・情報成果物

「知識・情報成果物」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。(法第 2 条第 12 項)

- ① 情報プログラム(「ソフトウェア産業振興法」第 2 条第 1 号によるソフトウェア、特定な結果を得るためにコンピューターや電子計算機など情報処理能力のある装置に内在されている一連の指示・命令で組合したものをいう)
- ② 映画、放送プログラム、その他、映像、音声、および音響で構成される成果物
- ③ 文字、図形、記号の結合、または文字、図形、記号と色彩の結合で構成される成果物(「建築士法」第 2 条第 3 号による設計および「エンジニアリング産業振興法」第 2 条第 1 号によるエンジニアリング活動のうち、設計を含む)
- ④ その他、第 1 号から第 3 号までの規定に準ずることであって、公正取引委員会が定めて告示すること

11) 役務

「役務」とは、次の各号のいずれかに該当する活動をいう。(法第 2 条第 13 項)

- ① 「エンジニアリング産業振興法」第 2 条第 1 号によるエンジニアリング活動(設計は除外する)
- ② 「貨物自動車運輸事業法」によって貨物自動車を利用して貨物を運送または周旋する活動
- ③ 「建築法」によって建築物を維持、管理する活動
- ④ 「警備業法」によって、施設や場所、物件などに対するリスク発生などを防止したり、人間の生命または身体に対する危害の発生を防止してその周辺を保護したりするためにする活動
- ⑤ その他、親事業者から委託を受けた事務を完成するため、労務を提供する活動であって、公正取引委員会が定めて告示する活動

12) 手形代替決済手段

「手形代替決済手段」とは、親事業者が下請代金を支払うとき、手形に代わって使用する決済手段であって、次の各号のいずれかに該当することをいう。(法第2条第14項)

① 企業購買専用カード

親事業者が下請代金を支払うため、「与信専門金融業法」によるクレジットカード業者から発給を受けるクレジットカードまたはデビットカードであって、一般的なクレジットカード加盟店では使用することができず、親事業者、下請事業者、およびクレジットカード業者の間の契約によって該当下請事業者に下請代金の支払のみの目的で発給すること

② 売掛債権担保貸出

下請事業者が下請代金を受け取るために親事業者に対する売掛債権を担保として金融機関から貸出を受け、親事業者が下請代金として下請事業者が金融機関から貸出した金額を償還することであって、韓国銀行頭取が定めた条件によって貸出が行われること

③ 購買ローン

親事業者が金融機関と貸出限度を約定して貸出を受けた金額であって、情報処理システムを利用して下請事業者に下請代金を決済し、満期日に貸出金を金融機関に償還すること

④ その他、下請代金を支払うとき、手形に代わって使用される決済手段であって、公正取引委員会が定めて告示すること

13) 技術資料

「技術資料」とは、相当な努力によって秘密として維持された製造、修理、施工、および役務遂行の方法に関する資料、その他、営業活動に有用であり、独立した経済的価値をもつもので、大統領令で定める資料をいう。(法第2条第15項)

2. 書面の発給および書類の保存(法第3条)

(1) 書面の発給

親事業者は下請事業者に製造などを委託する場合には、下記の書面の内容を記載した書面(「電子文書および電子取引基本法」第2条第1号による電子文書を含む)を次の各号の区分による期限までに下請事業者に発給しなければならない。

- ① 製造委託の場合：下請事業者が物品を納品するための作業を開始する前
- ② 修理委託の場合：下請事業者が契約が締結された修理行為を開始する前
- ③ 建設委託の場合：下請事業者が契約工事に着工する前
- ④ 役務委託の場合：下請事業者が契約が締結された役務遂行行為を開始する前

(2) 書面の内容

下請代金やその支払方法など、下請契約の内容および第 16 条の 2 第 1 項による原材料の価格変動に伴う下請代金の調停要件、方法、および手続など、大統領令で定める事項を記載し、親事業者と下請事業者が署名(「電子署名法」第 2 条第 3 号による公認電子署名を含む)または記名捺印しなければならない。

(3) 書類の保存

親事業者と下請事業者は、大統領令で定めるところによって下請取引に関する書類を保存しなければならない。

3. 標準下請契約書の作成および使用(法第 3 条の 2)

公正取引委員会はこの法の適用対象となる事業者または事業者団体に標準下請契約書の作成および使用を勧奨することができる。

4. 親事業者と下請事業者間の協約締結(法第 3 条の 3)

(1) 親事業者と下請事業者間の協約締結

公正取引委員会は、親事業者と下請事業者が下請取引関連法令の遵守および相互支援協力を約束する協約を締結するように勧告することができる。

(2) 履行の督促

公正取引委員会は、親事業者と下請事業者が上記(1)の協約を締結する場合、その履行を督促するため褒賞などの支援施策を設け施行する。

(3) 協約に関する事項

公正取引委員会は、上記の(1)による協約の内容・締結手続・履行実績の評価および支援施策などに必要な事項を定める。

5. 不当な特約の禁止(法第 3 条の 4)

(1) 不当な特約の禁止

親事業者は、下請事業者の利益を不当に侵害したり制限する契約条件(以下、「不当な特約」という)を設定してはならない。

(2) 不当な特約

次の各号のいずれかに該当する約定は不当な特約と見なす。

- ① 親事業者が第3条第1項の書面に記載されていない事項を求めることによって発生した費用を下請事業者に負担させる約定
- ② 親事業者が負担すべき民願処理、産業災害などに関連する費用を下請事業者に負担させる約定
- ③ 親事業者が入札内訳にない事項を求めることによって発生した費用を下請事業者に負担させる約定
- ④ その他、この法で保護する下請事業者の利益を制限したり、親事業者に賦課された義務を下請事業者に転嫁するなどの大統領令で定める約定

6. 不当な下請代金の決定禁止(法第4条)

(1) 不当な下請代金の決定禁止

親事業者は下請事業者に製造などを委託する場合、不当な方法を利用して目的物などと同種や類似のものについて、通常支払われる代価より著しく低い水準で下請代金を決定(以下、「不当な下請代金の決定」という)したり、下請を受けるよう、強要したりしてはならない。

(2) 不当な下請代金の決定擬制

次の各号のいずれかに該当する親事業者の行為は不当な下請代金の決定と見なす。

- ① 正当な事由なしに一律的な比率で単価を引下げて下請代金を決定する行為
- ② 協調要請など如何なる名目であれ、一方的に一定金額を割当てた後、その金額を差引いて下請代金を決定する行為
- ③ 正当な事由なしに特定の下請事業者を差別して取扱って下請代金を決定する行為
- ④ 下請事業者が発注量などの取引条件について錯誤するようにしたり、他の事業者の見積または虚偽見積を提示したりするなどの方法で、下請事業者を欺瞞してこれを利用して下請代金を決定する行為
- ⑤ 親事業者が下請事業者と合意せず、一方的に低い単価によって下請代金を決定する行為
- ⑥ 随意契約で下請契約を締結するとき、正当な事由なしに大統領令で定めるところによる直接工事費項目の金額をプラスした金額より低い金額で下請代金を決定する行為
- ⑦ 競争入札によって下請契約を締結するとき、正当な事由なしに最低価格で入札した金額より低い金額で下請代金を決定する行為

7. 物品などの購買強制の禁止(法第5条)

親事業者は下請事業者に製造などを委託する場合、その目的物などに対する品質の維持や改善などのような正当な事由がある場合を除き、親事業者が指定する物品、装備、およ

び役務の供給などを下請事業者に仕入または使用(利用を含む)するよう強要してはならない。

8. 前払金の支払(法第 6 条)

(1) 前払金の支払

下請事業者に製造などを委託した親事業者が発注者から前払金を受け取る場合には、下請事業者が製造、修理、施工、および役務遂行を開始できるよう、親事業者が受け取った前払金の内容と比率に応じて前払金を受け取った日(製造などを委託する前に前払金を受け取った場合には、製造などを委託した日)から 15 日以内に下請事業者に前払金を支払わなければならない。

(2) 遅延利息

親事業者が発注者から受け取った前払金を上記(1)による期限が経過した後に支払う場合には、その超過期間に対して年 100 分の 40 以内で「銀行法」による銀行が適用する延滞金利など経済事情を考慮して公正取引委員会が定めて告示する利率による利息を支払わなければならない。

(3) 手形割引率および手数料率

親事業者が上記(1)による前払金を手形または手形代替決済手段を利用して支払う場合における手形割引料・手数料の支払および手形割引率・手数料率に関しては、第 13 条第 6 項、第 7 項、第 9 項、および第 10 項を準用する。この場合、「目的物などの受領日から 60 日」は「親事業者が発注者から前払金を受け取った日から 15 日」と見なす。

9. 内国信用状の開設(法第 7 条)

親事業者は輸出する物品を下請事業者に製造委託または役務委託した場合に、正当な事由がある場合を除き、委託した日から 15 日以内に内国信用状を下請事業者に開設しなければならない。ただし、信用状による輸出の場合、親事業者が原信用状を受ける前に製造委託または役務委託をするときは、原信用状を受けた日から 15 日以内に内国信用状を開設しなければならない。

10. 不当な委託取消の禁止など(法第 8 条)

(1) 不当な委託取消の禁止

親事業者は製造などを委託した後、下請事業者の責に帰すべき事由がない場合には、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、役務委託のうち、役務の供

給を委託した場合には、第 2 号を適用しない。

- ① 製造などの委託を任意で取消する行為や変更する行為
- ② 目的物など納品などの受領または引取りを拒否する行為や遅延する行為

(2) 目的物の引取り

親事業者は目的物などの納品などがあるときは、役務の供給を委託した場合を除き、その目的物などに関して検査する前であっても直ちに(第 7 条によって内国信用状を開設した場合には、検査完了後に即時)受領証明書を下請事業者に発給しなければならない。ただし、建設委託の場合には、検査が完了し次第、その目的物を引取らなければならない。

「受領」とは、下請事業者が納品などを行った目的物などを受け取って親事業者が実質的に支配することをいう。ただし、移転しがたい目的物などの場合には、検査を開始したときを受領したときと見なす。

11. 検査の基準、方法、および時期(法第 9 条)

(1) 検査の基準および方法

下請事業者が納品などを行った目的物などに関する検査の基準および方法は、親事業者と下請事業者が協議して、客観的かつ公正・妥当に定めなければならない。

(2) 時期

親事業者は正当な事由がある場合を除き、下請事業者から目的物などを受領した日[製造委託の場合には既成部分に関する通知を受けた日を含み、建設委託の場合には下請事業者から工事の竣工または既成部分に関する通知を受けた日をいう]から 10 日以内に検査結果を下請事業者に書面にて通知しなければならない。この期間内に通知しない場合には、検査に合格したものと見なす。ただし、役務委託のうち、役務の供給を委託する場合には、これを適用しない。

12. 不当返品 of 禁止(法第 10 条)

(1) 不当返品 of 禁止

親事業者は下請事業者から目的物などの納品などを受取った場合、下請事業者の責に帰すべき事由がなければ、その目的物などを下請事業者に返品(以下、「不当返品」という)してはならない。ただし、役務委託のうち、役務の供給を委託する場合には、これを適用しない。

(2) 不当返品 of 擬制

次の各号のいずれかに該当する親事業者の行為は不当返品と見なす。

Copyright © 2014 JETRO. All rights reserved.

- ① 取引の相手方からの発注の取消または経済状況の変動などを理由に、目的物など返品する行為
- ② 検査の基準および方法を不明瞭に定めることにより、目的物などを不当に不合格と判定してこれを返品する行為
- ③ 親事業者が供給した原材料の品質不良により、目的物などが不合格として判定されたにもかかわらず、これを返品する行為
- ④ 親事業者の原材料の供給の遅延によって納期が遅延されたにもかかわらず、これを理由に目的物などを返品する行為

13. 減額の禁止(法第 11 条)

(1) 減額禁止

親事業者は、製造などを委託するときに定めた下請代金を減額してはならない。ただし、親事業者が正当な事由を立証した場合には、下請代金を減額することができる。

(2) 不当減額の擬制

次の各号のいずれかに該当する親事業者の行為は、正当な事由による行為として見なさない。

- ① 委託するときに下請代金を減額する条件などを明示せず、委託した後に協調要請または取引の相手方からの発注の取消や経済状況の変動などのような不合理な理由に、下請代金を減額する行為
- ② 下請事業者と単価の引下げに関する合意が成立した場合、その合意の成立前に委託した部分についても、一方的に合意内容を遡及して適用する方法で、下請代金を減額する行為
- ③ 下請代金を現金で支払うことや、支払期日前に支払うことを理由に、過度に下請代金を減額する行為
- ④ 親事業者の損害の発生に実質的な影響を及ぼさない下請事業者の軽微な過誤を理由に、一方的に下請代金を減額する行為
- ⑤ 目的物などの製造、修理、施工、および役務遂行に必要な物品などを自分から購入させた場合や、自分の装備などを使用させた場合、適正な購買代金または適正な使用代価以上の金額を下請代金から控除する行為
- ⑥ 下請代金を支払う時点の物価や資材価格などが納品などの時点に比べて下落したことを理由に、下請代金を減額する行為
- ⑦ 経営赤字や販売価格の引下げなどの不合理な理由に、不当に下請代金を減額する行為
- ⑧ 「雇用保険および産業災害補償保険の保険料徴収などに関する法律」、「産業安全保健法」などにより、親事業者が負担しなければならない雇用保険料、産業安全保健管理費、その他の経費などを下請事業者負担させる行為
- ⑨ その他、第 1 号から第 8 号までの規定に準じるもので、大領領令で定める行為

(3) 書面提出

親事業者が上記(1)の但書によって下請代金を減額する場合には減額事由や基準など、大統領令で定める事項を記した書面を予め該当下請事業者に提出しなければならない。

(4) 遅延利息

親事業者が正当な事由なく減額した金額を目的物などの受領日から60日が経過した後に支払う場合には、その超過期間に対して年100分の40以内で、「銀行法」による銀行が適用する延滞金利など経済事情を考慮して公正取引委員会が定めて告示する利率による利息を支払わなければならない。

14. 物品購買代金などの不当決済請求の禁止(法第12条)

親事業者は下請事業者に目的物などの製造、修理、施工、および役務遂行に必要な物品などを自分から買うようにした場合や、自分の装備などを使用するようにした場合、正当な事由なしに次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- ① 該当目的物などに対する下請代金の支払期日前に購買代金や使用代価の全部または一部を支払うようにする行為
- ② 自分が購入・使用したり、第三者に供給したりする条件より著しく不利な条件で購買代金や使用代価を支払うようにする行為

15. 経済的利益の不当要求の禁止(法第12条の2)

親事業者は正当な事由なしに下請事業者に自分または第三者のために金銭、物品、役務、その他の経済的利益を提供するようにする行為をしてはならない。

16. 技術資料提供要求行為の禁止など(法第12条の3)

(1) 技術資料提供要求行為の禁止

親事業者は、下請事業者の技術資料を本人または第三者に提供するよう要求してはならない。ただし、親事業者が正当な事由を立証した場合には、要求することができる。

(2) 書面提出

親事業者は、上記(1)の但書による下請事業者に技術資料を要求する場合には、要求目的、秘密維持に関する事項、権利帰属の関係、代価など大統領令で定める事項を予め該当下請業者と協議して定めたとえ、その内容を記した書面を該当下請事業者に提出しなければならない。

(3) 流用の禁止

親事業者は、取得した技術資料を自分または第三者のため流用してはならない。

17. 下請代金の支払など(法第 13 条)

(1) 下請代金の支払

親事業者が下請事業者に製造などを委託する場合には、目的物などの受領日(建設委託の場合には引取日を、役務委託の場合には下請事業者が委託を受けた役務の遂行を完了した日を、納品などが頻発であって親事業者と下請事業者が税金計算書の発行日を月 1 回以上と定めた場合には、その定めた日をいう。以下、同様である)から 60 日以内の可能な短い期間で定めた支払期日までに下請代金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- ① 親事業者と下請事業者が対等な立場で支払期日を定めたものと認められる場合
- ② 該当業種の特殊性と経済与件に照らして、その支払期日が正当であると認められる場合

(2) 支払期日の擬制

下請代金の支払期日が定められていない場合には、目的物などの受領日を下請代金の支払期日と見なし、目的物などの受領日から 60 日が経過した後に下請代金の支払期日を定めた場合(第 1 項但書に該当する場合は除外する)には、目的物などの受領日から 60 日となる日を下請代金の支払期日と見なす。

(3) 製造などの委託時における下請代金の支払

親事業者は下請事業者に製造などを委託した場合、親事業者が発注者から製造、修理、施工、および役務遂行行為の完了によって竣工金などを受け取ったときは下請代金を、製造、修理、施工、および役務遂行行為の進捗によって既成金などを受け取ったときは下請事業者が製造、修理、施工、および役務を遂行した部分に相当する金額を、その竣工金や既成金などを支払われた日から 15 日(下請代金の支払期日がある場合には、その支払期日)以内に下請事業者を支払わなければならない。

(4) 下請代金の現金支払の比率

親事業者が下請事業者に下請代金を支払うときは、親事業者が発注者から該当製造などの委託に関連して受け取った現金比率の未満で支払ってはならない。

(5) 手形の支払期間

親事業者が下請代金を手形で支払う場合には、該当製造などの委託に関連して発注者から親事業者が受け取った手形の支払期間(発行日から満期日まで)を超過する手形を支払ってはならない。

(6) 手形の割引料など

親事業者が下請代金を手形で支払う場合、その手形は法律に基づいて設立された金融機関から割引が可能であるものでなければならず、手形を交付する日に、手形を交付した日から手形の満期日までの期間に対する割引料を下請事業者に支払わなければならない。ただし、目的物などの受領日から 60 日(第 1 項但書によって支払期日が定められた場合にはその支払期日を、発注者から竣工金や既成金などを受け取った場合には第 3 項で定めた期日をいう。以下、この条で同様である)以内に手形を交付する場合には、目的物などの受領日から 60 日が経過した以後から手形の満期日までの期間に対する割引料を、目的物などの受領日から 60 日以内に下請事業者に支払わなければならない。

割引率は年 100 分の 40 以内で、法律に基づいて設立された金融機関から適用される商業手形割引率を考慮して公正取引委員会が定めて告示する。

(7) 手形代替決済手段による支払

親事業者は下請代金を手形代替決済手段を利用して支払う場合には、支払日(企業購買専用カードの場合はカード決済承認日を、売掛債権担保貸出の場合は納品などの明細伝送日を、購買ローンの場合は購買資金決済日をいう。以下、同様である)から下請代金の償還期日までの期間に対する手数料(貸出利息を含む。以下、同様である)を支払日に下請事業者を支払わなければならない。ただし、目的物などの受領日から 60 日以内に手形代替決済手段を利用して支払う場合には、目的物などの受領日から 60 日が経過した以後から下請代金 償還期日までの期間に対する手数料を、目的物などの受領日から 60 日以内に下請事業者を支払わなければならない。

手数料率は年 100 分の 40 以内で、法律に基づいて設立された金融機関から適用される手形代替決済手段に対する手数料率または貸出利息率などを考慮して公正取引委員会が定めて告示する。

(8) 遅延利息

親事業者が下請代金を目的物などの受領日から 60 日が経過した後に支払う場合には、その超過期間に対して年 100 分の 40 以内で、「銀行法」による銀行が適用する延滞金利など経済事情を考慮して公正取引委員会が定めて告示する利率による利息を支払わなければならない。

18. 建設下請の契約履行および代金支払の保証(法第 13 条の 2)

(1) 支払保証

建設委託の場合、親事業者は下請事業者に次の各号の区分によって該当金額の工事代金の支払を保証し、下請事業者は親事業者に契約金額の 100 分の 10 に該当する金額の契約履行を保証しなければならない。ただし、親事業者の財務構造や工事の規模などを考慮して保証が不要な場合や、保証が適合していないと認められる場合であって、大統領令で

める場合には、この限りでない。

① 工事期間が4ヶ月以下である場合：契約金額から前払金を引いた金額

② 工事期間が4ヶ月を超過する場合であって、既成部分に対する代価支払の周期が2ヶ月以内である場合：次の計算式によって算出した金額

$$\text{保証金額} = \frac{\text{下請契約金額} - \text{契約上の前払金}}{\text{工事期間(月数)}} \times 4$$

③ 工事期間が4ヶ月を超過する場合であって、既成部分に対する代価支払の周期が2ヶ月を超過する場合：次の計算式によって算出した金額

$$\text{保証金額} = \frac{\text{下請契約金額} - \text{契約上の前払金}}{\text{工事期間(月数)}} \times \text{既成部分に対する代価の支払周期(月数)} \times 2$$

(2) 支払保証書の交付

上記(1)による親事業者と下請事業者の間の保証は現金(逓信官署または「銀行法」による銀行が発行した自己宛小切手を含む)の支払または次の各号のいずれかの機関が発行する保証書の交付による。

- ① 「建設産業基本法」による各共済組合
- ② 「保険業法」による保険会社
- ③ 「信用保証基金法」による信用保証基金
- ④ 「銀行法」による金融機関
- ⑤ その他、大統領令で定める保証機関

(3) 保証金の支払

上記(2)による機関は、次の各号のいずれかに該当する事由で下請事業者が保証約款上の必要な請求書類を備えて保証金の支払を要請した場合、30日以内に第1項の保証金額を下請事業者を支払わなければならない。ただし、保証金の支払要件を満たしているかどうかと支給額に対する異見など大統領令で定める不可避な事由がある場合、保証機関は下請事業者へ通知し、大統領令で定める期間の間に保証金の支払を保留することができる。

- ① 親事業者が当座取引停止または金融取引停止によって下請代金を支払うことができない場合
- ② 親事業者の不渡・破産・廃業または会社回生手続きの開始申請などによって下請代金を支払うことができない場合
- ③ 親事業者の該当事業に関する免許・登録などの取消・抹消または営業停止などによって下請代金を支払うことができない場合
- ④ 親事業者が第13条によって支払うべき下請代金を2回以上下請事業者へ支払わなかった場合
- ⑤ その他、親事業者が上記①から④までに準ずる支払不能など大統領令で定める事由による場合

って下請代金を支払うことができない場合

(4) 多数の建設委託時の支払保証

親事業者は第 2 項によって支払保証書を交付するとき、その工事期間中に建設委託するすべての工事に対する工事代金の支払保証や、1 会計年度に建設委託するすべての工事に対する工事代金の支払保証を、一つの支払保証書の交付によることができる。

(5) 契約履行保証の例外

親事業者が第 1 項各号以外の部分の本文による工事代金の支払保証をしない場合には、下請事業者は契約履行を保証しないことができる。

19. 下請代金の直接支払(法第 14 条)

(1) 下請代金の直接支払

発注者は次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、下請事業者が製造、修理、施工、および役務遂行を行った部分に相当する下請代金をその下請事業者に直接支払わなければならない。

- ① 親事業者の支払停止、破産、その他、これと類似した事由がある場合や、事業に関する許可、認可、免許、登録などが取消されて親事業者が下請代金を支払うことができなくなった場合であって、下請事業者が下請代金の直接支払を要請したとき
- ② 発注者、親事業者、および下請事業者の間で、発注者が下請代金を下請事業者に直接支払うことで合意したとき
- ③ 親事業者が第 13 条第 1 項または第 3 項によって支払わなければならない下請代金の 2 回分以上を該当下請事業者に支払わない場合であって、下請事業者が下請代金の直接支払を要請したとき
- ④ 親事業者が第 13 条の 2 第 1 項による下請代金の支払保証義務を履行しない場合であって、下請事業者が下請代金の直接支払を要請したとき

(2) 支払債務の消滅

上記(1)による事由が発生した場合、親事業者に対する発注者の代金支払債務と下請事業者に対する親事業者の下請代金の支払債務は、その範囲内で消滅したものと見なす。

(3) 直接支払の例外

親事業者が発注者に該当下請 契約に関連する下請事業者の賃金や資材代金などの支払遅滞事実を立証することができる書類を添付して、該当下請代金の直接支払中止を要請した場合、発注者は上記(1)にもかかわらず、その下請代金を直接支払わないことができる。

(4) 下請代金の精算

発注者が該当下請事業者に下請代金を直接支払するとき、発注者が親事業者にすでに支払った下請金額は引いて支払する。

(5) 親事業者の義務

下請事業者が発注者から下請代金を直接受け取るために既成部分の確認などが必要な場合、親事業者は遅滞なくこれに必要な措置を履行しなければならない。

20. 関税などの還付額の支払(法第 15 条)

(1) 還付額の支払

親事業者が輸出する物品を下請事業者に製造委託したり、役務委託したりした場合、「輸出用原材料に対する関税などの還付に関する特例法」により、関税などの還付を受けた場合には、還付を受けた日から 15 日以内にその受け取った内容によってこれを下請事業者を支払わなければならない。

(2) 還付額の支払期限

上記(1)にもかかわらず、下請事業者の責に帰すべき事由がなければ目的物などの受領日から 60 日以内に下請事業者に関税などの還付相当額を支払わなければならない。

(3) 遅延利息

親事業者が関税などの還付相当額を上記(1)と(2)で定めた期限に経過した後に支払う場合には、その超過期間に対して年 100 分の 40 以内で、「銀行法」による銀行が適用する延滞金利など経済事情を考慮して公正取引委員会が定めて告示する利率による利息を支払わなければならない。

21. 設計変更などによる下請代金の調停(法第 16 条)

(1) 下請代金の調停

親事業者は製造などを委託した後に、次の各号の場合にすべて該当するときは、親事業者が発注者から増額を受けた契約金額の内容と比率に応じて下請代金を増額しなければならない。ただし、親事業者が発注者から契約金額の減額を受けた場合には、その内容と比率に応じて下請代金を減額することができる。

- ① 設計変更または経済状況の変動などを理由に契約金額が増額される場合
- ② 第 1 号と同じ理由に目的物などの完成または完了に追加費用がかかる場合

(2) 調停の通知

上記(1)によって下請代金を増額または減額する場合、親事業者は発注者から契約金額を増額または減額の受けた日から 15 日以内に発注者から増額または減額を受けた事由と内容を該当下請事業者へ通知しなければならない。ただし、発注者がある事由と内容を該当下請事業者へ直接通知した場合には、この限りでない。

(3) 調停期限

上記(1)による下請代金の増額または減額は、親事業者が発注者から契約金額を増額または減額を受けた日から 30 日以内にしなければならない。

(4) 遅延利息、割引料など

親事業者が上記(1)の契約金額の増額により、発注者から追加金額を支払われた日から 15 日が経過した後に追加下請代金を支払う場合の利息に関しては、第 13 条第 8 項を準用する。また、追加下請代金を手形または手形代替決済手段を利用して支払う場合における手形割引料と手数料の支払、および手形割引率と手数料率に関しては、第 13 条第 6 項、第 7 項、第 9 項、および第 10 項を準用する。この場合、「目的物などの受領日から 60 日」は「追加金額を受け取った日から 15 日」と見なす。

22. 原材料の価格変動による下請代金の調停(法第 16 条の 2)

(1) 調停の申請

下請事業者は製造などの委託を受けた後、目的物などの製造などに必要な原材料の価格が変動されて下請代金の調停が避けられない場合には、親事業者へ下請代金の調停を申請することができる。

(2) 不当な制限行為の禁止

「中小企業協同組合法」第 3 条第 1 項第 1 号または第 2 号による中小企業協同組合(以下「組合」という)は、急激な原材料価格の変動により組合員である下請事業者の下請代金の調停が避けられない場合には、親事業者へ下請代金の調停を申請することができる。この場合、組合は不当な競争を制限したり事業者の事業内容または活動に対して不当な制限をしてはならない。

(3) 親事業者の義務

親事業者は、上記(1)または(2)による申請があった日から 10 日以内に下請事業者と下請代金調停のための協議を開始しなければならない。正当な事由なく協議を拒否したり怠けたりしてはならない。

(4) 下請紛争調停協議会への調停申請

親事業者または下請事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、下請紛争調停協議会に調停を申請することができる。

- ① 上記(1)または(2)による申請があった日から 10 日が経過した後にも、親事業者が下請代金の調停のための協議を開始しない場合。
- ② 上記(1)または(2)による申請があった日から 30 日以内に下請代金の調停に関する合意に達しない場合。
- ③ 協議開始の後、合意に達しないことが明白に予想されるなど、大統領令で定める事由が発生した場合。

23. 不当な代物弁済の禁止(法第 17 条)

(1) 代物返済の禁止

親事業者は下請事業者の意思に反して下請代金を物品で支払ってはならない。

(2) 確認資料の提示

親事業者は(1)の代物返済をする前に所有権、担保提供など、物品の権利・義務関係を確認することが出来る資料を下請事業者に提示しなければならない。物品の種類によって提示すべき資料、資料提示の方法および手続きなど、その他の必要な事項は大統領令で定める。

24. 不当な経営干渉の禁止(法第 18 条)

親事業者は下請取引の量を調節する方法などを利用して、下請事業者の経営に干渉してはならない。

25. 報復措置の禁止(法第 19 条)

親事業者は下請事業者または組合が次の各号のいずれかに該当する行為をしたことを理由に、その下請事業者に対して、受注機会の制限や、取引の停止、その他、不利益を与える行為をしてはならない。

- ① 親事業者がこの法に違反したことを関係機関などに申告した行為
- ② 第 16 条の 2 第 1 項または第 2 項の親事業者に対する下請代金の調停申請、または同条第 5 項の下請紛争調停協議会に対する調停申請

26. 脱法行為の禁止(法第 20 条)

親事業者は下請取引に関連して迂回的な方法により、実質的にこの法の適用を免れるようとする行為をしてはならない。

27. 下請事業者の遵守事項(法第 21 条)

- ① 下請事業者は親事業者から製造などの委託を受けた場合には、その委託の内容を信義に従って誠実に履行しなければならない。
- ② 下請事業者は親事業者がこの法に違反する行為をすることに協調してはならない。
- ③ 下請事業者はこの法による申告をした場合には、証拠書類などを公正取引委員会に遅滞なく提出しなければならない。

28. 違反行為の申告など(法第 22 条)

(1) 申告者

誰であってもこの法に違反する事実があると認めるときは、その事実を公正取引委員会に申告することができる。

(2) 公正取引委員会の調査

公正取引委員会は上記(1)による申告があるときや、この法に違反する事実があると認めるときは必要な調査をすることができる。

(3) 親事業者への催告

親事業者の法に違反した行為に関する下請事業者の申告が公正取引委員会に受け付けられ、公正取引委員会がこの事実を親事業者に通知したときは、「民法」第 174 条による催告があったものと見なす。ただし、申告された事件が却下または棄却された場合や、取下げられた場合には、この限りでない。

29. 下請取引の書面実態調査(法第 22 条の 2)

(1) 書面実態調査

公正取引委員会は公正な下請取引秩序を確立するため、下請取引に関する書面実態調査を実施してその調査結果を公表しなければならない。

(2) 資料提出の要求

公正取引委員会は上記(1)による書面実態調査を実施しようとする場合には、調査対象者

の範囲、調査期間、調査内容、調査方法、および調査手続、調査結果の公表範囲などに関する計画を樹立しなければならず、調査対象者に下請取引の実態など調査に必要な資料の提出を要求することができる。

(3) 書面通知

公正取引委員会は上記(2)によって資料の提出を要求する場合には、調査対象者に資料の範囲や、内容、要求事由、提出期限などを明示して、書面にて通知しなければならない。

30. 調査対象取引の制限(法第 23 条)

(1) 調査開始の対象

公正取引委員会の調査開始の対象となる下請取引は、その取引が完了した日から 3 年が経過しないものと限定する。ただし、取引が完了した日から 3 年以内に申告された下請取引の場合には、取引が完了した日から 3 年が経過した場合にも調査を開始することができる。

(2) 取引終了日の定義

上記(1)において「取引が完了した日」とは、製造委託、修理委託、および役務委託のうち、知識・情報成果物の作成委託の場合には下請事業者が親事業者に委託を受けた目的物を納品または引渡した日を、役務委託のうち、役務の供給委託の場合には親事業者が下請事業者に委託した役務供給を完了した日をいい、建設委託の場合には親事業者が下請事業者に建設委託した工事が完工した日をいう。ただし、下請契約が中途に解約されたり、下請取引が中止されたりした場合には、解約または中止された日をいう。

31. 下請紛争調停協議会の設置および構成(法第 24 条)

「独占規制および公正取引に関する法律」第 48 条の 2 による韓国公正取引調停院(以下「調停院」という)および大統領令で定める事業者団体は、下請紛争調停協議会(以下、「協議会」という)を設置しなければならず、委員長 1 人を含めて 9 人以内の委員で構成するが、公益を代表する委員、親事業者を代表する委員、下請事業者を代表する委員がそれぞれ同数となるようにする。

32. 紛争の調停など(第 24 条の 4)

(1) 紛争の調停

協議会は公正取引委員会または紛争当事者が要請する親事業者と下請事業者の間の下請取引の紛争について、事実を確認したり、これを調停したりする。ただし、親事業者と下

請事業者が各々別の協議会に紛争の調停を要請した場合には、下請事業者が紛争の調停を要請した協議会がこれを担当する。

(2) 資料提出の要求

協議会は調停のために必要な場合には、該当紛争事実の確認に必要な範囲内で調査をしたり、紛争当事者に資料の提出や出席を要求したりすることができる。また、紛争当事者は協議会の会議に出席して意見を陳述したり、資料を提出したりすることができる。

33. 調停調書の作成とその効力(法第 24 条の 5)

協議会は調停事項について調停が成立した場合、調停に参加した委員と紛争当事者が署名または記名捺印した調停調書を作成する。この場合、紛争当事者の間で調停調書と同様の内容の合意が成立したものと見なす。

協議会は紛争当事者が調停手続を開始する前に、調停事項を自ら調停し、調停調書の作成を要求する場合には、その調停調書を作成することができる。

34. 是正措置(法第 25 条)

(1) 行為違反者に対する是正措置

公正取引委員会は、第 3 条第 1 項~第 4 項および第 9 項、第 3 条の 4、第 4 条~第 12 条、第 12 条の 2、第 12 条の 3、第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条~第 16 条、第 16 条の 2 第 4 項、および第 17 条~第 20 条の規定に違反した発注者と親事業者に対して、下請代金などの支払、法違反行為の中止、特約の削除や修正、再発の防止、その他是正に必要な措置を勧告したり、命じたりすることができる。

(2) 是正措置の擬制

協議会の調停が行われた場合には、特別な事由がなければ協議会が調停したとおり、公正取引委員会が上記(1)によって是正に必要な措置を取ったものと見なす。

35. 供託(法第 25 条の 2)

是正措置を受けた親事業者は、下請事業者が弁済を受けない場合や、弁済を受けることができない場合には、下請事業者のために弁済の目的物を供託してその是正措置の履行義務を免ずることができる。親事業者が過失なしに下請事業者を知ることができない場合にも同様である。

36. 課徴金(法第 25 条の 3)

公正取引委員会は次の各号のいずれかに該当する発注者、親事業者、および下請事業者に対して、下請事業者に製造などを委託した下請代金や、発注者、親事業者から製造などの委託を受けた下請代金の 2 倍を超過しない範囲内で課徴金を賦課することができる。

- ① 第 3 条第 1 項～第 4 項の規定に違反した親事業者
- ② 第 3 条第 9 項に違反して書類を保存しない者または下請取引に関する書類を虚偽で作成、発給した親事業者や下請事業者
- ③ 第 3 条の 4、第 4 条～第 12 条、第 12 条の 2、第 12 条の 3、第 13 条、および第 13 条の 2 に違反した親事業者
- ④ 第 14 条第 1 項に違反した発注者
- ⑤ 第 14 条第 5 項に違反した親事業者
- ⑥ 第 15 条、第 16 条、第 16 条の 2 第 2 項および第 17 条～第 20 条の規定に違反した親事業者

37. 罰則

(1)罰則(法第 29 条)

第 27 条第 3 項によって準用される「独占規制および公正取引に関する法律」第 62 条に違反した者は 2 年以下の懲役または 1 千万円以下の罰金に処する。

(2)罰則(法第 30 条)

- 1) 次の各号のいずれかに該当する親事業者は下請事業者に製造などを委託した下請代金の 2 倍に相当する金額以下の罰金に処する。
 - ① 第 3 条第 1 項から第 4 項および第 9 項、第 3 条の 4、第 4 条～第 12 条、第 12 条の 2、第 12 条の 3、および第 13 条に違反した者
 - ② 第 13 条の 2 第 1 項に違反して工事代金の支払を保証しない者
 - ③ 第 15 条、第 16 条第 1 項・第 3 項・第 4 項、および第 17 条に違反した者
 - ④ 第 16 条の 2 第 42 項に違反して正当な事由なしに協議を拒否した者
- 2) 次の各号のうち、①に該当する者は 3 億ウォン以下、②および③に該当する者は 1 億 5 千万ウォン以下の罰金に処する。
 - ① 第 19 条を違反して不利益を与える行為をした者
 - ② 第 18 条～第 20 条の規定に違反した者
 - ③ 第 25 条による命令に従わない者
- 3) 第 27 条第 2 項によって準用される「独占規制および公正取引に関する法律」第 50 条第 1 項第 2 号による鑑定を虚偽で行った者は 3 千万円以下の罰金に処する。

38. 過料(法第 30 条の 2)

- 1) 次の各号のいずれかに該当する者には、事業者または事業者団体の場合は 1 億円以下、事業者または事業者団体の役員、従業員と、その他の利害関係人である場合は 1 千万円以下の過料を賦課する。
 - ① 第 27 条第 2 項によって準用される「独占規制および公正取引に関する法律」第 50 条第 1 項第 1 号による出席処分に違反して正当な事由なしに出席しない者
 - ② 第 27 条第 2 項によって準用される「独占規制および公正取引に関する法律」第 50 条第 1 項第 3 号または同条第 3 項による報告または必要な資料や物件の提出をしない者や、虚偽で報告し、虚偽で資料や物件を提出した者
- 2) 第 27 条第 2 項によって準用される「独占規制および公正取引に関する法律」第 50 条第 2 項による調査を拒否、妨害、忌避した者には、事業者または事業者団体の場合は 2 億円以下、事業者または事業者団体の役員、従業員と、その他の利害関係人である場合は 5 千万円以下の過料を賦課する。
- 3) 第 22 条の 2 第 2 項による資料を提出しなかったり、虚偽で資料を提出したりした親事業者には 500 万円以下の過料を賦課する。
- 4) 第 27 条第 1 項によって準用される「独占規制および公正取引に関する法律」第 43 条の 2 による秩序維持の命令に従わない者には 100 万円以下の過料を賦課する。
- 5) 第 1 項から第 4 項までの規定による過料は公正取引委員会が賦課、徴収する。

39. 両罰規定(法第 31 条)

法人の代表者や、法人または個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人または個人の業務に関して、第 30 条に違反する行為をすると、その行為者を罰すること以外にその法人または個人にも該当条文の罰金刑を科する。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠っていない場合には、この限りでない。

付録:中小企業の法人税申告に関する主要内容

1. 税法上の中小企業の要件(租税特例制限法施行令第2条第1項)
2. 中小企業の判定要領
3. 中小企業の猶予期間の適用(租特令第2条第2項)
4. 中小企業に対する税法上の支援内容

中小企業の法人税申告に関する主要内容

<出所: 2014 年法人税申告案内、国税庁>

1. 税法上の中小企業の要件(租税特例制限法施行令(以下、「租特令」という)第 2 条第 1 項)

□下記の業種を主な事業として営む法人

作物栽培業、畜産業、漁業、鉱業、製造業、下水・廃棄物処理・原料再生および環境復元業、建設業、卸売および小売業、運輸業の中で旅客運送業、飲食店業、出版業、映像・オーディオ記録物製作および配給業、放送業、電気・通信業、コンピュータープログラミング・システム統合および管理業、情報サービス業、研究開発業、広告業、その他の科学技術サービス業、包装および充填業、専門デザイン業、展示および行事代行業、創作および芸術関連サービス業、人材供給および雇用斡旋業、コールセンターおよびテレマーケティングサービス業、職業技術分野学院(=塾)、エンジニアリング事業、物流産業、受託生産業、自動車整備工場運営業、船舶管理業、医療機関運営業、観光事業、老人福祉施設運営業、在家長期療養機関運営業、展示産業、省エネ専門企業が営む事業、職業能力開発訓練施設運営業、建物・産業設備掃除業、警備・警護サービス業、市場調査・世論調査業、社会福祉サービス業、一般都市ガス事業

- 常時使用する従業員数、資本金、売上高のうち、いずれかが、
 - 業種別に中小企業基本法施行令「別表 1」の基準以内でなければならない。
 - 所有および経営の実質的な独立性が、
 - 中小企業基本法施行令第 3 条第 1 項第 2 号の規定に適合した企業
 - －「独占規制および公正取引に関する法律」による相互出資制限企業集団に属しない会社
 - －個別財務諸表上、直前事業年度末の資産総額が 5,000 億円以上である法人(外国法人を含む)が、発行株式 総数の 30%以上を直・間接的に所有(「資本市場と金融投資業に関する法律」による集合投資機構を通じた間接所有の場合は除く)した最大株主である企業でないこと(中小企業基本法施行令第 3 条第 1 項 2 号参照)
- *間接所有の比率は「国際租税調整に関する法律施行令」第 2 条第 2 項を準用する。
- 関係企業に属する企業の場合、中小企業基本法施行令第 7 条の 4 によって算定した常時勤労者数、資本金、売上高、自己資本、資産総額が租特令第 2 条第 1 項各号外の但書による基準に該当すること

*関係会社制度：下記の中小企業から除外される基準を判断するとき、出資関係を形成している企業間で合算し計算する制度

- 中小企業から除外される基準以内であること(下記の要件のうち、いずれかに該当すると、中小企業に該当しない)
 - 従業員数 1 千人以上、自己資本 1 千億ウォン以上、売上高 1 千億ウォン以上
 - 資産総額 5 千億ウォン以上

2. 中小企業の判定要領

- 業種の区分
 - 租税特例制限法に特別な規定があることを除いては、実質内容によって統計庁長が告示する韓国標準産業分類を基準にして区分する。

- 常時使用する従業員数
 - 該当法人に継続雇用されている勤労者のうち、株主の役員、日雇勤労者、企業付設研究所の研究者(補助研究者を含む)、1 ヶ月間 60 時間未満の勤労者を除外した数とし、該当課税年度の毎月末日現在の人員をプラスして該当月数で割った人員を基準にして計算する。

*短時間勤労者のうち、1 ヶ月間の所定勤労時間が 60 時間以上の勤労者 1 人は 0.5 人として計算する。

- 自己資本
 - 課税年度終了日現在における貸借対照表上の資産から負債を差し引いた金額

- 資本金
 - 株券上場法人、外部監査の対象となる企業の場合には、課税年度終了日現在における企業会計基準に基づいて作成した貸借対照表上の資本金と資本剰余金をプラスした金額
 - その他の法人の場合には、貸借対照表上の資本金と貸借対照表上の資産から負債を差し引いた金額のうち、多い金額

- 売上高
 - 企業会計基準によって作成した損益計算書上の売上高

- 資産総額
 - 課税年度終了日現在における貸借対照表上の資産総額
- 兼業の場合における中小企業該当業種の判定
 - 事業別の収入金額が多い事業を主な事業として見なす(租特令第 2 条第 3 項)
 - * 中小企業に該当するかどうかは、事業全体の従業員数、資本金、および売上高を基準にして判定する。

3. 中小企業の猶予期間の適用(租特令第 2 条第 2 項)

- 猶予期間の適用対象
 - 中小企業の従業員数、資本金、および売上高が、業種別に中小企業基本法施行令の(別表 1)を超過するとき
 - 中小企業から除外される基準に該当するとき
 - 中小企業が「中小企業基本法施行令」第 3 条第 1 項第 2 号、別表 1 および別表 2 の改正によって新に中小企業に該当しなくなったとき(租特令第 2 条第 5 項)
 - ☞ただし、関係企業の基準によって中小企業に該当しなくなった場合には、猶予期間の適用を受けることができない。(企画財政部租税特例制度課・165 2013.2.26)
 - 猶予期間の適用方法
 - 最初その事由が発生した課税年度と、その後の 3 課税年度までに中小企業と見なす。
 - 猶予期間が経過した後には課税年度別に中小企業に該当するかどうかを判定する。
 - 猶予期間の適用除外
 - 中小企業以外の企業と合併する場合
 - 猶予期間中の企業と合併する場合
 - 所有および経営の実質的な独立性基準に適合な企業外の企業に該当する場合(租特令第 2 条第 1 項第 3 号)
 - 創業日が属する課税年度終了日から 2 年以内の課税年度終了日現在における中小企業の基準を超過する場合
 - 主業種が中小企業以外の業種に変更される場合
- *租特令第 6 条第 5 項: 小企業は猶予期間がない。

【参考】

- 中小企業に該当する業種の判定
 - －海外委託生産時の業種区分
製造業の要件は、統計庁長が告示する韓国標準産業分類によるものであり、内国法人が海外にある製造業体に委託して製品を生産する場合には、卸売業に分類する(書面 2 チーム-1309、2006.7.12)。
 - －兼業法人の主業種の判定方法
2つ以上の異なる事業を営むとき、事業別の収入金額が多い事業を主な事業として見なし、中小企業基準を適用して中小企業に該当するかどうかを判断する(制度 46012-10609、2001.4.14)。
 - －韓国標準産業分類の変更で租税特例の適用を受けられなくなる場合
内国法人が製造業に該当する非金属再生材料の加工処理業を営む途中、2008.2.1.韓国標準産業分類の改正によって該当業種が下水・廃棄物処理、原料再生および環境復元業に変更された場合、租税特例制限法第7条の中小企業に対する特別税額減免を適用するにおいて同法施行令第6条第5項の小企業に該当するかどうかは、同法第2条第3項但書によって2009事業年度までは変更前の韓国標準産業分類による業種で判断する(法規法人 2009-434、2009.12.29)
⇒韓国標準産業分類が変更された課税年度とその次の課税年度までは、変更前の韓国標準産業分類による業種に基づき租税特例を適用する。
- 猶予期間の適用
 - －小企業は猶予期間を適用しない。
中小企業猶予期間内の法人であって常時使用する従業員数が小企業の要件を充たさない法人は、中小企業に対する特別税額減免規定が適用される小企業でない(経産部租例-290、2006.5.12)。
 - －間接所有比率の適用で独立性基準を不充足するときは中小企業猶予期間を適用する。
租税特例制限法施行令(2008.2.22.大統領令第20620号に改正されたもの)第2条第1項第3号の要件を充たさず中小企業適用が排除される場合、同条第5項および同施行令付則第3条第1項によって2009事業年度(2009.1.1.~2009.12.31.)とその次の3事業年度まで中小企業と見なす(企画財政部租税特例税度課-972、2011.10.26)
 - －猶予期間中の中小企業が物的分割するときは分割新設法人の猶予期間を承継する。
租税特例制限法施行令第2条第2項本文によって猶予期間が適用された法人が法人税法第46条第2項の各号の要件を充たして分割したり、同法第47条第1項の規定によって物的分割することにおいて分割新設法人が租税特例制限法施行令第2条第1項第1号の規模基準を超過しても分割当時、分割法人の残存猶予期間内に終了する各課税年度までは中小企業と見なす(法人税課-776、2010.08.20)
 - －創業法人における猶予期間適用の可否
租税特例制限法施行令第2条第2項による中小企業猶予期間を適用するにおいて、中小企業が「創業日に属する課税年度の次の課税年度終了日現在、中小企業基準を超過する場合」の事由によって中小企業に該当しなくなった場合には、猶予期間を適用しない(法人税課-428、2009.04.09)

- －関係企業基準の新設による中小企業の猶予適用の可否
2009年3月5日に新設された中小企業基本法施行令および2010年10月30日に改正された租税特例制限法施行令の関係企業基準によって中小企業に該当しなくなった企業の場合、租税特例制限法施行令第2条第5項による猶予の適用を受けることができない。(企画財政部租税特例制度課-165、2013.2.26)
- －2012年における中小企業の独立性基準を判断する際の支配従属関係の判断時点
内国法人(外部監査対象法人)が2012事業年度に租税特例制限法施行令第2条第1項第3号によって中小企業基本法施行令第3条第1項第2号ダ目の関係企業基準を適用する場合、支配または従属の関係は該当事業年度の終了日を基準として判断する。(書面法規課-1133、2013.10.18)

4. 中小企業に対する税法上の支援内容

<法人税法上の支援>

内 容	一般法人	中小企業
接待費限度額 (法第25条)	－認容限度額: ①+② ①基本金額 1,200万円 ②収入金額×収入金額 適用率 0.03%~0.2%	－認容限度額: ①+② ①基本金額 1,800万円 ②同左
欠損金遡及控除	該当なし	選択によって可能
分納期間 (法第64条)	納付期限の経過日から1ヶ月以内	納付期限の経過日から2ヶ月以内

<租税特例制限法上の支援>

内 容	一般法人	中小企業
中小企業投資税額控除 (法第5条)	該当なし	事業用資産投資金額×3%
中小企業の情報化(IT) 支援事業に対する特例 (法第5条の2)	該当なし	中小企業が中小企業庁などから情報化のための拠出金などの支援を受けて投資する場合 ・一時償却引当金として損金算入し、減価償却費と相殺して益金算入(課税繰延)
創業中小企業などに対する税額減免 (法第6条)	該当なし	創業後(ベンチャー企業確認後)、最初に所得が発生した年度と、その後3年間は法人税を50%を減免 *2008年1月1日以後、ベンチャー確認期間を「創業後3年」に変

		更し、要件を緩和する。
<p>中小企業に対する特別税額減免 (法第7条)</p> <p>*2005年1月1日以後、最初に開始する事業年度分から、本店基準から事業場基準へと変更(本店が首都圏内にある場合には、すべての事業場を首都圏と見なして減免比率を適用)</p> <p>*小企業から除外される基準を新設</p> <p>2009年2月4日以後に開始する課税年度分から、売上高100億円以上の企業は小企業から除く。</p>	該当なし	<p>-小企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業など: 10% ・首都圏内の卸売業など以外: 20% ・首都圏外の卸売業など以外: 30% <p>-中企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏外の卸売業など: 5% ・首都圏外の卸売業など以外: 15% ・首都圏内の知識基盤: 10% <p>*卸売業など: 卸売業、小売業、医療業</p>
<p>企業の手形制度を改善するための税額控除(法第7条の2)</p>	<p>-ネットワークローン制度を利用して中小企業に支払う購買代金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(30日以内決済金額-約束手形決済額)×0.4% ・(31~60日以内決済金額-約束手形決済額)×0.15% <p>*限度: 法人税の10%</p>	<p>-中小企業が為替手形、販売代金取立て依頼書、支払期限が60日以内の企業購買専用カード、償還期限が60日以内の売掛債権担保貸出、および代金決済期限が60日以内の購買ローン、ネットワークローンなどを利用して決済する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(30日以内決済金額-約束手形決済額)×0.5% ・(31~60日以内決済金額-約束手形決済額)×0.15% <p>*限度: 法人税の10%</p>
<p>中小企業支援設備に対する損金算入特例 (法第8条)</p>	<p>内国人が事業用資産を中小企業に無償寄贈するとき、または低価格で譲渡するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄贈金額を損金に算入する。 	<p>-寄贈を受けた設備価額に相当する金額を損金に算入する(課税繰延)</p>
<p>研究および人材開発費の税額控除 (法第10条)</p>	<p>新成長動力研究開発、源泉技術研究開発×20%</p>	<p>新成長動力研究開発、源泉技術研究開発×30%</p>
	<p>上記に該当・選択しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①、②のうち多いものを選択 ①直前4年の年平均発生額の超過金額×40% ②当該年度 R&D 費用×(3%+α)→6%限度 	<p>上記に該当・選択しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①、②のうち多いものを選択 ①直前4年の年平均発生額の超過金額×50% ②当該年度 R&D 費用×25% <p>*中小企業卒業に伴う控除率の段階的な引下</p>

		-中小企業卒業以降(猶予期間を含む)3年間 15%、その以降 2年間 10%
	<p>※中堅企業の控除率の新設 (2013年1月1日以降開始の課税年度)</p> <p>①、②のうち、多いものを選択</p> <p>① 直前 3 年の年平均発生額の超過金×40%</p> <p>② 当該年度 R&D 費用×8%</p>	<p>☞中堅企業(租税特例制限法施行令第9条第4項)</p> <p>1. 中小企業でないこと</p> <p>2. 主な事業が中小企業対象の業種</p> <p>3. 相互出資制限企業集団でないこと</p> <p>4. 直前3年の平均売上が3千億円未満</p>
特許権などを取得するときの税額控除(法第12条第2項)	該当なし	-取得金額の7% (法人税の10%限度)
生産性向上施設投資に対する税額控除(法第24条)	-投資金額の3%	-投資金額の7% -他人の設備をインターネットを通して利用する(ASP方式)金額の7%
雇用維持中小企業などに対する課税特例(法第30条の3)	該当なし	-所得控除: 常時勤労者1人当りの年間賃金総額減少額×常時勤労者数×50% *2009年5月21日が属する課税年度から適用する。
事業を転換した中小企業の税額減免(法第33条の2)	該当なし	業種を転換した中小企業の法人税を4年間50%減免する。 *5年以上事業を営む中小企業を対象とする。
首都圏過密抑制圏域以外の地域に移転する中小企業の税額減免(法第63条)	該当なし	工場移転日が属する事業年度と、その後6年間(4年間)は100%、その後の3年間(2年間)は50% *工場のない場合には、第63条の2(法人の本社を首都圏以外の地域に移転するときの税額減免)を適用する。
法人の工場・本社を首都圏以外の地域に移転するときの税額減免(法第63条の2)	中小企業と同一である。	移転日が属する事業年度とその後6年間(4年間)は100%、その後の3年間(2年間)は50% *消費性サービス業、不動産賃貸・仲介・売買業、建設業は除く。
農工団地に入居する企業などに対する税額減免(法第64条)	-農工団地内に農漁村所得源開発事業を営む内国人は最初所得発生年度と、その後の4年間は法人税の50%を減免する。	-同左 -開発促進地区などに入居するとき、最初所得発生年度と、その後の4年間は法人税の50%を減

		免する。																														
中小企業の工場移転に対する課税特例 (法第 85 条の 8)	該当なし	-10 年以上工場を運営してきた中小企業が首都圏過密抑制圏域以外に移転するために工場を譲渡した場合には、譲渡差益相当額を 2 年間据置き、その後、2 年間は均等額を益金に算入する。																														
首都圏過密抑制圏域内への投資に対する租税減免の排除 (法第 130 条)	1990 年 1 月 1 日以後、首都圏過密抑制圏域内に新たに事業場を設置する場合や、従来の事業場を移転して設置する場合は、各種投資税額控除を排除する。	1990 年 1 月 1 日以後、首都圏過密抑制圏域内に新たに事業場を設置する場合や、従来の事業場を移転して設置する場合にも、代替投資については各種投資税額控除が可能である(増設投資の場合は控除されない)。																														
	*首都圏過密抑制圏域の投資に対して、臨時投資税額控除を一時的に許容する(投資金額の 3%) ☞2009 年 1 月 1 日以後に投資を開始して 2009 年 12 月 31 日までに投資するとき																															
最低限税 (法第 132 条)	①、②のうち、大きい金額 ①各種減免後の税額 ②減免前の課税標準×最低限税率	①、②のうち、大きい金額 ①各種減免後の税額 ②減免前の課税標準×最低限税率																														
	* 最低限税の適用税率																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>課税標準</th> <th>'10 年</th> <th>'11~'12 年</th> <th>'13 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業</td> <td>猶予期間 4 年を含む</td> <td>7%</td> <td>7%</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般企業</td> <td>猶予期間以降 1~3 年次</td> <td>-</td> <td>8%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>猶予期間以降 4~5 年次</td> <td>-</td> <td>9%</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>1 百億円以下</td> <td rowspan="2">10%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>1 千億円以下</td> <td>11%</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>1 千億円超過</td> <td>14%</td> <td>14%</td> <td>16%</td> </tr> </tbody> </table>		区分	課税標準	'10 年	'11~'12 年	'13 年	中小企業	猶予期間 4 年を含む	7%	7%	7%	一般企業	猶予期間以降 1~3 年次	-	8%	8%	猶予期間以降 4~5 年次	-	9%	9%	1 百億円以下	10%	10%	10%	1 千億円以下	11%	12%	1 千億円超過	14%	14%	16%
区分	課税標準	'10 年	'11~'12 年	'13 年																												
中小企業	猶予期間 4 年を含む	7%	7%	7%																												
一般企業	猶予期間以降 1~3 年次	-	8%	8%																												
	猶予期間以降 4~5 年次	-	9%	9%																												
	1 百億円以下	10%	10%	10%																												
	1 千億円以下		11%	12%																												
1 千億円超過	14%	14%	16%																													
	注 1)社会的企業は一般企業に該当しても 7%の最低限税率を適用する。 注 2)2011.1.1.以降に最初開始する事業年度分から適用する。																															